

# 官報号外 平成七年四月二十八日

## ○第一百三十二回 参議院会議録第二十号(その一)

平成七年四月二十八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十号

平成七年四月二十八日

午前十時開議

第一 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の

禁止並びに廃棄に関する条約の締結について

承認を求めるの件(衆議院送付)

第一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法

律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議

院送付)

第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

第四 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 放送法の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま

す。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認すること

に決しました。

(賛成者起立)

ます。

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま

す。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま

す。

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま

す。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 日程第一 海洋汚染及び海

上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長大

久保直彦君。

(田村秀昭君登壇、拍手)

○田村秀昭君 ただいま議題となりました化学兵

器禁止条約につきまして、外務委員会における審

査の経過と結果を御報告申し上げます。

(大久保直彦君登壇、拍手)

○大久保直彦君 ただいま議題となりました法律

案につきまして、運輸委員会における審査の経過

と結果を御報告申し上げます。

(中西珠子君登壇、拍手)

○中西珠子君 ただいま議題となりました刑法の

一部を改正する法律案につきまして、法務委員会

における審査の経過と結果を御報告申し上げま

す。

平成七年四月二十八日 参議院会議録第二十号(その一) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案 放送法の一部を改正する法律案

1

問題等について質疑を行ったほか、参考人の意見を聴取する等慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。  
以上、御報申し上げます。(拍手)

木家は養成の語君の意を才めおひ  
〔贊成者起立〕  
○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。  
よって、本案は全会一致をもって可決されまし  
た。

○議長(原文丈兵衛君) 日程第四 銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

〔岩本久人君登壇、拍手〕

本法律案は、最近、けん銃を使用した凶悪犯罪が急増し、また、けん銃の一般社会への拡散傾向が顕著となっていることなどに対応するため、けん銃取り締まり強化の一環として、発射罪の新設、けん銃美包所持罪の新設等、けん銃等の発射に関する規制を強化するとともに、通関等の際にけん銃等を抜き取り、または別の物に差しかえた上で、けん銃等の密輸入等に関する人物を特定し

検挙しようとする捜査手法であるクリーン・コントロールド・デリバリーを実効あらしめるため機関規定を新設するなど、けん銃等の密輸入等に關する罰則の強化を図るほか、けん銃犯罪に対する取り締まりを効果的に行うため、警察官等によるけん銃等の譲り受け等の規定を新設しようとする

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

しました。  
なお、本法律案に対して附帯決議が付されてお  
ります。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。  
す。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

ત્રણ

○議長原文兵衛君 日程第五 改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。  
田健一君 まず、委員長の報告を求めます。通信委員長山

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

१५

本法律案は、眞実でない事項の放送により権利侵害された者に対する救済措置の改善を図るた  
く訂正または取り消しの放送の請求期間を延長するとともに、放送事業者が放送番組を保存すべ  
く期間を延長する等の改正を行おうとするもので  
ります。

委員会におきましては、訂正放送制度の周知徹  
底、報道の自由の確保と人権侵害に対する救済の  
要性、視聴者の立場に立った放送法のあり方等  
諸問題について質疑が行われましたが、その詳  
細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一  
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた  
ました。

なお、本法律案に対し、三項目にわたる附帯決  
議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま  
す。

よつて、本案は全会一致をもって可決されまし  
ます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十四分散会

---

出席者は左のとおり。

議員	横尾和伸君	議長	原文兵衛君
	都築譲君	副議長	荒木清寛君
	武田節子君		山崎順子君
寺澤芳男君			山下栄一君
			泉信也君

北澤	釤宮	風間	星野	中川	平野	鹿熊
宮澤	伊江	坂野	吉川	竹山	永田	高木
安正君	朝雄君	弘君	芳男君	裕君	秀樹君	良雄君
重信君	省吾君	正明君	哲朗君	勝君	清元君	吉宏君
俊美君	秀昭君	直嶋君	鈴木君	椎名	榮治君	素夫君
眞美君	祐君	大久保	順郎君	顯正君	公人君	陳平君
眞美君	良平君	直彥君	順郎君	正行君	教美君	祐君
眞美君	和田	片上	足立	中村	野末	及川
眞美君	和田	片上	足立	中村	野末	及川
眞美君	和田	片上	足立	中村	野末	及川

浜四津敏子君	長谷川	猪熊	刈田
寺崎	昭久君	重二君	廣中和歌子君
木暮	山人君	小林	正君
牛嶋	正君	勝木	健司君
広中	貞子君	中西	高桑
和歌子君		吉田	鶴岡
寺崎		永野	矢原
昭久君		掌本	林
清君		安恒	鶴岡
		三石	洋君
		前島英三郎君	之久君
		吉村剛太郎君	榮松君
		清水嘉与子君	秀男君
		成瀬	寛子君
		守重君	珠子君
		合馬	珠子君
		須藤良太郎君	秀男君
		守住	寛子君
		有信君	珠子君
		石井	珠子君
		道子君	珠子君
		下稻葉耕吉君	珠子君
		覺治君	珠子君
遠藤	北	柳川	珠子君
沢田	田沢	岡野	珠子君
岡部	岡部	岡野	珠子君
村上	村上	二郎君	珠子君
尾辻	秀久君	一精君	珠子君
		修二君	珠子君
		智治君	珠子君
		要君	珠子君
		正邦君	珠子君

官 報 (号 外)

平成七年四月二十八日 参議院会議録第一千十号(その一) 議長の報告事項

平成七年四月二十八日 参議院会議録第一十号(その一) 議長の報告事項

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成六年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

尾辻 秀久君

河本 三郎君  
大河原太一郎君

運輸委員

辞任

補欠

尾辻 秀久君

河本 三郎君  
山崎 正昭君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方分権及び規制緩和に関する特別委員

辞任

補欠

瀬谷 英行君

今井 澄君

辞任

堀 利和君

竹村 泰子君

辞任

釘宮 譲君

広中和歌子君

辞任

吉川 春子君

牛嶋 正治君

辞任

外務委員会に付託

精神保健法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

厚生委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一六号)

更生保護事業法案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

旅行業法の一部を改正する法律案

郵便振替法の一部を改正する法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

郵便貯金法の一部を改正する法律

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律

外交政策局長柳井俊二君の第百三十二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

の整備等に関する法律案

郵便振替法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案

同日議長から次の報告書が提出された。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八二三号)審査報告書

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第六六号)審査報告書

刑法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)審査報告書

鉄砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第九五号)審査報告書

放送法の一部を改正する法律案(閣法第八五号)審査報告書

刑法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)審査報告書

防衛厅・自衛隊における法律秘に關する再質問主意書(既正敏君提出)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

旅行業法の一部を改正する法律

防衛厅・自衛隊における法律秘に關する再質問主意書(既正敏君提出)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

官報  
號外  
平成七年四月二十八日

平成七年四月二十八日

○ 第百三十二回 參議院會議錄第二十號(その二)

〔本号(その一)参照〕

審查報告書

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
平成七年四月二十七日

參議院議長 原文兵衛殿  
外務委員長 田村秀路

## 要領書 員会の決定の理由

この多様な、嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に向けての

並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
平成七年三月三十日

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 土井たか子

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件  
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

承認を求めるの件  
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約

この条約の締約国は、  
前文  
止並びに廃棄に関する条約

毒氣の実施を制限するための機関を設立すること、化学兵器の禁止のための機関を設立すること等について定めるものである。我が國がこの条約を締結することは、化学兵器の完全な廃絶に向けた国際協力を促進するとの見地から有義であると認められるので、妥当な措置と認める。

この条約の締結により、我が国は、機関の活動に要する費用に係る分担金を支払うことなる。

かつ完全な軍備縮小（あらゆる種類の大量破壊兵器の禁止及び廃棄を含む。）に向けての効果的な進展を図ることを決意し、  
国際連合憲章の目的及び原則の実現に貢献する  
ことを希望し、

はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書(以下「千九百一十五年のジュネーヴ議定書」といふ)の原則及び目的に反するすべての行為を繰り返し非難してきたことを想起し、

この条約は、千九百二十五年のジュネーヴ議定書並びに千九百七十二年四月十日にロンドン、モスクワ及びワシントンで署名された細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の原則及び目的並びに同議定書及び同条約に基づく義務を再確認するものであることを認識し、

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約第九条に規定する目標に留意し、

全人類のため、千九百一十五年のジュネーヴ議定書に基づく義務を補完するこの条約の実施によって化学兵器の使用の可能性を完全に無くすことを決意し、

戦争の方法としての除草剤の使用の禁止が関連する協定及び国際法の原則において定められてることを認識し、

化学の分野における成果は人類の利益のためにのみ使用されるべきであることを考慮し、

すべての締約国の経済的及び技術的発展を促進するため、この条約によつて禁止されていない目的のために、化学に関する活動の分野における国際協力並びに科学的及び技術的情報の交換並びに化学物質の自由な貿易を促進することを希望し、

化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲及び使用の完全かつ効果的な禁止並びに廃棄が、これらの共通の目的を達成するために必要な措置であることを確信して、

次のとおり協定した。

平成七年四月二十八日 参議院会議録第二十号(その一) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

2 「毒性化学物質」とは、生命活動に対する化学作用により、人又は動物に対し、死、一時的に機能を著しく害する状態又は恒久的な害を引き起こし得る化学物質(原料及び製法のいかんを問わず、また、施設内、彈薬内その他のいかなる場所において生産されるかを問わない。)をいう。

(この条約の実施上、検証措置の実施のために特定された毒性化学物質は、化学物質に関する附属書の表に掲げる。)

### 3 「前駆物質」とは、毒性化学物質の生産(製法のいかんを問わない。)のいずれかの段階で関与する化学反応体をいうものとし、二成分又は多成分の化学系の必須成分を含む。

(この条約の実施上、検証措置の実施のために特定された前駆物質は、化学物質に関する附属書の表に掲げる。)

### 4 「二成分又は多成分の化学系の必須成分」(以下「必須成分」という。)とは、最終生成物の毒性を決定する上で最も重要な役割を果たし、かつ、二成分又は多成分の化学系の中で他の化学物質と速やかに反応する前駆物質をいう。

5 「老朽化した化学兵器」とは、次のものをいう。

(a) 千九百一十五年より前に生産された化学兵器

(b) 千九百一十五年から千九百四十六年までの間に生産された化学兵器であって、化学兵器として使用することができなくなるまで劣化したもの

6 「遺棄化学兵器」とは、千九百一十五年一月一日以降にいざれかの国が他の国の領域内に当該他の国との同意を得ることなく遺棄した化学兵器(老朽化した化学兵器を含む。)をいう。

7 「暴動鎮圧剤」とは、化学物質に関する附属書の表に掲げていない化学物質であって、短時間で消失するような人間の感覚に対する刺激又は行動を困難にする身体への効果を速やかに引き起こすものをいう。

8 「化学兵器生産施設」とは、

- (a) 千九百四十六年一月一日以降のいずれかの時に、次の(i)に該当するものとして又は次の(ii)のために設計され、建造され又は使用された設備及びこれを収容する建物をいう。

- (i) 化学物質の生産段階(「技術の最終段階」の一部であって、当該設備が稼働している時に物質の流れが次のいずれかの化学物質を含むもの)

- (ii) 化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質

- (2) 化学兵器のために使用され得る他の化学物質であって、締約国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所において、この条約によって禁止されていない目的のためには年間一トンを超える用途がないもの

- (ii) 化学兵器の充填(特に、化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質の弾薬類、容器への充填、組立て式の二成分型弾薬類及び装置の部分を構成する容器への充填、並びに装置の部品を構成する装置への搭載を含む。)

- (3) 「防護目的、すなわち、毒性化学物質及び化学兵器に対する防護に直接関係する目的

- (c) 化学兵器の使用に関連せず、かつ、化学物質の毒性を戦争の方法として利用するものではない軍事的目的

- (d) 国内の暴動の鎮圧を含む法の執行のための目的

9 「生産能力」とは、関係する施設において実際に使用されている技術的工程又はこの工程がまだ機能していない場合には使用される予定の技術的工程に基づいて特定の化学物質を一年間に製造し得る量をいう。生産能力は、標示された能力又はこれが利用可能でない場合には設計上の能力と同一であるとみなす。標示された能力は、生産施設にとっての最大量を生産するための最適な条件下における生産量であって、一又は二以上の実験によって証明されたものとする。設計上の能力は、標示された能力に対応する。設計上の能力は、標示された能力に対応する理論的に計算された生産量とする。

### 10 「機関」とは、第八条の規定に基づいて設立する化学兵器の禁制の機関をいう。

(a) 化学物質の「加工」とは、化学反応により化学物質を生成することをいう。

(b) 「機関」とは、第六条の規定の適用上、(i)に規定する化学物質をこの条約に規定する化学物質を合成分するための生産能力を有する施設であつて当該能力が一トン未満のもの

(ii) (i)に規定する化学物質をこの条約によつて禁止されていない目的のための活動

の不可避の副産物として生産し又は生産した施設。ただし、当該化学物質が総生産量の三パーセントを超えないこと並びに当該

施設が実施及び検証に関する附属書(以下「検証附属書」という。)に従つて申告及び査察の対象となることを条件とする。

(iii) この条約によって禁止されていない目的のために化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質を生産する検証附属書第六部に規定する単一の小規模な施設

11 「第三条 申告

(a) 化学兵器に関する申告

(i) 自国が化学兵器を所有するか否か若しくは占有するか否か又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に化学兵器が存在するか否かを申告する。

(ii) 檢証附属書第四部(A)の1から3までの規定に従い、自國が所有し若しくは占有する化学兵器又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器の正確な所在地、総量及び詳細な目録を明示する。ただし、(iv)に規定する化学兵器を除く。

(iii) 檢証附属書第四部(A)の規定に従い、他の国が所有し及び占有し、かつ、他の国の管轄又は管理の下にある場所に存在する化学兵器であって、自國の領域内にあるものを報告する。

(iv) 千九百四十六年一月一日以降自國が直接又は間接に化学兵器を移譲したか否か又は受領したか否かを申告し、及び検証附屬書第四部(A)の規定に従つて化学兵器の移譲又は受領について明示する。

(v) 檢証附属書第四部(A)の規定に従い、自國が所有し若しくは占有する化学兵器又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器の廃棄のための全般的な計画を提出する。

(vi) 老朽化した化学兵器及び遺棄化学兵器に関する附属書第四部(A)の規定に従い、自國の領域内に老朽化した化学兵器を有するか否かを申告し、及び検証附属書第四

- (ii) 部(B)3の規定に従つてすべての入手可能な情報を提供する。
- (iii) 自国の領域内に遺棄化学兵器が存在するか否かを申告し、及び検証附属書第四部(B)8の規定に従つてすべての入手可能な情報を提供する。
- (iv) 他の国(領域内に化学兵器を遺棄したか否かを申告し、及び検証附属書第四部(B)10の規定に従つてすべての入手可能な情報を提供する。
- (v) 化学兵器生産施設に関する(i) 千九百四十六年一月一日以降のいずれかの時に、自國が化学兵器生産施設を所有し若しくは占有するか否か若しくは所有し若しくは占有していたか否か又は自國の管轄下にある場所に化学兵器生産施設が存在するか否か若しくは存在していなかったか否かを申告する。
- (vi) 検証附属書第五部1の規定に従い、千九百四十六年一月一日以降のいずれかの時に、自國が所有し若しくは占有し若しくは所有していた若しくは占有していた化学兵器生産施設又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在し若しくは存在していなかったか否かを申告する。
- (vii) 検証附属書第五部2の規定に従い、千九百四十六年一月一日以降のいずれかの時に、自國が所有し若しくは占有し若しくは所有していた若しくは占有していた化学兵器生産施設又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在し若しくは存在していなかった化学兵器生産施設を除く。

- (viii) 検証附属書第五部7の規定に従い、自國が所有し若しくは占有する化学兵器生産施設又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器生産施設を一時的に化学兵器の廃棄施設に転換する場合には、そのための全般的な計画を提出する。
- (ix) 他の施設に関する(i) 有する施設又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する施設であって、千九百四十六年一月一日以降主に化学兵器の開発のために設計され、建設され又は使用されたもとの正確な所在地並びに活動の性質及び全般的な範囲を明示する。この申告には、特に実験施設及び試験評価場を含める。
- (x) 暴動鎮圧剤に関する(i) 暴動鎮圧剤の化学物質の化学名、構造式及びケミカル・アブストラクト・サービス(以下「CAS」という)登録番号が付されている場合は当該番号を明示する。この申告は、その内容に変更が生じた後三十日以内に改定する。
- (xi) 千九百四十六年一月一日以降自國が直接又は間接に化学兵器の生産のための設備を移譲したか否か又は受領したか否かを申告し、及び検証附属書第五部の3から5まで

- 2 (d) この条の規定に従つて当該設備の移譲又は受領に従つて明示する。
- (e) 検証附属書第五部6の規定に従い、自國が所有し若しくは占有する化学兵器生産施設又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器生産施設の廃棄のための全般的な計画を提出する。
- (f) 検証附属書第五部1(i)の規定に従い、自國が所有し若しくは占有する化学兵器生産施設又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器生産施設の閉鎖のためによるべき措置を明示する。
- (g) 検証附属書第五部7の規定に従い、自國が所有し若しくは占有する化学兵器生産施設又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器生産施設を一時的に化学兵器の廃棄施設に転換する場合には、そのための全般的な計画を提出する。
- 3 2 この条の規定を実施するための詳細な手続は、検証附属書に定める。
- 3 1 に規定する化学兵器が貯蔵され又は廃棄されるすべての場所は、検証附属書第四部(A)の規定に従い、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証の対象とする。
- 4 4 締約国は、現地査察を通じた申告の体系的な検証のため、前条1(a)の規定に基づく申告を行つた後直ちに1に規定する化学兵器へのアクセスを認める。締約国は、その後、当該化学兵器のいれども移動させてはならないものとし(化学兵器の廃棄施設への移動を除く)、体系的な現地検証のため、当該化学兵器へのアクセスを認める。
- 5 5 締約国は、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証のため、自國が所有し若しくは占有する化学兵器の廃棄施設及びその貯蔵場所又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器の廃棄施設及びその貯蔵場所へのアクセスを認める。

- 6 6 締約国は、検証附属書及び合意された廃棄する場所に存在し又は存在していたもの(自國の領域内にあるものに限る)を報告する。
- 7 7 締約国は、次のことを行う。
- 8 8 締約国は、6に規定する十年の廃棄のための期間が経過した後にこの条約を批准し又はこの条約に加入する場合には、1に規定する化学兵器をできる限り速やかに廃棄する。当該締約国は、このための廃棄の規律及び厳重な検証の手続については、執行理事会が決定する。
- 9 9 化学兵器に関する旨頭申告の後に締約国がその存在を知った化学兵器については、検証附属書第四部(A)の規定に従つて、報告し、保全及び廃棄する。
- 10 10 締約国は、化学兵器の輸送、試料採取、貯蔵及び廃棄に当たっては、人の安全を確保し及び環境を保護することを最も優先させる。締約国は、安全及び排出に関する自國の基準に従つて、化学兵器の輸送、試料採取、貯蔵及び廃棄を行う。
- 11 11 締約国は、他の国が所有し若しくは占有する化学兵器又は他の国(領域内に埋められた化学兵器であつて引き続き埋められたままであるもの又は千九百八十五年一月一日前に海洋に投棄された化学兵器についての比率及び順序(以下「廃棄の規律」という)に従い、1に規定するすべての化学兵器を廃棄する。廃棄は、この条約が自國について効力を生じた後二年以内に開始し、この条約が効力を生じた後十年以内に完了する。締約国は、当該化学兵器をより速やかに廃棄することを妨げられない。
- 12 12 締約国は、化学兵器の輸送、試料採取、貯蔵及び廃棄する場合に、この条約が自國について効力を生じた後一年以内にこれらの化学兵器が自國の領域から撤去されることを確保するため、最大限の努力を払う。これらの化学兵器が一年

平成七年四月二十八日 参議院会議録第二十号(その一) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

八

13	以内に撤去されない場合には、当該締約国は、機関及び他の締約国に対し、これらの化学兵器の廃棄のために援助を提供するよう要請することができます。
12	化学兵器の安全かつ効率的な廃棄のための方法及び技術に関する情報又は援助の提供を要請する他の締約国に対して協力することを約束する。
13	機関は、この条の規定及び検証附属書第四部(A)の規定に従つて検証活動を行うに当たり、化学兵器の貯蔵及び廃棄の検証に関する締約国間の二国間又は多数国間の協定との不必要的な重複を避けるための措置を検討する。
14	(a) 当該二国間又は多数国間の協定の検証に関する規定がこの条及び検証附属書第四部(A)の検証に関する規定に適合すること。 (b) 当該二国間又は多数国間の協定の実施によってこの条約の関連規定の遵守が十分に確保されること。 (c) 当該二国間又は多数国間の協定の締約国がその検証活動について機関に対し常時十分な情報の提供を行うこと。
15	執行理事会が13の規定に従つて決定する場合には、機関は、13に規定する二国間又は多数国間の協定の実施を監視する権利を有する。
16	申告を行う義務に影響を及ぼすものではない。締約国は、自國が廃棄の義務を負う化学兵器の廃棄の費用を負担する。また、締約国は、執行理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、当該化学兵器の貯蔵及び廃棄の検証の費用を負担する。執行理事会が13の規定に従い機関の検証措置を限定することを決定した場合には、機関が行う補完的な検証及び監視の費用については、第八条7に規定する国際連合の分担率に従つて支払う。
17	この条の規定及び検証附属書第四部の関連規定は、千九百七十七年一月一日前に締約国の領域内に埋められた化学兵器であつて引き続き埋められたままであるもの又は千九百八十五年一月一日前に海洋に投棄された化学兵器については、当該締約国の裁量により適用しない」とができる。
18	第五条 化学兵器生産施設
1	この条の規定及びその実施のための詳細な手続は、締約国が所有し若しくは占有するすべての化学兵器生産施設又はその管轄若しくは管理の下にある場所に存在するすべての化学兵器生産施設について適用する。
2	この条の規定を実施するための詳細な手続は、検証附属書に定める。
3	1に規定するすべての化学兵器生産施設は、現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証の対象とする。
4	締約国は、閉鎖のために必要な活動を除くは、1に規定する化学兵器生産施設におけるすべての活動を直ちに停止する。
5	いかなる締約国も、化学兵器の生産又はこの条約によって禁止されているその他のすべての活動のため、新たな化学兵器生産施設を建設してはならず、又は既存の施設を変更してはならない。
6	締約国は、現地査察を通じた申告の体系的な検証のため、第三条1(c)の規定に基づく申告を行った後直ちに1に規定する化学兵器生産施設へのアクセスを認める。
7	締約国は、次のことを行う。
8	(a) この条約が自國について効力を生じた後九十日以内に1に規定するすべての化学兵器生産施設を検証附属書第五部の規定に従つて閉鎖し、その旨を通報すること。 (b) 1に規定する化学兵器生産施設の閉鎖の後、当該施設が引き続き閉鎖されていること及びその後に廃棄されることを確保するため、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証のために当該施設へのアクセスを認めること。
9	締約国は、検証附属書並びに合意された廃棄についての比率及び順序(以下「廃棄の規律」という)に従い、1に規定するすべての化学兵器生産施設並びに関連する施設及び設備を廃棄する。廃棄は、この条約が自國について効力を生じた後一年以内に開始し、この条約が効力を生じた後十年以内に完了する。締約国は、当該化学兵器生産施設並びに関連する施設及び設備をより速やかに廃棄することを妨げられない。
10	締約国は、8に規定する十年の廃棄のための期間が経過した後にこの条約を批准し又はこの条約に加入する場合には、1に規定する化学兵器生産施設をできる限り速やかに廃棄する。当該締約国のために廃棄の規律及び厳重な検証の手続については、執行理事会が決定する。
11	締約国は、化学兵器生産施設の廃棄に当たっては、人の安全を確保し及び環境を保護するところを最も優先させる。締約国は、安全及び排出に関する自國の基準に従つて化学兵器生産施設を廃棄する。
12	1に規定する化学兵器生産施設は、検証附属書第五部の18から25までの規定に従つて化学兵器の廃棄のために一時的に転換することができると。転換した施設については、化学兵器の廃棄のために使用しなくなった場合には速やかに、いかなる場合にもこの条約が効力を生じた後十年以内に廃棄しなければならない。
13	締約国は、やむを得ざる必要となる例外的な場合には、この条約によって禁止されていない目的のために1に規定する化学兵器生産施設を使用するための承認を要請することができる。締約国会議は、検証附属書第五部Dの規定に従い、執行理事会の勧告に基づき、当該要請を承認百八十日前までに提出すること。
14	(a) 1に規定する化学兵器生産施設の廃棄のための詳細な計画を各施設の廃棄の開始の遅く

認するか否かを決定し、及び承認のための条件を定める。

14 化学兵器生産施設は、工業、農業、研究、医療又は製薬の目的その他の平和的目的のために使用する施設であつて、化学物質に関する附属書の表1に掲げる化学物質に關係しないものよりも、化学兵器生産施設に再転換する可能性が高くならないよう転換する。

15 すべての転換した施設は、検証附屬書第五部Dの規定に従い、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証の対象とする。

16 機関は、この条の規定及び検証附屬書第五部の規定に従つて検証活動を行う当たり、化学兵器生産施設及びその廢棄の検証に関する締約国間の二国間又は多数国間の協定との不必要な重複を避けるための措置を検討する。

このため、執行理事会は、次のことを認める場合には、当該二国間又は多数国間の協定に従つて実施する措置を補完する措置に検証を限定することを決定する。

(a) 当該二国間又は多数国間の協定の検証に関する規定がこの条及び検証附屬書第五部の検証に関する規定に適合すること。

(b) 当該二国間又は多数国間の協定の実施によつてこの条約の関連規定の遵守が十分に確保されること。

(c) 当該二国間又は多数国間の協定の締約国がその検証活動について機関に対し常時十分な情報の提供を行ふこと。

17 執行理事会が16の規定に従つて決定する場合には、機関は、16に規定する二国間又は多数国

間の協定の実施を監視する権利を有する。

18 16及び17のいかなる規定も、締約国が第二条、この条及び検証附屬書第五部の規定に従つて申告を行う義務に影響を及ぼすものではない。

19 締約国は、自國が廢棄の義務を負う化学兵器生産施設の廃棄の費用を負担する。また、締約国は、執行理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、この条の規定に基づく検証の費用を負担する。執行理事会が16の規定に従い機関の検証措置を限定することを決定した場合には、機関が行う補完的な検証及び監視の費用については、第八条7に規定する国際連合の分担率に従つて支払う。

第六条 この条約によって禁止されている活動

1 締約国は、この条約に従い、この条約によつて禁止されていない目的のため毒性化学物質及びその前駆物質を開発し、生産その他の方法によつて取得し、保有し、移譲し及び使用する権利を有する。

2 締約国は、毒性化学物質及びその前駆物質が、自國の領域内又は自國の管轄若しくは管理の下にあるその他の場所において、この条約によりて禁止されていない目的のためにのみ開発された、生産その他の方法によつて取得され、保有され、移譲され及び使用されることを確保するために必要な措置をとる。このため及びこれらの活動がこの条約に規定する義務に適合するために必要な措置をとるため、締約国は、化学物質に関する附屬書の表1から表3までに掲げる毒性化物質及びその前駆物質並びにこのようないることを検証するため、締約国は、化学物質に関する附屬書の表1から表3までに掲げる毒

3 締約国は、化学物質に関する附屬書の表1に掲げる化学物質(以下「表1の化学物質」という。)を検証附屬書第六部に規定する生産、取得、保有、移譲及び使用の禁止の対象とする。締約国は、検証附屬書第六部の規定に従い、表1の化学物質及び同附屬書第六部に規定する施設を現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証の対象とする。

4 締約国は、検証附屬書第七部の規定に従い、化学物質に関する附屬書の表2に掲げる化学物質(以下「表2の化学物質」という。)及び検証附屬書第七部に規定する施設を資料による監視及び現地検証の対象とする。

5 締約国は、検証附屬書第八部の規定に従い、化学物質に関する附屬書の表3に掲げる化学物質(以下「表3の化学物質」という。)及び検証附屬書第八部に規定する施設を資料による監視及び現地検証の対象とする。

6 締約国は、検証附屬書第九部22の規定に従つて締約国会議が別段の決定を行う場合を除くほか、同附屬書第九部の規定に従い、同附屬書第九部に規定する施設を資料による監視及び最終的には現地検証の対象とする。

7 締約国は、この条約が自國について効力を生じた後三十日以内に、検証附屬書に従い、関連する化学物質及び施設に関する冒頭申告を行ふ。

8 締約国は、検証附屬書に従い、関連する化学物質及び施設に関する年次申告を行ふ。

9 締約国は、現地検証のため、検証附屬書に従つて査察員に対して施設へのアクセスを認め、

10 技術事務局は、検証活動を行うに当たり、この条約によつて禁止されていない目的のための締約国の化學に関する活動に対する不当な干渉を回避し、及び特に、秘密情報の保護に関する附屬書(以下「秘密扱いに関する附屬書」といいう。)に定める規定を遵守する。

11 この条の規定については、締約国の経済的又は技術的発展及びこの条約によつて禁止されていない目的のための化學に関する活動の分野における国際協力(この条約によつて禁止されていない目的のための化學に関する活動の分野に使用に関する科学的及び技術的情報、化學物質及び装置の国際的な交換を含む。)を妨げないよう実施する。

第七条 国内の実施措置

1 締約国は、自國の憲法上の手続に従い、この条約に基づく自國の義務を履行するために必要な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。(a) 自國の領域内のいかなる場所又は国際法によって認められる自國の管轄の下にあるその他のいかなる場所においても、自然人及び法人がこの条約によって締約国に對して禁止されている活動を行うことを禁止する。(当該活動に對する罰則を規定する法令を制定することを含む。)。

(b) 自國の管理の下にあるいかなる場所においても、

ても、この条約によって締約国に対して禁止されている活動を認めないと。され、自國の国籍を有する自然人が行った活動

(c) (場所のいかんを問わない。)であつてこの条約によって締約国に対して禁止されているものに対し、国際法に従い、(a)の規定に従つて制定する罰則を規定する法令を適用すること。

2 締約国は、1の規定に基づく義務の履行を容易にするため、他の締約国と協力し、及び適当な形態の法律上の援助を与える。

3 締約国は、この条約に基づく自國の義務を履行するに当たっては、人の安全を確保し及び環境を保護することを最も優先させるものとし、適当な場合にはこの点に関して他の締約国と協力する。

締約国と機関との関係  
4 締約国は、この条約に基づく自國の義務を履行するため、機関及び他の締約国との効果的な連絡のための国内の連絡先となる国内当局を指定し又は設置する。締約国は、この条約が自國について効力を生ずる時に自國の国内当局を機関に通報する。

5 締約国は、この条約を実施するために立てる立法措置及び行政措置を機関に通報する。

6 締約国は、この条約の実施に関連して機関から秘密のものとして受領する情報及び資料を秘密情報として取り扱い、並びに当該情報及び資料に対し特別の取扱いを行う。締約国は、当該情報及び資料を、この条約に基づく自國の権利及び義務との関連においてのみ利用するものとし、秘密扱いに関する附帯書に定める規定に従つて取り扱う。

## 第八条 機関

### A 一般規定

1 締約国は、この条約の趣旨及び目的を達成し、この条約の規定(この条約の遵守について)

2 締約国は、この条約に基づく義務の履行を容易にするため、他の締約国と協力し、及び適当な形態の法律上の援助を与える。

3 締約国は、機関の加盟国としての地位を奪われる

4 機関の内部機関として、締約国会議、執行理事会及び技術事務局をこの条約により設置する。

5 機関は、できる限り干渉の程度が低く、か

6 機関は、会議の第一回会期は、この条約が効力を生じた後三十日以内に寄託者が招集する。

7 締約国会議は、別段の決定を行つ場合を除くほか、開催の要請において別段の明示

8 機関に対する分担金の支払が延滞している機

9 締約国会議は、会議において一人の代表を有するものとし、その代表は、代表代理及び随員を伴うことができる。

10 会議は、出席しかつ投票する加盟国の単純多

11 会議は、別段の決定を行つ場合を除くほか、毎年通常会期として会合する。

12 会議の特別会期は、次のいずれかの場合に開催される。この場合において、(d)に規定する場

7 機関の活動に要する費用は、国際連合と機関との間の加盟国との相違を考慮して調整される国際連合の分担率に従い並びに第四条及び第五条に定めるところにより、締約国が支払う。準備委員会に対する締約国の財政的負担については、適切な方法により、機関の通常予算に対する当該締約国の分担金から控除する。機関の予算は、運営費その他の費用に関連するもの及び確保し並びに締約国間の協議及び協力のための場を提供するため、この条約により化学兵器の禁止のための機関を設立する。

8 機関に対する分担金の支払が延滞している機関の加盟国は、その未払の額が当該年に先立つ二年の間に当該加盟国から支払われるべきであつた分担金の額に等しい場合又はこれを超える場合には、機関において投票権を有しない。

9 締約国会議は、支払の不履行が当該加盟国にとってやむを得ない事情によると認めるときは、当該加盟国に投票を許すことができ

10 会議は、また、第十五条2の規定に従つて改正会議として開催される。

11 会議の会期は、会議が別段の決定を行う場合を除くほか、機関の所在地で開催される。

12 会議は、その手続規則を採択する。会議は、各通常会期の始めに、議長及び他の必要な役員を選出する。これらの者は、次の通常会期において新たに議長及び他の役員が選出されるまで在任する。

13 会議は、機関の加盟国の過半数とする。

14 会議の会期は、会議が別段の決定を行つ場合を除くほか、機関の所在地で開催される。

15 会議は、その手続規則を採択する。会議は、各通常会期の始めに、議長及び他の必要な役員を選出する。これらの方は、次の通常会期において新たに議長及び他の役員が選出されるまで在任する。

16 会議の定足数は、機関の加盟国の過半数とする。

17 機関の各加盟国は、会議において一の票を有する。

18 会議は、出席しかつ投票する加盟国の単純多数による議決で手続事項についての決定を行う。実質事項についての決定は、できる限りコンセンサス方式によつて行うべきである。決定に当たりコンセンサスが得られない場合には、

19 議長は、いかなる投票も二十四時間延期し、この間にコンセンサスの達成を容易にするためのあらゆる努力を行い、及び当該二十四時間の終了の前に会議に対して報告する。当該二十四時間の終了の時にコンセンサスが得られない場合

合を除くほか、開催の要請において別段の明示がない限り、技術事務局の事務局長がその要請を受領した後三十日以内に開催される。

### (a) 会議が決定する場合

### (b) 執行理事会が要請する場合

(c) いずれかの加盟国が要請し、かつ、加盟国

の三分の一が支持する場合

### (d) 22の規定に従つてこの条約の運用について検討する場合



平成七年四月二十八日 参議院会議録第二十号(その一) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

一一

- 規定する定められた理事国の数の割合に十分な考慮を払い、選出される理事国の中二十の理事国の任期を一年とする。
- 第四条及び第五条の規定が完全に実施された後、会議は、執行理事会の理事国の中半数の要請により、執行理事会の構成を規律する<sup>23</sup>に規定する原則に關係する進展を考慮し、その構成を再検討することができる。
- 執行理事会は、その手続規則を作成し、承認のためこれを会議に提出する。
- 執行理事会は、その議長を理事国より選出する。
- 執行理事会は、通常会期として会合するほか、通常会期と通常会期との間においては、その権限及び任務の遂行のため必要に応じて会合する。
- 執行理事会は、各理事国は、一の票を有する。
- 執行理事会は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、すべての理事国の中三分の一以上の多数による議決で実質事項についての決定を行ふ。執行理事会は、すべての理事国の中単純多数による議決で手続事項についての決定を行う。実質事項であるか否かについて問題が生ずる場合には、執行理事会が実質事項についての決定に必要な多数による議決で別段の決定を行わない限り、実質事項として取り扱う。
- 権限及び任務
- 執行理事会は、機関の執行機関である。執行理事会は、会議に対して責任を負う。執行理事会は、この条約によって与えられる権限及び任務並びに会議によって委任される任務を遂行する。執行理事会は、これらを遂行するに当たる。
- 30 執行理事会は、機関の執行機関である。執行理事会は、会議に対して責任を負う。執行理事会は、この条約によって与えられる権限及び任務並びに会議によって委任される任務を遂行する。執行理事会は、これらを遂行するに当たる。
- 31 執行理事会は、この条約の効果的な実施及び活動を監督し、締約国の国内当局と協力し、並びに締約国の要請に応じて締約国間の協議及び協力を促進する。
- 32 執行理事会は、次のことを行う。
- (a) 機関の計画案及び予算案を検討し及び会議に提出すること。
- (b) この条約の実施に関する機関の報告案、執行理事会の活動に関する報告及び執行理事会が必要と認める特別報告又は会議が要請する場合には当該要請による特別報告を検討及び会議に提出すること。
- (c) 会議の会期のための準備(議題案の作成を含む)を行うこと。
- 33 執行理事会は、会議の特別会期の開催を要請することができる。
- 34 執行理事会は、次のことを行う。
- (a) 会議が事前に承認することを条件として、機関に代わって国及び国際機関と協定又は取決めを締結すること。
- (b) 第十条の規定に関連して機関に代わって締約国と協定を締結及び同条に規定する任務の基金を監督すること。
- (c) 技術事務局が締約国と交渉する検証活動の実施に関する協定又は取決めを承認すること。
- 35 執行理事会は、その権限の範囲内のいかなる問題又は事項であつてこの条約及びその実施に影響を及ぼすものの(この条約の遵守についての
- 36 執行理事会は、この条約に規定する権利の濫用を含む)を検討するに当たり、関係締約国と協議し及び、適切な場合には、当該締約国に対し、一定の期間内に事態を是正するために措置をとるよう要請する。執行理事会は、更に行動が必要であると認める場合には、特に、次の(一)又は(二)以上の措置をとる。
- (a) すべての締約国に対し問題又は事項を通報する。
- (b) 問題又は事項について会議の注意を喚起するための措置に關して会議に対し勧告を行う。
- (c) 事態を是正し及びこの条約の遵守を確保するための措置に關して会議に提出すること。
- 37 技術事務局は、会議及び執行理事会が任務を遂行するに当たり、会議及び執行理事会を補佐する。技術事務局は、この条約に規定する検証措置を実施する。技術事務局は、この条約によって与えられるその他の任務並びに会議及び執行理事会によつて委任される任務を遂行する。
- 38 技術事務局は、次のことを行つ。
- (a) 機関の計画案及び予算案を作成し及び執行理事会に提出すること。
- (b) この条約の実施に関する機関の報告案及び会議又は執行理事会が要請する場合には他の報告を作成し及び執行理事会に提出すること。
- (c) 会議、執行理事会及び補助機関に対し、運営上及び技術上の援助を提供すること。
- (d) この条約の実施に関する事項につき、機関に代わり、締約国に対し通報し及び締約国から通報を受けること。
- (e) この条約の実施に当たり、技術上の援助及び評価(化学物質に関する附属書の表に掲げられる化学物質及び掲げていない化学物質の評価を含む)を締約国に對して提供すること。
- (f) 技術事務局は、次のことを行つ。
- (g) 執行理事会が承認することを条件として、検証活動の実施に関する協定又は取決めにつき締約国と交渉すること。
- (h) 執行理事会が承認することを条件として、技術事務局は、次のことを行つ。
- (i) この条約が効力を生じた後百八十日以内に、第十条の(b)及び(c)の規定に基づき、締約国による緊急の及び人道上の援助の常設的な備蓄の設置及び維持について調整すること。
- (j) 技術事務局は、常備されている援助が使用に供し得ることを検査することができる。
- (k) 第十条に規定する任意の基金を管理し、締約国が行う申告を取りまとめ及び、要請がある場合には、同条の規定の実施のために締約国間で締結する二国間協定又は締約国と機関との間で締結する協定を登録すること。

- 問題(検証活動の実施に当たり知るに至ったことの条約の遵守についての疑義、あいまいな点又は不確かな点であつて、当該締約国との間の協議により解消することができなかつたものを含む。)を執行理事会に通報する。
- 41 技術事務局は、技術事務局の長でありかつ首席行政官である事務局長、査察員及び科学要員、技術要員その他の必要な人員により構成する。
- 42 査察部は、技術事務局の一の組織であり、事務局長の監督の下で行動する。
- 43 事務局長は、執行理事会の勧告に基づき四年の任期で会議が任命する。その任期は、一回に限り更新することができる。
- 44 事務局長は、技術事務局の職員の任命、組織及び任務の遂行につき会議及び執行理事会に対して責任を負う。職員の雇用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性に最大の考慮を払う。締約国の国民のみが、事務局長、査察員並びに他の専門職員及び事務職員となる。できることが重要であることについて、十分な考慮を払う。職員の採用に当たっては、技術事務局の責任を適切に遂行するために職員を必要な最小限度に保つという原則を指針とする。
- 45 事務局長は、21(h)に規定する科学諮問委員会の組織及び任務について責任を負う。事務局長は、締約国と協議の上、個人の資格において職務を遂行する科学諮問委員会の委員を任命する。当該委員は、この条約の実施に関連する特定の科学の分野における専門的知識に基づいて

- 任命する。事務局長は、また、適当な場合には、科学諮問委員会の委員と協議の上、特定の問題について勧告を行うための科学専門家の暫定的な作業部会を設置することができる。(これに連して、締約国は、事務局長に対しても専門家の名簿を提出することができる。)
- 46 事務局長及び査察員その他の職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府からも又は機関外のいかなるところからも指示を求める又は受けはならない。これらの者は、会議及び執行理事会に対してのみ責任を有する国際公務員としての立場に影響を及ぼすおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。
- 47 締約国は、事務局長及び査察員その他の職員の責任の専ら国際的な性質を尊重するものとし、これらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしてはならない。

- E 特権及び免除
- 48 機関は、締約国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所において、機関の任務の遂行のために必要な法律上の能力並びに特権及び免除を享受する。
- 49 締約国の代表、その代表代理及び随員並びに執行理事会のために任命された代表、その代表代理及び隨員並びに事務局長及び機関の職員は、機関と機関の本部が所在する国との間の協定で定める。これらの協定は、21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。
- 50 この条に規定する法律上の能力、特権及び免除については、機関と締約国との間の協定及び機関と機関の本部が所在する国との間の協定で定める。これらの協定は、21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。

理事会は、事務局長に対し、懸念を引き起す事態に関連するすべての利用可能な情報及び資料を検討するために、技術事務局の職員により構成される専門家の会合又は技術事務局において適当な職員を利用することができない場合には技術事務局の職員以外の専門家の会合を設置するよう要請することができる。

専門家の会合は、その検討結果に基づく事実関係についての報告を執行理事会に提出する。

(f) 説明の要請を行った締約国が(d)及び(e)の規定に基づいて得た説明が十分でないと認める場合には、当該締約国は、執行理事会の理事でない関係締約国が参加することのできる執行理事会の特別会期を要請する権利を有する。執行理事会は、当該特別会期において、この問題を検討し、及び事態を解決するために適當と認める措置を勧告することができ

る。

締約国は、また、自國についてあいまいと認められた事態又は自國によるこの条約の違反の可能性について懸念を引き起した事態について明らかにするよう執行理事会に要請する権利を有する。執行理事会は、これに対し、適當と認める援助を提供する。

執行理事会は、この条に規定する説明の要請について締約国に通報する。

7 締約国は、この条約の違反の可能性について自國が提起した疑義又は懸念が、説明の要請を執行理事会に提出した後六十日以内に解消されなかつた場合又はこのようない疑惑が緊急な検討を正当化するに足りるものであると信ずる場合には、前条12(c)の規定に基づき、会議の特別会

期を要請することができる。もつとも、申立てによる査察を要請する当該締約国の権利は害されない。会議は、当該特別会期において、この問題を検討し、及び事態を解決するために適当と認める措置を勧告することができる。

申立てによる査察のための手続

8 締約国は、この条約の違反の可能性についての問題を明らかにし及び解決することのみを目的として他の締約国領域内又は他の締約国管轄若しくは管理の下にあるその他の場所におけるいかなる施設又は区域に対しても申立てによる現地査察を要請する権利並びにこの査察が

いかなる場所においても事務局長が指名する査察団により運営なく、かつ、検証附属書に従って行われることを求める権利を有する。

9 締約国は、査察の要請をこの条約の範囲内で行う義務を負い、及びこの条約の違反の可能性について懸念を引き起す基礎となつたすべての適当な情報を検証附属書に従つて当該査察の要請の中で提供する義務を負う。締約国は、濫用を避けるために注意を払い、根拠のない査察の要請を慎まなければならない。申立てによる査察は、この条約の違反の可能性に關係する事実を決定することのみを目的として行う。

10 この条約の遵守の検証のため、締約国は、技術事務局が8の規定に従つてによる現地査察を行うことを認める。

11 被査察締約国は、施設又は区域に対する申立てによる査察の要請及び検証附属書に規定する手続に従い、次の権利を有し、又は義務を負う。

(a) 自國によるこの条約の遵守を証明するため

にあらゆる合理的な努力を払う権利及び義務並びにこのために査察団がその査察命令を遂行することができるようにする権利及び義務

(b) 専らこの条約の違反の可能性についての懸念に関連する事実を確認することを目的として、要請される施設又は区域内へのアクセスを認める義務

(c) この条約に關係しない機微に係る設備を保護し並びにこの条約に關係しない秘密の情報及び資料の開示を防止するための措置をとる権利

12 オブザーバーについては、次の規定を適用する。

(a) 要請締約国は、被査察締約国の同意を得て、自國又は第三の締約国のいずれか一方の国民である代表者を申立てによる査察の実施に立ち会わせるために派遣することができ

る。

(b) (a)の場合において、被査察締約国は、検証附属書に従つてオブザーバーに対しアクセスを認める。

(c) 被査察締約国は、原則として、提案されたオブザーバーを受け入れる。ただし、被査察締約国が拒否する場合には、その事実は、最終報告に記録される。

13 要請締約国は、執行理事会に対し申立てによる現地査察のための査察の要請を行い、また、速やかな手続の開始のために同時に事務局長に対して当該要請を行う。

14 事務局長は、直ちに、査察の要請が検証附属書第十部4に定める要件を満たすことを確認し及び、必要な場合には、要請締約国が当該要件

に従つて査察の要請を行なうことを援助する。査察の要請が当該要件を満たす場合には、申立てによる査察のための準備を開始する。

15 事務局長は、被査察締約国に対し、査察団の入国地点への到着予定期刻の少なくとも十二時間前までに、査察の要請を伝達する。

16 執行理事会は、査察の要請を受領した後、当該要請に基づいて事務局長がとる措置に留意するものとし、査察が行われている間を通じてこの問題を検討する。ただし、執行理事会の検討は、査察を遅滞させるものであつてはならない。

17 執行理事会は、査察の要請が根拠がなく、権利を濫用するものであり又は8に定めるこの条約の範囲を超えると認める場合には、査察の要請を受領した後十二時間以内に、執行理事会が申立てによる査察について反対することを決定する場合には、査察のための準備は停止され、査察の要請に基づく新たな措置はとられず、及び関係締約国に対しその旨の通報が行われる。

18 事務局長は、申立てによる査察の実施のための査察命令を与える。査察命令は、8及び9に規定する査察の要請を遂行するものである。かつ、査察の要請に適合するものとする。

19 申立てによる査察は、検証附属書第十部の規定に従い又は化学兵器の使用若しくは戦争の方法としての暴動鎮圧剤の使用の疑いがある場合

官報(号外)

20	被査察締約国は、申立てによる査察が行われる間を通じて、査察団を援助し、及びその任務の遂行を容易にする。被査察締約国は、検証附属書第十部Cの規定に従い、この条約の遵守を証明するための措置であつて十分かつ包括的なアクセスに代わるもの提案する場合には、この条約の遵守を証明すること目的として事実を確認する方法について合意に達するため、査察団との協議を通じてあらゆる合理的な努力を払う。	には同附属書第十一部の規定に従つて行う。査察団は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、任務の効果的な及び適時の遂行に合致する方法で申立てによる査察を行うとの原則を指針とする。
21	最終報告には、事実関係の調査結果並びに申立てによる査察の十分な実施のために認められたアクセス及び協力の程度及び性質についての査察団による評価を含める。事務局長は、要請締約国、被査察締約国、執行理事会及び他のすべての締約国に対し、査察団の最終報告を速やかに送付する。事務局長は、更に、執行理事会に対し、要請締約国及び被査察締約国による評価並びに評価のため他の締約国の見解が事務局長に提出される場合には当該見解を速やかに交付し、その後これらをすべての締約国に送付する。	(b) 査察の要請がこの条約の範囲内で行われたか否か。 (c) 申立てによる査察を要請する権利が濫用されたか否か。
22	執行理事会は、その権限及び任務に従い、査察団の最終報告が提出された後直ちに当該最終報告を検討し、及び次の事項について検討する。 (a) 違反があったか否か。	20 被査察締約国は、申立てによる査察が行われる間を通じて、査察団を援助し、及びその任務の遂行を容易にする。被査察締約国は、検証附属書第十部Cの規定に従い、この条約の遵守を証明するための措置であつて十分かつ包括的なアクセスに代わるもの提案する場合には、この条約の遵守を証明すること目的として事実を確認する方法について合意に達するため、査察団との協議を通じてあらゆる合理的な努力を払う。
23	執行理事会は、その権限及び任務に従い、 22 権利が濫用された場合には、執行理事会は、要請締約国が申立てによる査察の財政的負担の一部を負うべきであるか否かについて検討する。 24 要請締約国及び被査察締約国は、22に規定する検討に参加する権利を有する。執行理事会は、このような検討の結果につき、締約国に対し及び次の会期において会議に対し報告する。	(b) 査察の要請がこの条約の範囲内で行われたか否か。 (c) 申立てによる査察を要請する権利が濫用されたか否か。
24	第十条 援助及び化学兵器に対する防護	25 執行理事会が会議に対して具体的な勧告を行つた場合には、会議は、第十二条の規定に従つて措置を検討する。
25	1 この条の規定の適用上、「援助」とは、化学兵器に対する防護(特に、探知装置及び警報装置、防護機具、除染装置及び除染剤、解毒剤及び治療並びにこれらの防護手段に関する助言を含む。)につき調整し及び締約国に対しその防護を提供することをいう。	1 この条の規定の適用上、「援助」とは、化学兵器に対する防護(特に、探知装置及び警報装置、防護機具、除染装置及び除染剤、解毒剤及び治療並びにこれらの防護手段に関する助言を含む。)につき調整し及び締約国に対しその防護を提供することをいう。
26	2 この条約のいかなる規定も、締約国が、この条約によって禁止されていない目的のため化学兵器に対する防護手段を研究し、開発し、生産し、取得し、移譲又は使用する権利を妨げるものと解してはならない。	2 この条約のいかなる規定も、締約国が、この条約によって禁止されていない目的のため化学兵器に対する防護手段を研究し、開発し、生産し、取得し、移譲又は使用する権利を妨げるものと解してはならない。
27	3 締約国は、化学兵器に対する防護手段に関する装置、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限度まで交換することを容易にする」とを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。	3 締約国は、防護目的に關係する自国の計画の透明性を増進するため、第八条21(i)の規定に基づき会議が検討し及び承認する手続に従い、毎年、当該計画に関する情報を技術事務局に提供する。
28	4 締約国は、防護目的に關係する自国の計画の透明性を増進するため、第八条21(i)の規定に基づき会議が検討し及び承認する手續に従い、毎年、当該計画に関する情報を技術事務局に提供する。	4 締約国は、防護目的に關係する自国の計画の透明性を増進するため、第八条21(i)の規定に基づき会議が検討し及び承認する手續に従い、毎年、当該計画に関する情報を技術事務局に提供する。
29	5 技術事務局は、要請する締約国の使用に供するため、化学兵器に対する各種の防護手段に関する自由入手可能な情報及び締約国が提供する情報から成るデータバンクをこの条約が効力を生じた後百八十日以内に設置し及び維持する。	5 技術事務局は、要請する締約国の使用に供するため、化学兵器に対する各種の防護手段に関する自由入手可能な情報及び締約国が提供する情報から成るデータバンクをこの条約が効力を生じた後百八十日以内に設置し及び維持する。
30	6 この条約のいかなる規定も、締約国が、二国間で援助を要請し及び提供する権利並びに援助の緊急な調達に関して他の締約国と個別の協定を締結する権利を妨げるものと解してはならない。	6 この条約のいかなる規定も、締約国が、二国間で援助を要請し及び提供する権利並びに援助の緊急な調達に関して他の締約国と個別の協定を締結する権利を妨げるものと解してはならない。
31	7 締約国は、機関を通じて援助を提供すること及びこのため次の一又は二以上の措置を選択することを約束する。 (a) 会議の第一回会期において設置される援助のための任意の基金に拠出すること。 (b) この条約が自國について効力を生じた後で	7 締約国は、機関を通じて援助を提供すること及びこのため次の一又は二以上の措置を選択することを約束する。 (a) 会議の第一回会期において設置される援助のための任意の基金に拠出すること。 (b) この条約が自國について効力を生じた後で
32	8 締約国は、次のこととを認める場合には、援助及び化学兵器の使用又は使用の脅威に対する防護を要請し並びに9から11までに規定する手続に従つてこれらを受ける権利を有する。 (a) 自国に対し化学兵器が使用されたこと。 (b) 自国に対し暴動鎮圧剤が戦争の方法として使用されたこと。 (c) 自国が、いずれかの国の措置又は活動であって、第一条の規定によって締約国に対し禁止されているものにより脅威を受けていること。	8 締約国は、次のこととを認める場合には、援助及び化学兵器の使用又は使用の脅威に対する防護を要請し並びに9から11までに規定する手続に従つてこれらを受ける権利を有する。 (a) 自国に対し化学兵器が使用されたこと。 (b) 自国に対し暴動鎮圧剤が戦争の方法として使用されたこと。 (c) 自国が、いずれかの国の措置又は活動であって、第一条の規定によって締約国に対し禁止されているものにより脅威を受けていること。
33	9 8の要請については、当該要請を裏付ける関連する情報を付して事務局長に対して行うものとし、事務局長は、当該要請を直ちに執行理事会及びすべての締約国に伝達する。事務局長は、当該要請を、7の(b)及び(c)の規定に従い、化学兵器の使用又は戦争の方法としての暴動鎮圧剤の使用の場合においては緊急の援助、化学兵器の使用又は戦争の方法としての暴動鎮圧剤の使用の重大な脅威の場合においては人道上の援助を要請の受領の後十二時間以内に関係締約国に提供することを自発的に申し出た締約国に對し、直ちに伝達する。事務局長は、当該要請	9 8の要請については、当該要請を裏付ける関連する情報を付して事務局長に対して行うものとし、事務局長は、当該要請を直ちに執行理事会及びすべての締約国に伝達する。事務局長は、当該要請を、7の(b)及び(c)の規定に従い、化学兵器の使用又は戦争の方法としての暴動鎮圧剤の使用の場合においては緊急の援助、化学兵器の使用又は戦争の方法としての暴動鎮圧剤の使用の重大な脅威の場合においては人道上の援助を要請の受領の後十二時間以内に関係締約国に提供することを自発的に申し出た締約国に對し、直ちに伝達する。事務局長は、当該要請

の受領の後二十四時間以内に、更にとるべき措置のための基礎を提供するために調査を開始する。事務局長は、七十二時間以内に調査を完了し、執行理事会に対し報告を提出する。調査を完了するため追加の期間を必要とする場合は、当該七十二時間以内に中間報告を提出する。調査に必要な当該追加の期間は、七十二時間を超えてはならない。ただし、同様の期間により更に一回又は二回以上の期間の追加をすることができる。各追加の期間の終了の時に執行理事会に報告を提出する。調査は、適当な場合には、要請及び要請に付された情報に従い、要請に関係する事実並びに必要とされる追加的な援助及び防護の種類及び範囲を確定する。

10 執行理事会は、調査の報告の受領の後二十四時間以内に事態を検討するために会合するものとし、技術事務局に対し追加的な援助を提供するよう指示するか否かを次の二十四時間以内に単純多数による議決で決定する。技術事務局は、すべての締約国及び関係国際機関に対し、当該報告及び執行理事会の決定を直ちに送付する。執行理事会が技術事務局に対し追加的な援助を提供するよう指示することを決定する場合には、事務局長は、直ちに援助を提供する。このため、事務局長は、要請した締約国、他の締約国及び関係国際機関と協力することができる。締約国は、援助を提供するために可能な最大限度の努力をする。

11 化学兵器の使用による犠牲者が存在すること及び速やかな措置が不可欠であることが実施中の調査又は他の信頼し得る情報源からの入手可能な情報により十分に明らかとなる場合には、

事務局長は、すべての締約国に通報するものとし、会議がこのような事態のために事務局長の利用に供した資源を用いて援助のための緊急措置をとる。事務局長は、この11の規定に従って完了するため追加の期間を必要とする場合に、当該七十二時間以内に中間報告を提出する。調査に必要な当該追加の期間は、七十二時間を超えてはならない。ただし、同様の期間により更に一回又は二回以上の期間の追加をすることができる。各追加の期間の終了の時に執行理事会に報告を提出する。調査は、適当な場合には、要請及び要請に付された情報に従い、要請に関係する事実並びに必要とされる追加的な援助及び防護の種類及び範囲を確定する。

11 第一条 経済的及び技術的発展  
この条約は、締約国の経済的又は技術的発展及びこの条約によって禁止されていない目的のための化学に関する活動の分野における国際協力(この条約によって禁止されていない目的のための化学物質の生産、加工又は使用に関する科学的及び技術的情報、化学物質並びに装置の国際的な交換を含む。)を妨げないように実施する。

2 締約国は、この条約の規定に従うことと条件として、かつ、国際法の諸原則及び適用のある国際法の諸規則を害することなく、

(a) 単独で又は共同して、化学物質を研究し、開発し、生産し、取得し、保有し、移譲し及び使用する権利を有する。

(b) この条約によって禁止されていない目的のための化学の開発及び利用に関する化学物質、装置並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。

(c) 工業、農業、研究、医療又は製薬の目的その他の平和的目的のための化学の分野における貿易並びに科学的及び技術的知識の開発及び促進を妨げる制限(国際協定による制限を含む。)であって、この条約に基づく義務に従うものは、締約国間で維持してはならない。

(d) この条約に規定され又はこの条約が認める措置以外の措置を実施するための根拠としてこの条約を利用してはならず、及びこの条約に適合しない目的を追求するために他のいかなる国際協定も利用してはならない。

第十二条 事態を是正し及びこの条約の遵守を確保するための措置

(制裁を含む。)

1 会議は、この条約の遵守を確保し並びにこの条約に違反する事態を是正し及び改善するため、2から4までに規定する必要な措置をとる。会議は、この1の規定に基づく措置を検討するに当たり、問題に関し執行理事会が提出するすべての情報及び勧告を考慮する。

2 締約国が、自國によるこの条約の遵守に関して問題を引き起こしている事態を是正する措置をとることを執行理事会により要請され、かつ、一定の期間内に当該要請に応ずることができなかった場合には、会議は、特に、執行理事会の勧告に基づき、当該締約国がこの条約に基づく義務に従うための必要な措置をとるまでの間、この条約に基づく当該締約国の権利及び特権を制限し又は停止することができる。

3 この条約の趣旨及び目的に対する重大な障害がこの条約(特に第一条の規定)によって禁止されている活動から生ずる可能性のある場合には、会議は、締約国に対して国際法裁判所規程に従って国際司法裁判所に付託す機関に対し提起すること及び合意により国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に付託することを含む。)によって紛争を速やかに解決するため、協議する。関係締約国は、いかなる措置がとられるかについて常時執行理事会に通報する。

3 執行理事会は、執行理事会が適當と認める手段(あっせんを提供すること、紛争当事国である締約国に對し当該締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること及び合意された手続に従って解決するための期限を勧告

4 会議は、特に重大な場合には、問題(関連する情報及び判断を含む。)につき、国際連合総会及び国際連合安全保障理事会の注意を喚起する。

第十三条 他の国際協定との関係

この条約のいかなる規定も、千九百二十一年四月十日にロンドン、モスクワ及びワシントンで署名された細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく各国の義務を限定し又は軽減するものと解してはならない。

第十四条 紛争の解決

1 この条約の適用又は解釈に関して生ずる紛争は、この条約の関連規定に従い及び国際連合憲章の規定によって解決する。

2 この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間で又は一若しくは二以上の締約国と機関との間で紛争が生ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該関係当事者が選択するその他平和的手段(この条約に規定する適切な内部機関に対し提起すること及び合意により国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に付託すことを含む。)によって紛争を速やかに解決するため、協議する。関係締約国は、いかなる措置がとられるかについて常時執行理事会に通報する。

する」とを含む。)によって紛争の解決に貢献することができる。

4 会議は、締約国が提起し又は執行理事会が注意を喚起する紛争に関係する問題を検討する。会議は、必要と認める場合には、第八条21(f)の規定に従い、これらの紛争の解決に関連して補助機関を設置し又は補助機関に任務を委託する。

5 会議及び執行理事会は、それぞれ、国際連合総会が許可することを条件として、機関の活動の範囲内において生ずる法律問題について勧告的意見を与えるよう国際司法裁判所に要請する権限を与えられる。このため、機関と国際連合との間の協定を第八条34(a)の規定に基づいて締結する。

6 この条の規定は、第九条の規定又は事態を是正及びこの条約の遵守を確保するための措置(制裁を含む。)に関する規定を害するものではない。

#### 第十五条 改正

1 いづれの締約国も、この条約の改正を提案することができるものとし、また、4に規定するこの条約の附屬書の修正を提案することができること。改正のための提案は、2及び3に規定する手続に従う。4に規定する修正のための提案は、5に規定する手続に従う。

2 改正案については、すべての締約国及び寄託者に對して回章に付するため事務局長に提出する。改正案は、改正会議においてのみ検討する。改正会議は、改正案の回章の後三十日以内に、三分の一以上の締約国が改正案を更に検討することを支持する旨を事務局長に通報する場

合に開催される。改正会議は、改正案の検討を要請する締約国が早期の開催を要請する場合を除くほか、会議の通常会期の後直ちに開催される。いかなる場合にも、改正会議は、改正案の規定に従い、これらの紛争の解決に関連して補助機関を設置し又は補助機関に任務を委託す

る。

(b) 事務局長は、修正案の受領の後六十日以内に、この条約の規定及び実施に及ぼし得るすべての影響を把握するために当該修正案を評価するものとし、その結果についての情報を

正案及び情報をおよび通報する。

(c) 執行理事会は、すべての入手可能な情報に照らして修正案を検討する(当該修正案が4に定める要件を満たすか否かについての検討を含む。)。執行理事会は、当該修正案の受領の後九十日以内に、適切な説明を付して、執行理事会の勧告を検討のためにすべての締約国に通報する。締約国は、十日以内にその受領を確認する。

(d) 執行理事会がすべての締約国に対し修正案を採択することを勧告する場合において、いづれの締約国もその勧告の受領の後九十日以内に異議を申し立てないときは、当該修正案に對しては、承認されたものとみなす。執行理事会が修正案を拒否することを勧告する場合において、いづれの締約国もその勧告の受領の後九十日以内に異議を申し立てないときは、当該修正案については、拒否されたものとみなす。

(e) 執行理事会の勧告が(d)の規定に従って締約国によって受け入れられない場合には、会議

は、次の会期において実質事項として修正案の承認についての決定(当該修正案が4に定める要件を満たすか否かについての判断を含む。)を行う。

(f) 事務局長は、この5の規定に基づく決定をすべての締約国及び寄託者に通報する。

(g) この5に定める手続に従って承認された修正案は、他の期間を執行理事会が勧告し又は會議が決定する場合を除くほか、すべての締約国につき、事務局長が当該承認を通報した日の後百八十日で効力を生ずる。

3 改正は、次の(a)及び(b)の要件が満たされた場合には、(b)に規定するすべての締約国が批准書又は受諾書を寄託した後三十日で、すべての締約国について効力を生ずる。

(a) 改正会議において、いかなる締約国も反対票を投すことなく、すべての締約国の過半数の賛成票により採択されること。

(b) 改正会議において賛成票を投じたすべての締約国が批准し又は受諾すること。

この条約の実行可能性及び実効性を確保するため、附屬書の規定は、修正案が運営上の又は技術的な性質の事項にのみ関連する場合には、5の規定に従って行われる修正の対象とする。

5 化学物質に関する附屬書のすべての修正は、5の規定に従って行われる修正の対象とする。附屬書のA及びCの規定、検証附屬書第十部の規定並びに検証附屬書第一部に規定する定義であつて申立てによる査察にのみ関係するものは、5の規定に従って行われる修正の対象としない。

6 この条の規定は、第九条の規定又は事態を是正及びこの条約の遵守を確保するための措置(制裁を含む。)に関する規定を害するものではない。

#### 第十六条 有効期間及び脱退

1 この条約の有効期間は、無期限とする。

2 締約国は、この条約の対象である事項に關係する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。この権利を行使する締約国は、他のすべての締約国、執行理事会、寄託者及び国際連合安全保障理事会に對しその九十日前にその旨を通告する。その通告には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載する。

3 この条約からの締約国の脱退は、国際法の連規則、特に千九百一十五年のジュネーヴ議定書に基づく義務を引き続き履行することについての國の義務に何ら影響を及ぼすものではない。

4 4に規定する修正については、次の手続に従つて行う。

(a) 修正案は、必要な情報と共に事務局長に送付する。すべての締約国及び事務局長は、当該修正案を評価するための追加の情報を提供することができる。事務局長は、すべての締約国、執行理事会及び寄託者に對し、当該修正案を評価するための追加の情報を提供する。

(b) 事務局長は、この5の規定に基づく決定をこの条約といふときは、附屬書を含めていうものとする。

#### 第十七条 附屬書の地位

附屬書は、この条約の不可分の一部を成す。

この条約は、効力を生ずる前はすべての国によることとする。

この条約は、次に会期において実質事項として修正案の承認についての決定(当該修正案が4に定める要件を満たすか否かについての判断を含む。)を行う。

この条約は、署名国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。

#### 第十八条 署名

## 第二十条 加入

この条約が効力を生ずる前にこの条約に署名しない国は、その後はいつでもこの条約に入れることができる。

## 第二十一条 効力発生

1 この条約は、六十五番目の批准書が寄託された日の後百八十日で効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、署名のための開放の後二年を経過するまで効力を生じない。

2 この条約が効力を生じた後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日以内に効力を生ずる。

## 第二十二条 留保

この条約の本文については、留保は付することができない。この条約の附属書については、この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は付することができない。

## 第二十三条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名されるものとし、特に、次のことを行う。

- (a) すべての署名国及び加入国に対し、各署名の日、各批准書又は各加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日及びその他の事項に係る通告の受領を速やかに通報すること。
- (b) この条約の認証原本をすべての署名国政府及び加入国政府に送付すること。
- (c) 国際連合憲章第一百二条の規定に従つてこの条約を登録すること。

- (d) この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十三年一月十三日にパリで作成した。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けてこの条約に署名した。

## 目次

## 化学物質に関する附屬書

## A 化学物質の表

## B 化学物質の表

## A 化学物質の表のための指針

表1のための指針  
1 ある毒性化学物質又は前駆物質を表1に掲げるべきであるか否かを検討するに当たっては、次の基準を考慮する。

- (a) これらの物質が第一条に定義する化学兵器として開発され、生産され、貯蔵され又は使用されたことがあるか否か。

(b) (a)の基準に該当しない場合において、これらの物質が次の二又は二以上の条件を満たす

ことによりこの条約によって禁止されている活動に使用される可能性が高いため、この条約の趣旨及び目的に対し高度の危険をもたらすものであるか否か。

(c) これらの物質が表1に掲げる他の毒性を有するため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(d) これらの物質が表1又は表2 Aに掲げる化

学物質の生成の最終段階における化学反応の一において前駆物質として使用されるものであるか否か。

(e) これらの物質が表1又は表2 Aに掲げる化

学物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(f) これらの物質がこの条約によって禁止され

ていい目的のために商業上大量に生産され

るものではないか否か。

## 表3のための指針

3 表1及び表2に掲げていない毒性化学物質又は前駆物質を表3に掲げるべきであるか否かを検討するに当たっては、次の基準を考慮する。

(a) これらの物質が化学兵器として生産され、貯蔵され又は使用されたことがあるか否か。

(b) (a)の基準に該当しない場合において、これらの物質が、当該物質を化学兵器として使用することを可能とする可能性がある致死の又は機能を著しく害する毒性その他の特性を有するかを問わない。

(c) これらの物質がこの条約によって禁止されていよい目的のために使用されることがほとんど又は全くないか否か。

(d) これらの物質が表1に掲げていない毒性化学物質又は表1若しくは表2 Aに掲げる化学物質の前駆物質を表2に掲げるべきであるか否かを検討するに当たっては、次の基準を考慮する。

(a) これらの物質が、当該物質を化学兵器として使用することを可能とし得る致死の又は機能を著しく害する毒性その他の特性を有するため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(b) これらの物質が表1又は表2 Aに掲げる化

学物質の生成の最終段階における化学反応の一において前駆物質として使用されるものであるか否か。

(c) これらの物質が表1又は表2 Aに掲げる化

学物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(d) これらの物質がこの条約によって禁止され

ていい目的のために商業上大量に生産され

るものではないか否か。

## B 化学物質の表

次の表には、毒性化学物質及びその前駆物質を掲げる。この条約の実施上、これらの表は、検証附属書に従つて検証措置を実施するために化学物質を特定する。これらの表は、第二条1(a)に規定する化学兵器の定義を構成するものではない。(括弧内にアルキル基を掲げるジアルキル化化合物について)は、その括弧内のアルキル基の可能なかすべての組合せにより考えられる可能なすべての化学物質は、明示的に除外されない限り、それぞれの表に掲げられたものとみなす。表2 Aにおいて(\*)が付されている化学物質については、検証附属書第七部の規定に従つて申告及び検証のための特別な基準の対象とする。

表1

(C A S 登録番号)

## A 毒性化学物質

(1) O—アルキル(炭素數十以下のもの。シクロアルキルを含む。)

—ピル)ホスボノフルオリダート類

例えば、

サリン O—イソプロピル=メチルホスホノフルオリダート

ソマン O—ピナコリル=メチルホスホノフルオリダート

O—アルキル(炭素數十以下のもの。シクロアルキルを含む。)

=N—N—ジアルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)ホスホルアミドシアニダート類

例えば、

タブン O—エチル=N—N—ジメチルホスホルアミドシア

ニダート

(3) O—アルキル(水素又は炭素數十以下のもの。シクロアルキルを含む。)=S—=ジアルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)アミノエチル=アルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)ホスホノチオラート類及びこれらのアルキル化塩類又はプロトン化塩類

例えば、

V X O—エチル=S—=ジイソプロピルアミノエチル  
メチルホスホノチオラート

(4) 硫黄マスターード類

—クロロエチルクロロメチルスルフィド

マスタードガス ビス(—クロロエチル)スルフィド

ビス(—クロロエチルチオ)メタン

セスキマスターード 一・二—ビス(—クロロエチルチオ)エタン

一・三—ビス(—クロロエチルチオ)ノルマルプロパン

一・四—ビス(—クロロエチルチオ)ノルマルブタン

一・五—ビス(—クロロエチルチオ)ノルマルペンタン

ビス(—クロロエチルチオメチル)エーテル  
O—マスターード ビス(—クロロエチルチオエチル)エーテル(六三九一八一九〇一)  
(六三九一八一九〇一八)

ル

## (5) ルイサイト類

ルイサイト一 =—クロロビニルジクロロアルシン  
ルイサイト二 ビス(—クロロビニル)クロロアルシン

ルイサイト三 トリス(—クロロビニル)アルシン

(五四一一五—三)  
(四〇三三四一六九一八)  
(四〇三三四一七〇一)

(五三八一〇七一八)

## (6) 窒素マスターード類

H N— ビス(—クロロエチル)エチルアミン  
H N— ビス(—クロロエチル)メチルアミン  
H N— トリス(—クロロエチル)アミン(五一一七五—二)  
(五五五一七七一)  
(三五五三一八九一八)  
(九〇〇九一八六一三)

(五一一七五—二)

## (7) サキシントキシン

リシン

(一四四五一七六一七)

(九〇〇九一八六一三)

## (8) リシン

## B 前駆物質

(9) アルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)ホスホニルジフルオリド類

DF メチルホスホニルジフルオリド

(10) O—アルキル(水素又は炭素數十以下のもの。シクロアルキルを含む。)=O—=ジアルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)アミノエチル=アルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)ホスホニット類

例え、

O—アルキル(メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル)ホスホニット類

(六七六一九九一三)

例え、

QL O—エチル=O—=ジイソプロピルアミノエチル  
=メチルホスホニット

(五七八五六一一一八)

(11) クロロサリン O—イソプロピル=メチルホスホノクロリダート

(一四四五一七六一七)

(12) クロロソマン O—ピナコリル=メチルホスホノクロリダート

(七〇四〇一五七一五)

(C A S 登録番号)

## A 毒性化学物質

表2





平成七年四月二十八日 参議院会議録第二十号(その一) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求める件

化学物質と接觸していたか又は化学兵器生産施設が操業する場合に当該化学物質と接触することとなる他の設備を含む。)

(ii) 化学兵器の充填のための機器類

(iii) に規定する化学物質又は腐食性の化学物質を生産しない施設のための機器類

(iv) に規定する化学物質又は腐食性の化学物質を生産しない施設としての施設(同条8般的な規格に従って建設される施設とは異なるもの)の操業のために特別に設計された、建造され又は設置された他の設備(例えは、高ニッケル合金又は他の特別な耐食性材料から作られた設備、廃棄物の管理若しくは処理、空気のろ過又は溶剤の回収のための特殊な設備、特別な隔離設備及び全用遮蔽体、化学兵器のために毒性化学物質の分析に使用される標準的でない実験設備、特別に設計された工程制御盤、特別な設備のための専用の予備品)

(b) 「標準的な設備」とは、次のものをいう。

(i) 化学産業において一般的に使用される生産設備であって、特別な設備の類型には含まれないもの

(ii) 化学産業において通常使用される他の設備(例えは、消火設備、警備及び安全監視設備、医療施設、実験施設、通信設備)

6 第八条の規定において「施設」とは、次の産業施設(「事業所」、「工場」及び「設備単位」)のいずれかをいう。

(a) 「事業所」(例えは、工業所、製作所)とは、中間的な管理組織を有する一又は二以上の工場が地域的に統合されたものであって、單一の運営管理の下にあり、かつ、共通の基盤的

施設(例えは、次の(i)から(vi)までに掲げるもの)を有するものをいう。

(i) 管理事務所その他の事務所

(ii) 修理及び保守のための作業場

(iii) 医療センター

(iv) 光熱・用水設備

(v) 中央分析実験施設

(vi) 研究開発実験施設

(vii) 排水及び廃棄物中央処理場

(viii) 貯蔵倉庫

(b) 「工場」(例えは、生産施設、作業所)とは、補助的な及び付随する基盤的施設(例えは、次の(i)から(iv)までに掲げるもの)を有する一又は二以上の設備単位を含む敷地、工作物又は建物であって相対的に独立したものといふ。

(i) 小規模な管理組織

(ii) 原料及び生成物の貯蔵及び取扱いのための場所

(iii) 排水又は廃棄物の取扱い及び処理のための場所

(iv) 救急医療及び関係する医療組織

(v) 制御及び分析のための実験施設

(vi) 申告された化学物質及びその原料又は当該工場への、当該工場の周辺における及び当該工場からの移動に関する記録

12 「被査察締約国」とは、自国の領域内若しくはその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所においてこの条約に基づいて査察が行われる締約国又は接受国(の領域内にある自国の施設若しくは区域が査察の対象となる締約国をいう。ただし、第二部21に規定する締約国を含まない。)

13 「査察補」とは、査察又は訪問に当たって査察員を補佐するため、第二部Aの規定に従って技術事務局が指名する個人(例えは、医療、警備及び管理のための要員、通訳)をいう。

14 「査察命令」とは、個別の査察の実施のために事務局長が査察団に対して与える指示をいう。

15 「査察手引書」とは、技術事務局が作成する査察の実施のための追加的な手続を取りまとめたものである。

施設(例えは、次の(i)から(vi)までに掲げるもの)を有するものをいう。

(i) 管理事務所その他の事務所

(ii) 修理及び保守のための作業場

(iii) 医療センター

(iv) 光熱・用水設備

(v) 中央分析実験施設

(vi) 研究開発実験施設

(vii) 排水及び廃棄物中央処理場

(viii) 貯蔵倉庫

(b) 「査察施設」とは、査察が行われる施設又は区域であって、それとの施設協定、査察の要請(代替外縁又は最終外縁によって拡大されたもの)を含む。又は査察命令において具体的に定められるものをいう。

(c) 「査察員」とは、個別の査察を行うために事務局長が選任する査察員及び査察補の集団をいいう。

8 「接受国」とは、査察団の国内滞在期間中、当該査察団に同行し及び当該査察団を援助するために、被査察締約国が希望するとき及び適当な場合において接受国が希望するときに、これらの国によって指定される個人をいう。

9 「国内の同行員」とは、査察団の国内滞在期間中、当該査察団に同行し及び当該査察団を援助するために、被査察締約国が希望するとき及び適当な場合において接受国が希望するときに、これらの国によって指定される個人をいう。

10 「国内滞在期間」とは、査察団が入国情点に到着してから入国情点から出国するまでの期間をいう。

11 「冒頭査察」とは、第三条から第六条までの規定及びこの附属書に従って行われる申告を検証するために施設に対して行われる最初の現地査察をいう。

12 「被査察締約国」とは、自国の領域内若しくはその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所においてこの条約に基づいて査察が行われる締約国又は接受国(の領域内にある自国の施設若しくは区域が査察の対象となる締約国をいう。ただし、第二部21に規定する締約国を含まない。)

13 「査察補」とは、査察又は訪問に当たって査察員を補佐するため、第二部Aの規定に従って定められる査察施設の外側の境界をいう。

14 「オブザーバー」とは、申立てによる査察に立ち会う要請締約国又は第三の締約国の代表者をいう。

15 「会議」とは、申立てによる査察に立ち会う要請締約国又は第三の締約国の代表者を指す。

16 「査察施設」とは、査察が行われる施設又は区域であって、それとの施設協定、査察の要請(代替外縁又は最終外縁によって拡大されたもの)を含む。又は査察命令において具体的に定められるものをいう。

17 「査察団」とは、個別の査察を行ったために事務局長が選任する査察員及び査察補の集団をいいう。

18 「査察員」とは、この条約に基づいて査察又は訪問を行うため、第二部Aに規定する手続に従って技術事務局が指名する個人をいう。

19 「モデル協定」とは、この附属書の検証に関する規定を実施するため、締約国と機関との間で締結する協定のための一般的な形式及び内容を定める文書をいう。

20 「オブザーバー」とは、申立てによる査察に立ち会う要請締約国又は第三の締約国の代表者を指す。

21 「外縁」とは、申立てによる査察について、地理上の座標又は地図上の記述のいずれかによつて定められる査察施設の外側の境界をいう。

22 「要請外縁」とは、第十部8の規定に従って指定される査察施設の外縁をいう。

(b) 「代替外縁」とは、要請外縁に代えて被査察施設替外縁については、第十部17に定める要件を満たすものとする。

(c) 「最終外縁」とは、第十部の16から21までの規定に従って査察団と被査察締約国との間の交渉において合意される最終の査察施設の外縁をいう。

(d)	「申告外縁」とは、第二条から第六条までの規定に従つて申告された施設の外側の境界を規定に従つて申告された施設の外側の境界をいう。
22	第九条の規定の適用上、「査察期間」とは、査察団が査察施設へのアクセスを認められてから当該査察施設を出発するまでの期間をいう。ただし、検証活動の事前又は事後に行われる説明のための時間を除く。
23	第四条から第六条までの規定の適用上、「査察期間」とは、査察団が査察施設に到着してから当該査察施設を出発するまでの期間をいう。ただし、検証活動の事前又は事後に行われる説明のための時間を除く。
24	「入国地点」又は「出国地点」とは、この条約に基づく査察のために査察団が国内に到着し又はその任務の完了の後出国するために指定された場所をいう。
25	「要請締約国」とは、第九条の規定に基づいてによる査察を要請した締約国をいう。
26	「トン」とは、メートル・トン、すなわち、千キログラムをいう。
<b>第二部 検証の一般規則</b>	
A	査察員及び査察補の指名
1	技術事務局は、この条約が効力を生じた後三十日以内に、すべての締約国に対し、指名のため提案する査察員及び査察補の氏名、国籍地位、資格及び職業上の経験を書面によって通報する。
2	締約国は、自國に対して指名のために提案された査察員及び査察補の名簿の受領を直ちに確認するものとし、当該名簿の受領の確認の後三日以内に、技術事務局に対し、各査察員及び
3	査察補の受入れを書面によって通報する。締約国が当該名簿の受領の確認の後三十日以内に書面により受け入れない旨を宣言する場合を除くほか、当該名簿に含まれる査察員及び査察補は、指名されたものとみなす。締約国は、その反対する理由を当該宣言に含めることができる。受け入れられない場合には、提案された査察員又は査察補は、受け入れない旨を宣言した締約国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所において、検証活動に従事せず又は参加しない。技術事務局は、必要な場合に、当初の名簿に追加して更に提案を行う。
4	この条約に基づく検証活動は、指名された査察員及び査察補のみによって行われる。
5	締約国は、いつでも、既に指名されている査察員又は査察補の受入れに反対する権利を有する。ただし、5の規定が適用される場合は、この限りでない。当該締約国は、書面により、受け入れに反対する旨を技術事務局に通報するものとし、反対する理由をその通報に含めることができる。当該締約国による反対は、技術事務局による通報の受領の後三十日で効力を生ずる。
6	技術事務局は、査察員又は査察補の指名の撤回を当該締約国に直ちに通報する。
7	事務局長は、提案した査察員又は査察補が受け入れられることにより、十分な数の査察員又は査察補の指名が妨げられる等技術事務局の任務の効果的な遂行が阻害されると認める場合には、この問題を執行理事会に送付する。
8	査察員及び査察補の名簿の修正が必要であるか又は要請される場合には、いつでも、当初の名簿について定められた方法と同様の方法で代替の査察員及び査察補を指名する。
9	他の締約国の領域内に存在する締約国の施設の査察を行う査察団の構成員については、被査察員及び査察補のみによって行われる。
10	締約国は、査察員及び査察補の名簿又はその変更の通報の受領を確認した後三十日以内に、各査察員又は査察補が査察活動を行ふ目的で自國の領域内に入国し及び滞在することができるよう、数次の出入国査証又は通過査証その他の文書を提供する。これらの文書は、技術事務局に提供した後少なくとも二年間は有効なものとする。
11	査察員及び査察補は、その任務を効果的に遂行するため、次の(i)から(iv)までに規定する特権及び免除を与えられる。特権及び免除は、この条約のために査察団の構成員に対して与えられるものであり、当該構成員の個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。特権及び免除は、被査察締約国又は接受国の領域内に到着してから当該領域を出発するまでの全期間にわたって当該構成員に対して与えられ、その後
(a)	は、当該構成員の公の任務の遂行に当たって既に行われた行為に関して与えられる。
(b)	八日の外交関係に関するウィーン条約第二十一条の規定に基づいて外交官が享受する不可侵を与える。
(c)	査察団の書類及び通信(記録を含む)は、外交関係に関するウィーン条約第三十条の規定に基づいて外交官のすべての書類及び通信に与えられる不可侵を享受する。査察団は、技術事務局と通信するために暗号を使用する権利を有する。
(d)	査察団の構成員が携行する試料及び承認された装置は、この条約に定めるところに従つて不可侵とし、及びすべての関税を免除される。有害な試料は、関連規則に従つて輸送する。
(e)	ウイーン条約第三十二条の1から3までの規定に基づいて外交官に与えられる免除を与えられる。
(f)	この条約に基づく活動を行う査察団の構成員は、外交関係に関するウィーン条約第三十四条の規定に基づいて外交官に与えられる賦課金及び租税の免除を与えられる。
(g)	査察団の構成員は、いかなる関税又は関係する課徴金も支払うことなく、個人的な使用

のための物品を被査察締約国又は接受締約国の領域内に持ち込むことを許可される。ただし、輸出入が法律によって禁止されており又は検疫規則によって規制されている物品を除く。

(h) 査察団の構成員は、一時的な公の任務を有する外国政府の代表者に与えられる通貨及び為替に関する便益と同一の便益を与えられる。

(i) 査察団の構成員は、被査察締約国又は接受国の中領域内で個人的な利得を目的とするいかなる職業活動又は商業活動にも従事してはならない。

査察団の構成員は、被査察締約国でない締約国の中領域を通過する場合には、外交関係に基づいて外交官が享受する特権及び免除を与えられる。当該査察団の構成員が携行する書類及び通信記録を含む)、試料並びに承認された装置に関しては、11(c)及び(d)に規定する特権及び免除が与えられる。

査察団の構成員は、その特権及び免除を書きされることなく、被査察締約国又は接受国の法令を尊重する義務を負い、及び査察命令と両立する限度においてこれらの国の国内問題に介入しない義務を負う。被査察締約国又は接受締約国がこの附属書に規定する特権及び免除の濫用があつたと認める場合には、濫用があつたか否かを決定するため、及び濫用があつたと決定するときはこれが繰り返されることを防止するため、当該被査察締約国又は接受締約国と事務局との間で協議を行う。

14 事務局長は、査察団の構成員に対する裁判権から免れる。かつて、この条約の実現を阻害するものであり、かつて、この条約の実現を阻害するものであると認められるために他の締約国の領域を通過すれば放棄することができる。放棄は、常に明示的に行わなければならない。

15 オブザーバーは、このBの規定に基づいて査察員に対して与えられる特権及び免除と同一の特権及び免除を与えられる。ただし、11(d)の規定に基づいて与えられる特権及び免除は、この権利及び免除を与えられる。ただし、11(d)の規定に基づいて与えられる特権及び免除は、この権利及び免除を与えられる。

16 入国情地點

C 共通の措置

16 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三十日以内に入国情地點を指定し、及び技術事務局に対し必要な情報を提供する。当該入国情地點については、査察団が少なくともいずれかの入国情地點からいかなる査察施設へも十二時間以内に到着することができるようなものとする。技術事務局は、すべての締約国に対し入国情地點の所在地に関する情報を提供する。

17 締約国は、技術事務局に通報することにより、入国情地點を変更することができる。その変更は、すべての締約国に対し適切な通報が行われるようにするため、技術事務局が変更の通報を受領した後三十日で効力を生ずる。

18 技術事務局は、入国情地點の数が査察の適時の実施のために不十分であり又は締約国が提案する人国情地點の変更の結果査察の適時の実施が妨げられる場合に、このような問題を解決するために当該締約国と協議を行う。

19 被査察締約国の施設若しくは区域が接受締約国の管轄又は管理の下にある場所に存在する場合には、当該被査察締約国は、アクセスを確保するために必要なすべての措置をとったことを証明する。

20 被査察締約国の施設又は区域がこの条約の締約国でない国の領域内に存在する場合には、当該被査察締約国は、これらの施設又は区域の査察がこの附属書に従って行われることを確保するために必要なすべての措置をとる。締約国は、この条約の締約国でない国の領域内に一つ以上の施設又は区域を有する場合には、自己について指名された査察員及び査察補の受け入れがその接受国によって行われることを確保するためには、当該被査察締約国は、アクセスを確保するために必要なすべての措置をとる。被査察締約国がアクセスを確保することができない場合には、当該被査察締約国は、アクセスを確保するために必要なすべての措置をとったことを証明する。

21 査察の対象となる施設又は区域が、締約国の中領域内であり、かつて、この条約の締約国でない国の中領域内にある場合には、当該被査察締約国は、アクセスを確保するために必要なすべての措置をとったことを証明する。

22 不定期飛行に使用する航空機の利用に関する措置

23 技術事務局は、定期の商業上の輸送を利用する場合に、第九条の規定に基づく査察その他の査察のため、技術事務局が所有し又は借り上げる航空機を利用して適時に移動することができない場合には、第九条の規定に基づく査察その他の査察のため、技術事務局が所有し又は借り上げる航空機を利用して適時に移動することができる。

24 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三十日以内に、査察施設が存在する領域へ及び当該領域から査察団及び査察に必要な装置を輸送する不定期飛行に使用する航空機のため常に有効な外交上の許可番号を技術事務局に通報する。指定される入国情地點への往復の航空路は、外交上の許可を与えるための基礎として締約国と技術事務局との間で合意した確立された国際航空路に沿うものとする。

25 技術事務局は、不定期飛行に使用する航空機を輸送する場合に、査察施設が存在する国の中領域に入る前の最終の飛行場から入国情地點までの当該航空機の飛行計画を、当該飛行場からの出発予定時刻の少なくとも六時間前までに、国内当局を通じて被査察締約国に提出する。当該飛行計画は、民間航空機について適用される国際民間航空機関の手続に従って提出する。技術事務局は、民間航空機について適用される国際民間航空機関の手續に従って提出する。

	官報(号外)
24	務局は、その所有し又は借り上げる航空機に関し、各飛行計画の備考欄に常に有効な外交上の許可番号及びその航空機が査察のための航空機であることを示す適當な注釈を含める。
25	被査察締約国又は接受締約国は、査察團が到着予定時刻までに入国情点に到着することができるようにするため、査察が行われる国の空域に入る前の最終の飛行場からの当該査察團の出発予定時刻の少なくとも三時間前までに、23の規定に従つて提出される飛行計画が承認されることを確保する。
26	被査察締約国は、技術事務局が査察團の利用する航空機を所有し又は借り上げる場合には、入国情点において、技術事務局が要請する当該航空機のための駐機場、警備上の保護、役務及び燃料を提供する。当該航空機は、着陸料、出国税及びこれらに類する課徴金を免除される。技術事務局は、このよう燃料、警備上の保護及び役務の費用を負担する。
27	被査察締約国は、査察團が必要とする便宜管理上の措置
28	技術事務局は、装置を保管し、指定し、検査し及び承認する。技術事務局は、可能な範囲内で、求められる査察の特定の種類に合わせて特別に設計された装置を選定する。指定され及び承認された装置については、許可なしに変更されることのないように特別に保護する。
29	被査察締約国は、定められた時間的な枠組みを害することなく、入国情点において査察團の構成員の立会いの下に、装置を検査する権利、すなわち、自國若しくは接受締約国に持ち込まれ又はこれらの領域から撤去される装置を識別するために点検する権利を有する。技術事務局は、その識別を容易にするため、当該装置が指定され及び承認されたものであることを認証する書類及び標識を添付する。また、装置の検査に当たっては、被査察締約国は、当該装置が特定の種類の査察のために承認された装置に適合することを十分確認する。被査察締約国は、承認された装置に適合しない装置又は認証のための書類及び標識が添付されていない装置を承認された装置
30	被査察締約国又は接受締約国は、その領域への入国情点において入手可能な装置であって技術事務局に属しないものを使用することが必要であると認める場合において、当該装置を使用することができるよう被査察締約国に要請するときは、当該被査察締約国は、可能な範囲内でその要請に従つ。
31	D 査察の事前の活動
32	事務局長は、査察團の入国情点への予定される到着の前に及び定められた時間的な枠組みがある場合には当該時間的な枠組みの範囲内で、査察を行う意向を締約国に通告する。
33	事務局長が行う通告には、次の事項に関する情報を含める。
34	(a) 査察の種類 (b) 入国情点 (c) 入国情点への到着の日及び予定時刻 (d) 入国情点への到着の手段 (e) 査察を行う施設 (f) 査察員及び査察補の氏名 (g) 適当な場合には特別な飛行のための航空機の利用の許可
35	被査察締約国又は接受締約国は、必要に応じ、入国情点への到着の後十二時間以内に査察團が査察施設に到着するよう援助する。
36	査察團は、査察施設への到着に際して査察の事前の説明
37	査察團は、査察施設への到着に際して査察の開始の前に、当該査察施設の代表者から、適宜地図その他の文書を用いて、当該査察施設、当該査察施設において行われている活動、安全上の措置並びに査察のために必要な管理上の及び受入れに関する措置に關して説明を受ける。説明に費やす時間については、必要な最小限度に制限するものとし、いかなる場合にも三時間を超えてはならない。
38	E 査察の実施
39	一般規則
	被査察締約国は、査察を行ふ意向についての通告の受領を確認する。
	技術事務局の通告の受領の後一時間以内に、当該通告の受領を確認する。
	締約国の施設であつて他の締約国の領域内に存在するものの査察を行う場合には、双方の締約国は、31及び32の規定に従つて同時に通告を受ける。

40

40 査察団の活動は、その任務の適時の、かつ、効果的な遂行を確保するよう並びに被査察締約国又は接受国にとっての不便及び査察を行う施設又は区域に対する障害ができる限り少なくなることを確保するように行う。査察団は、施設の操業を不必要に妨げ又は遅滞させること及び施設の安全に影響を及ぼすことを回避する。特に、査察団は、いかなる施設も稼働してはならない。査察員は、その査察命令を遂行するため施設において具体的な稼働が行われる必要があると認める場合には、査察を行う施設の指名された代表者に対し具体的な稼働を行うよう要請する。当該代表者は、可能な範囲内でその要請に応する。

41 査察団の構成員は、被査察締約国又は接受国の領域内でその任務を遂行するに当たり、当該被査察締約国が要請する場合には、当該被査察締約国の代表者の同行を受け入れる。ただし、そのため査察団の任務の遂行が遅滞させられ又被査察締約国が要請する場合には、査察の実施のための詳細な手続については、

42 査察の実施のための詳細な手続については、第八条21(i)の規定に従って会議が検討し及び承認する指針を考慮して、技術事務局が作成し、査察手引書に記載する。

43 安全 査察員及び査察補は、その活動を行うに当たり、査察施設において定められている安全に関する規則(施設内の管理区域の保護及び人の安全のための規則を含む)を遵守する。この義務の履行のため、会議は、第八条21(i)の規定に従つて適切な詳細な手続を検討し及び承認する。

44 通信

44 査察員は、国内滞在期間中、技術事務局の本部と通信する権利を有する。このため、査察員は、自己の所有する承認された装置であつて正当な認証を受けたものを使用することができる。また、被査察締約国又は接受締約国に対し他の電気通信手段へのアクセスを認めるよう要請することができる。査察団は、外縁を巡回する要員と査察団の他の構成員との間で自己の所有する双方の無線通信システムを使用する権利を有する。

45 査察団は、この条約の関連する本文及び附属書、施設協定並びに査察手引書に定める手続には、査察員が選定する。

46 査察員は、関連する事実を確認するため被査察締約国の代表者の立会いの下に施設の要員と面談する権利を有する。査察員は、査察の実施のために必要な情報及び資料のみを要請するものとし、被査察締約国は、要請に応じて情報を提供する。施設の要員に対する質問が査察に連絡のないものと認められる場合には、被査察締約国は、当該質問に対し異議を申し立てる権利を有する。査察団長が更にこれに異議を申し立て及び査察に関連のあることを表明する場合には、当該質問については、回答を得るために書面により被査察締約国に提出する。査察団は、査察の報告の被査察締約国の協力についての記述において、面談又は質問への回答が許可されなかつたこと及び行われた説明について注記する。

47 ことができる。

47 査察員は、その任務の遂行に関連すると認められる文書及び記録を検査する権利を有する。

48 査察員は、その要請により被査察締約国又は査察を行う施設の代表者に写真を撮影させる権利を有する。瞬間現像による写真の撮影が認められる。査察団は、写真が要請したものに合致するか否かを決定するものとし、合致しない場合には、再度写真を撮影させる。査察団及び被査察締約国は、すべての写真の写しを一枚ずつ保有する。

49 被査察締約国の代表者は、査察団が行つすべき検証活動に立ち会う権利を有する。

50 被査察締約国は、その要請に基づいて、技術事務局が自国の施設について収集した情報及び資料の写しを受領する。

51 査察員は、査察が行われている間に生ずるあいまいな点に関し、説明を要請する権利を有する。その要請については、被査察締約国の代表者を通じて速やかに行う。被査察締約国の代表者は、査察が行われている間に、あいまいな点を解消するために査察団に対し必要な説明を行う。査察施設内に存在する物体又は建物に関する問題が解決されない場合において、要請があるときは、当該物体又は建物の性質及び機能を明らかにするために当該物体又は建物の写真の撮影が行われる。査察が行われている間にあいまいな点を解消することができない場合には、査察員は、直ちに技術事務局に通報する。査察員は、このような解決されなかつた問題、関連する説明及び撮影された写真の写しの一枚を査察報告に含める。

52 試料の採取、取扱い及び分析

52 被査察締約国又は査察が行われる施設の代表者は、査察団の要請により、査察員の立会いの下に、試料を採取する。被査察締約国又は査察が行われる施設の代表者との間で事前に合意がある場合には、査察団は、自ら試料を採取することができる。

53 可能な場合には、試料の分析については、現地において実施する。査察団は、自己が持ち込んだ承認された装置を使用して現地における試料の分析を実施する権利を有する。被査察締約国は、査察団の要請により、合意される手続にて現地における試料の分析のために援助を提供する。このことに代えて、査察団は、その立会いの下に現地における適当な分析が実施されれるよう要請することができる。

54 被査察締約国は、採取されたすべての試料の一部又は採取された試料と同一のものを保有する権利及び現地において試料を分析する時に立ち会う権利を有する。

55 査察団は、必要と認める場合には、現地外における分析のために、機関が指定する実験施設に試料を移送する。

56 事務局長は、試料の警備、保全及び保存について並びに現地外における分析のために移送する試料の秘密を保護することを確保することについて主要な責任を負う。事務局長は、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する手続であつて査察手引書に記載されるものによつてこれをを行う。事務局長は、次のことを行う。

- (a) 試料の採取、取扱い、移送及び分析を規律する厳重な制度を確立すること。
- (b) 指定される実験施設について、種々の分析を実施するための認証を行うこと。
- (c) 指定される実験施設における設備及び手続の標準化並びに移動式の分析用装置及び関連する手続の標準化を監督し、並びにこれらの実験施設、移動式装置及び手続の認証について質の管理及び総合的な水準を監視すること。
- (d) 指定される実験施設の中から、特定の調査に關係して分析を行い又はその他の役割を果たすものを選定すること。
- 57 現地外における分析を実施する場合には、試料は、少なくとも二の指定された実験施設において分析する。技術事務局は、分析の速やかな処理を確保する。試料については、技術事務局が責任を負うものとし、使用されなかつた試料又はその一部は、技術事務局に返還される。
- 58 技術事務局は、実験施設における試料の分析の結果であつてこの条約の遵守に關連するものを取りまとめ、これを査察の最終報告に含める。技術事務局は、指定された実験施設が使用した設備及び用いた方法に関する詳細な情報を査察の最終報告に含める。
- 59 査察期間は、被査察締約国の代表者との合意により延長することができる。
- 60 査察団は、査察が完了した後、査察団のとりえずの調査結果を検討し及びあいまいな点を解消するため、被査察締約国の代表者及び査察

- 施設について責任を有する者と会合する。査察団は、被査察締約国の代表者に対し、試料の一覧表、収集した書面による情報の写し及び収集した資料の写し並びに現地外に持ち出すその他資料を付してとりあえずの調査結果を書面により標準様式に従つて提供する。この文書には、査察団長が署名する。被査察締約国の代表者は、その内容について知られたことを示すため、当該文書に連署する。この会合については、査察の完了の後二十四時間以内に完了する。
- F 出国
- 61 査察団は、査察の後十日以内に、自己の行った活動及び調査結果に基づく事実関係についての最終報告を作成する。最終報告には、査察命令に定めるところにより、この条約の遵守に關連する事実のみを含める。最終報告は、また、被査察締約国の査察団に対する協力の態様に関する情報を提供する。異なる見解を有する査察員がある場合には、当該見解を最終報告に添付することができる。最終報告は、秘密のものとして取り扱う。
- 62 査察員は、査察の後十日以内に、自己の行った活動及び調査結果に基づく事実関係についての最終報告を作成する。最終報告には、査察命令に定めるところにより、この条約の遵守に關連する事実のみを含める。最終報告は、また、被査察締約国の査察団に対する協力の態様に関する情報を提供する。異なる見解を有する査察員がある場合には、当該見解を最終報告に添付することができる。最終報告は、秘密のものとして取り扱う。

- 63 最終報告は、被査察締約国に直ちに提出する。被査察締約国がその調査結果に関して直ちに書面による意見を表明する場合には当該意見を最終報告に添付する。最終報告は、被査察締約国が表明した意見を付して、査察の後三十日以内に事務局長に提出する。
- G 報告
- 64 最終報告が不確かな点を含む場合又は国内当局と査察員との間の協力が求められる水準に達していない場合には、事務局長は、関係締約国に対し説明を求める。
- 65 不確かな点が解消されない場合又は確認された事実がこの条約に基づく義務が履行されなかつたことを示唆する場合には、事務局長は、遅滞なく執行理事会に通報する。
- H 一般規則の適用
- 66 この部の規定は、この条約に基づいて行われるすべての査察について適用する。ただし、この部の規定が第三部から第十一部までにおいて特定の種類の査察について定める規定と異なる場合を除く。この場合には、当該特定の種類の査察について定める規定が優先する。

- 第三部 第四条、第五条及び第六条の規定に基づく検証措置に関する規定
- A 冒頭査察及び施設協定
- 1 第四条、第五条及び第六条の規定に従つて現地査察の対象となる申告された施設は、当該施設の申告の後速やかに冒頭査察を受ける。当該冒頭査察は、提供された情報と検証し、当該施設における将来の検証活動(現地査察及び現地に設置する機器による継続的な監視を含む)を計画するために必要な追加の情報を入手し及び施設協定を準備することを目的とする。
- 2 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後に、定められた時間的な枠組みの範囲内で、技術事務局がすべての施設において申告を検証し及び体系的な検証措置を開始することができる」とを確保する。
- 3 締約国は、第四条、第五条及び第六条の規定に従つて現地査察の対象となる申告された各施設につき、機関との間で施設協定を締結する。
- 4 施設協定は、この条約が締約国について効力を生じた後又は施設が最初に申告された後百八十日以内に、締結する。ただし、5から7までに於ける年を経過した後に操業を開始する化学兵器の廃棄施設については、施設協定は、その廃棄施設の規定を適用する化学兵器の廃棄施設を除く。
- 5 この条約が締約国について効力を生じた後一年を経過した後に操業を開始する化学兵器の廃棄施設については、施設協定は、その廃棄施設の操業の開始の少なくとも百八十日前までに締結する。
- 6 この条約が締約国について効力を生じた時に操業している化学兵器の廃棄施設又はその後一年以内に操業を開始する化学兵器の廃棄施設については、施設協定は、この条約が当該締約国について効力を生じた後百十日以内に締結する。ただし、執行理事会が、第四部(A)51の規定に従つて承認する検証の経過措置(経過的な施設協定、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた検証のための措置並びに経過措置の実施のための時間的な枠組みを含む。)が十分であると決定する場合を除く。
- 7 6に規定する施設であつてこの条約が締約国について効力を生じた後一年以内に操業を停止するものについては、執行理事会は、第四部(A)51の規定に従つて承認する検証の経過措置(経過的な施設協定、現地査察及び現地に設置する機器による監視を通じた検証のための措置並びに経過措置の実施のための時間的な枠組みを含む。)が十分であると決定することができる。

(号外) 報

8	施設協定は、モデル協定に基づくものとし、各施設における査察を規律する詳細な措置を規定する。モデル協定は、将来の技術的発展を考慮に入れた規定を含むものとし、第八条21(i)の規定に従って会議が検討し及び承認する。
9	技術事務局は、冒頭査察の後の査察において参考するための写真、図面その他の情報を入れる封印された容器を各施設において保有することができる。
B	共通の措置
10	技術事務局は、適当な場合には、この条約の関連規定及び締約国と機関との間の施設協定に基づき、継続的な監視のための機器及びシステム並びに封印を設置させ及び使用する権利を有する。
11	被査察締約国は、合意される手続に従い、査察団が使用し又は設置する機器を検査し及び自國の代表者の立会いの下で試験を行わせる権利を有する。査察団は、被査察締約国が化学兵器の廃棄の技術的工程を監視するために設置した機器を使用する権利を有する。このため、査察団は、被査察締約国が設置した機器であつて化学兵器の廃棄の検証のために自己が使用することを意図する機器を検査する権利及び自己の立会いの下で当該機器の試験を行わせる権利を有する。
12	被査察締約国は、継続的な監視のための機器及びシステムを設置するために必要な準備及び援助を提供する。
13	11及び12の規定を実施するため、会議は、第八条21(i)の規定に従つて適當な詳細な手続を検討し及び承認する。
14	監視のための機器が設置されている施設において監視システムに影響を及ぼすおそれのある事態が発生し又は発生するおそれがある場合に、被査察締約国は、直ちに技術事務局に通報する。被査察締約国は、必要な場合には、できる限り速やかに監視システムの機能を回復し及び暫定的な措置をとるため、技術事務局とその後の措置を調整する。
15	査察団は、それぞれの査察が行われている間に、監視システムが正確に機能していること及び施した封印に手が触れられていないことを検証する。更に、装置の必要な保守若しくは交換を実施し又は必要に応じて監視システムの監視範囲を調整するため、監視システムを維持することを目的とした訪問が必要とされることがある。
16	監視システムが異常を示す場合には、技術事務局は、これが装置の故障に起因するものであるか又は施設における活動に起因するものであるかを決定するため、直ちに措置をとる。このような検討の後問題が解決されない場合には、技術事務局は、必要に応じ施設の現地査察又は訪問を直ちに行うことにより、現状を直ちに確認する。技術事務局は、異常の発見の後直ちに問題を被査察締約国に報告するものとし、当該被査察締約国は、問題の解決について援助する。
C	査察の事前の活動
17	被査察締約国は、18に規定する場合を除くほか、査察団の入国地点への到着予定期刻の少なくとも二十四時間前までに査察の通告を受けれる。
A	申告
18	被査察締約国は、査察団の入国地点への到着予定期刻の少なくとも七十二時間前までに冒頭査察の通告を受ける。
第四部(A)	第四条の規定に基づく化学兵器の廃棄及びその検証
1	第三条1(a)の規定に従つて締約国が行う化学生兵器の申告には、次の事項を含める。
2	化学兵器
2	次のこと項によつて明示する化学兵器の貯蔵施設の正確な所在地
(a)	申告する各化学物質の総量
(b)	第三次の事項によつて明示する化学兵器の貯蔵施設の正確な所在地
(i)	名称
(ii)	地理上の座標
(iii)	化学兵器の貯蔵施設の詳細な図面(境界地図並びに施設内の掩蔽壕及び貯蔵場所の位置を含む。)
(c)	化学兵器の各貯蔵施設についての次の事項を含む詳細な目録
(i)	第二条の規定に従つて化学兵器として定義される化学物質
(ii)	化学兵器として定義される弾薬類、子爆弾薬類及び装備薬類及び装置であつて充填されていないもの
(iii)	(ii)に規定する弾薬類、子爆弾弾薬類又は装置の使用に直接関連して使用するよう特別に設計された装置
(iv)	(ii)に規定する弾薬類、子爆弾弾薬類又は装置の使用に直接関連して使用するよう特別に設計された化学物質
(v)	(c)(i)の化学物質の申告については、次の規定を適用する。
(i)	毒性最終生成物の化学名
(ii)	成分の化学的組成及び各成分の量
(iii)	各成分の実際の重量比
(iv)	必須成分と認められる成分
(a)	化学物質については、化学物質に関する附属書の表に従つて申告する。
(b)	化学物質に関する附属書の表に掲げていない化合物の毒性を含む。)を提供する。前駆物質については、主要な最終反応生成物の毒性及びその識別についての情報を提供する。
(c)	化学物質は、国際純正・応用化学連合(IUPAC)の最新の命名法に基づく化学名、構造式及びCAS登録番号が付されている場合には当該番号によって識別する。前駆物質については、主要な最終反応生成物の毒性及びその識別についての情報を提供する。
(d)	二以上の化学物質の混合物である場合には、各化学物質を識別し、各化学物質の百分率を提供し、及び当該混合物を各化学物質のうち最も毒性の強い化学物質の種類に応じて申告する。二成分型化学兵器の一つの成分が二以上の化学物質の混合物から成る場合には、各化学物質を識別し、及び各化学物質の百分率を提供する。
(e)	二成分型化学兵器は、16に規定する化学兵器の種類に応じて、関連する最終生成物に基づいて申告する。二成分型弾薬類及び装置の使用に直接関連して使用するよう特別に設計された装置
(f)	二成分型化学兵器は、16に規定する化学兵器の種類に応じて、関連する最終生成物に基づいて申告する。二成分型弾薬類及び装置の使用に直接関連して使用するよう特別に設計された装置
(g)	二成分型化学兵器は、16に規定する化学兵器の種類に応じて、関連する最終生成物に基づいて申告する。二成分型弾薬類及び装置の使用に直接関連して使用するよう特別に設計された装置
(h)	二成分型化学兵器は、16に規定する化学兵器の種類に応じて、関連する最終生成物に基づいて申告する。二成分型弾薬類及び装置の使用に直接関連して使用するよう特別に設計された装置

平成七年四月二十八日 参議院会議録第一十号(その一) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

(v) 百パーセントの収率を仮定した場合に必須成分から化学量論的に計算される毒性最終生成物の予定量。個別の毒性最終生成物の必須成分の申告量(トン)は、百パーセントの収率を仮定した場合に化学量論的に計算される当該毒性最終生成物の量(トン)に相当するものとみなす。
(f) 多成分型化學兵器の申告は、二成分型化學兵器について定める申告と同様に行う。
(g) 化学物質の貯蔵の形態(例えば、弾薬類、子爆弾弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その他の容器)を申告する。その申告には、次の事項に関する情報を含める。
(i) 種類 (ii) 大きさ又は口径 (iii) 数量 (iv) 容器ごとの充填化学物質の名目重量
(h) 貯蔵施設において現存する化学物質ごとの総重量を申告する。
(i) 更に、ばらの状態で貯蔵される化学物質については、判明している場合には、百分率にて申告する。
3 子爆弾弾薬類又は装置のそれぞれの種類についての申告には、次の事項に関する情報を含める。
(a) 数量 (b) 個別の名目充填量 (c) 充填予定の化学物質
第三条1(a)(iv)の規定に基づく化学兵器の申告
4 第三条1(a)(iv)の規定に基づく化学兵器の申告には、1から3までに規定するすべての情報を
過去における移譲及び受領の申告
5 千九百四十六年一月一日以後に化学兵器を移譲又は受領した締約国は、移譲又は受領した各化学物質の量がばらの状態又は弾薬の形態で一年当たり一トンを超える場合には、第三条1(a)(iv)の規定に従ってその移譲又は受領にて申告する。この申告は、1及び2に規定する日録の様式に従って行う。この申告は、また、供給国及び受領国、移譲又は受領の日並びに移譲された化学兵器のできる限り正確な最新の所在地を示す。締約国は、千九百四十六年一月一日から千九百七十年一月一日までの間における化学兵器の移譲又は受領について求められる情報が必ずしもすべて入手可能でない場合には、入手可能なすべての情報を申告し、及び完全な申告を行うことができない理由についての説明を行う。
6 化学兵器の廃棄のための全般的な計画の提出
7 締約国は、化学兵器の申告を行う時までに、自国の貯蔵施設を保全するために適切と認める措置をとるものとし、廃棄のために移動する場合を除くほか、自国の化学兵器の当該貯蔵施設外への移動を防止する。
8 締約国は、37から49までの規定に基づく検証のため速やかなアクセスが可能となるように自国の貯蔵施設において化学兵器が配置されるることを確保する。
9 化学兵器の貯蔵施設外への移動(廃棄のための移動を除く)を防止するために当該貯蔵施設
10 化学兵器の保守活動には、次の事項を含めたものを標準的な保守活動(化学兵器の標準的な保守、安全の監視及び警備活動並びに化学兵器の廃棄のための準備を含む)を継続することができる。
11 すべての保守活動は、技術事務局による監視の対象とする。
12 「化学兵器の廃棄」とは、化学物質を実質的に不可逆的に化学兵器の生産に適しないものに転換する過程並びに弾薬類及び他の装置を不可逆的に使用することができないようにする過程をいう。
13 締約国は、化学兵器の廃棄の方法を決定する。ただし、水中に投棄する方法、地中に埋める方法又は野外において焼却する方法を用いてはならない。締約国は、特別に指定され、適切に設計され及び設備が適切に整えられた施設においてのみ化学兵器を廃棄する。
14 締約国は、自国の化学兵器の廃棄施設が化学兵器を確実に廃棄することができるように建設され及び操業していること並びに廃棄の過程がこの条約に基づいて検証されることを確保する。
15 化学兵器の廃棄の規律は、第一条及び他の条に定める義務(系統的な現地検証に関する義務を含む)を基礎とするものである。廃棄の規律

<p>は、廃棄のための期間中に安全保障が損なわれないことについての締約国の利害、廃棄の初期の段階における信頼の醸成及び化学兵器を廃棄する過程において漸進的に得られる経験を考慮し、並びに貯蔵されている化学兵器の実際の構成及び化学兵器の廃棄のために選択される方法のいかんにかかわらず当該廃棄の規律を適用することを考慮したものである。廃棄の規律は、平準化の原則を基礎とするものである。</p> <p>16 締約国が申告する化学兵器は、廃棄のため次の三の種類に分類する。</p> <p>(a) 表1の化学物質を基礎とする化学兵器種類1 並びにその部品及び構成物質</p> <p>(b) 他のすべての化学物質を基礎とする化学生兵器並びにその部品及び構成物質</p> <p>(c) 充填されていない弾薬類及び装置並びに化学兵器の使用に直接関連して使用するよう特別に設計された装置</p>
<p>17 締約国は、(a) この条約が自國について効力を生じた後二年以内に種類1の化学兵器の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後五年以内に廃棄を完了する。種類1の化学兵器は、廃棄のための期間を通じて毎年均等の割合で廃棄する。</p> <p>(b) この条約が自國について効力を生じた後一年以内に種類2の化学兵器の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後五年以内に廃棄を完了する。種類2の化学兵器は、廃棄のための重量とする。</p> <p>(c) この条約が自國について効力を生じた後一年以内に種類3の化学兵器の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後五年以内に廃棄を完了する。種類3の化学兵器は、廃棄のための期間を通じて毎年均等の割合で廃棄する。</p> <p>(d) 充填されていない弾薬類及び装置の比較の基礎は名目充填量(立方メートル)とし、設備の比較の基礎はその数とする。</p> <p>18 二成分型化学兵器の廃棄については、次の規定を適用する。</p> <p>(a) 廃棄の規律の適用上、個別の毒性最終生成物の必須成分の申告量(トン)は百パーセントの収率を仮定した場合に化学量論的に計算される当該毒性最終生成物の量(トン)に相当するものとみなす。</p> <p>(b) 二成分型弾薬類及び装置において必須成分の一定の量を廃棄するに当たっては、他方の成分について、当該二成分型弾薬類及び装置</p>
<p>19 多成分型化学兵器の廃棄の規律は、二成分型化学兵器について定める廃棄の規律と同様のものとする。</p> <p>20 執行理事会は、特に15から19までに定める廃棄の規律との適合性を評価するため、第三条1(a)(v)の規定及び6の規定に従って提出される化学兵器の廃棄のための全般的な計画を検討する。執行理事会は、自國の計画が廃棄の規律に適合しない締約国と、当該計画を廃棄の規律に適合したものとすることを目的として協議する。</p> <p>21 締約国は、やむを得ない例外的な事情により、種類1の化学兵器の廃棄の規律の第一段階、第二段階又は第三段階に定める廃棄の水準を達成することができないと認める場合には、当該水準の変更を提案することができる。その提案については、この条約が効力を生じた後百二十日以内に行わなければならず、かつ、提案理由についての詳細な説明を含める。</p> <p>22 締約国は、21の規定に基づいて変更された17</p>
<p>23 期限の延期が認められる場合においても、締約国は、次の廃棄の期限までに累積される廃棄の義務を履行する。20からこの23までの規定に基づいて認められる期限の延期は、この条約が効力を生じた後十年以内に種類1の化学兵器のすべてを廃棄する締約国の義務を何ら変更するものではない。</p> <p>24 締約国は、この条約が効力を生じた後十年以内に種類1の化学兵器のすべての廃棄を確保することができないと認める場合には、当該化学兵器の廃棄の完了の期限について執行理事会に対し要請を行うことができる。当該要請については、この条約が効力を生じた後九年以内に行わなければならない。</p> <p>(a) 延長しようとする期間</p> <p>(b) 延期の理由についての詳細な説明</p> <p>(c) 延長期間及び当初の十年の廃棄のための期</p>

平成七年四月二十八日 参議院会議録第一十号(その二) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

一一一

間の残余の期間における廃棄のための詳細な計画

26 会議は、次の会期において、執行理事会の勧告に基づいて24の要請に関する決定を行う。期限の延期は、必要な最小限度とし、締約国がすべての化学兵器の廃棄を完了する期限については、いかなる場合にも、この条約が効力を生じた後十五年を超えて延期してはならない。執行理事会は、期限の延期を認めるための条件(必要と認められる具体的な検証措置及び自国の廃棄のための計画における問題を克服するために締約国がとるべき具体的な措置を含む。)を定める。延長期間中の検証の費用については、第四条16の規定に従つて割り当てる。

27 期限の延期が認められた場合には、締約国は、その後のすべての期限を遵守するために適当な措置をとる。

28 締約国は、種類1の化学兵器のすべてを廃棄するまでの間、29の規定に従つて廃棄のための詳細な年次計画及び36の規定に従つて種類1の化学兵器の廃棄に関する年次報告を引き続き提出する。更に、締約国は、延長期間中の各九十日における自国の廃棄活動についての報告を当該九十日が経過する日までに執行理事会に提出する。執行理事会は、廃棄の完了に向けての進捗状況を検討し、この進捗状況を文書により記録するために必要な措置をとる。延長期間中の廃棄活動に関するすべての情報については、要請に応じ、執行理事会が締約国に提供する。

29 廃棄のための詳細な年次計画は、第四条7(a)の規定に従つて各年の廃棄期間の開始の少なくとも六十日前までに技術事務局に提出するものとし、次の事項を明示する。

- (a) 各廃棄施設において廃棄される化学兵器の具体的な種類ごとの量及び化学兵器の具体的な種類ごとの廃棄の完了に係る日程
- (b) 化学兵器の各廃棄施設の詳細な図面及び以前に提出した図面に変更がある場合には当該変更
- (c) 当該各年ににおける化学兵器の各廃棄施設の活動の詳細な日程(当該廃棄施設の設計、建設又は変更、設備の設置及び点検、要員の訓練並びに化学兵器の具体的な種類ごとの廃棄作業に必要な時間並びに活動を休止する予定の期間を明らかにするもの)
- (d) 締約国は、自国のそれぞれの化学兵器の廃棄施設につき、技術事務局が当該廃棄施設における使用のためにとりあえずの査察手続を作成することを援助するため、施設の詳細な情報を提供する。
- (e) 廃棄の効率を含む。)
  - (f) 化学兵器の具体的な種類ごとの廃棄施設の設計上の能力
  - (g) 廃棄による生成物及びその最終的な処理方法についての詳細な説明
  - (h) この条約に基づく査察を容易にするための措置についての詳細な技術的な説明
  - (i) 廃棄施設における一時的な保管場所であつて当該廃棄施設に化学兵器を直接供給するために使用されるものについての詳細な説明(当該保管場所の図面及び当該廃棄施設において廃棄される化学兵器の具体的な種類ごとの貯蔵能力に関する情報を含む。)
  - (j) 廃棄施設において実施されている安全及び医療のための措置についての詳細な説明
  - (k) 査察員の住居及び作業場所についての詳細な説明

#### D 検証

- 31 化学兵器の各廃棄施設の詳細な情報には、次の事項に関する情報を含める。
- (a) 名称、住所及び位置
  - (b) 施設の詳細な図面(注釈が付されたもの)
  - (c) 施設の設計図、工程図並びに配管及び計器の配置の図面
  - (d) 弾薬類、装置及び容器からの充填化学物質の除去、取り出された充填化学物質の一時的な貯蔵、化学物質の廃棄並びに弾薬類、装置及び容器の廃棄に必要な設備についての詳細な技術的な説明(設計図及び機器の仕様を含む。)
- 32 締約国は、自国のそれぞれの化学兵器の廃棄施設につき、工場の操業のための手引書、安全及び医療のための計画、実験施設の活動及び質の管理のための手引書並びに取得された環境基準に係る許可を提出する。ただし、既に提出した場合は、この限りでない。
- 33 締約国は、自国の化学兵器の廃棄施設における査察活動に影響を及ぼすおそれのある事態について、速やかに技術事務局に通報する。
- 34 締約国は、自国の化学兵器の廃棄施設における査察活動に影響を及ぼすおそれのある事態について、速やかに技術事務局に通報する。
- 35 技術事務局は、化学兵器の廃棄施設の詳細な

- 37 化学兵器の申告の検証は、第三条の規定に従つて行われる申告が正確であることを現地査察によって確認することを目的とする。
- 38 査察員は、申告が行われた後速やかにこの検証を行ふ。査察員は、特に、化学物質の量及び識別並びに弾薬類及び装置の種類及び数を検証する。
- 39 査察員は、適当な場合には、各貯蔵施設における化学兵器の在庫を正確に確認することを容易にするため、定められた封印、標識その他の在庫の管理手続を使用する。
- 40 査察員は、在庫の確認を行うに当たり、貯蔵されたいた化学兵器が移動されているか否かを

情報を検討した後、必要が生ずる場合には、締約国の化学兵器の廃棄施設が化学兵器を確實に廃棄するようつに設計されることを確保し、検証の実施について事前に計画することを可能にすることを確保するため、関係締約国と協議を行う。

(物質の流量、温度及び圧力並びに設計上の廃棄の効率を含む。)

廃棄するようつに設計されたことを確認し、検証の実施について事前に計画することを可能にすることを確保するため、関係締約国と協議を行う。

廃棄するようつに設計されたことを確認し、検証の実施について事前に計画することを可能にすることを確保するため、関係締約国と協議を行う。

#### 化学兵器の申告の現地査察による検証

36 化学兵器の廃棄のための計画の実施状況に関する情報は、第四条7(b)の規定に従つて各年の廃棄期間の満了の後六十日以内に技術事務局に提出されるものとし、化学兵器の各廃棄施設において当該各年において廃棄された化学兵器の実際の量を表示する。廃棄の目標が達成されなかった場合には、その理由を表明すべきである。

45	技術事務局は、体系的な査察又は訪問のための査察団の貯蔵施設への到着予定期刻の四十八時間前に、当該貯蔵施設の査察又は訪問を行う	明確に示し及び在庫の確認を行う間貯蔵施設の保全を確保するため、定められた封印を必要に応じて施す。当該封印については、別段の合意がある場合を除くほか、在庫の確認の完了の後撤去する。
41	貯蔵施設の体系的な検証	41 貯蔵施設の体系的な検証は、当該貯蔵施設からの中の化学兵器の移動が常に明らかにされていることを確保することを目的とする。
42	42 体験的な検証は、化学兵器の申告が行われた後でできる限り速やかに開始し、すべての化学兵器が貯蔵施設から移動されるまで継続する。体験的な検証は、施設協定に従い、現地査察及び現地に設置する機器による監視を組み合わせたものとする。	42 体験的な検証は、化学兵器の申告が行われた後でできる限り速やかに開始し、すべての化学兵器が貯蔵施設から移動されるまで継続する。体験的な検証は、施設協定に従い、現地査察及び現地に設置する機器による監視を組み合わせたものとする。
43	43 すべての化学兵器が貯蔵施設から移動された時に、技術事務局は、その旨の締約国の中告を確認する。技術事務局は、その確認の後、貯蔵施設の体験的な検証を終了するものとし、査察員が設置した監視のための機器を速やかに撤去する。	43 すべての化学兵器が貯蔵施設から移動された時に、技術事務局は、その締約国の中告を確認する。技術事務局は、その確認の後、貯蔵施設の体験的な検証を終了するものとし、査察員が設置した監視のための機器を速やかに撤去する。
44	44 査察が行われる具体的な貯蔵施設について	44 査察が行われる具体的な貯蔵施設については、査察が行われる正確な時期が予知されることのないよう技術事務局が選定する。体系的な現地査察の頻度を決定するための指針については、第八条21(i)の規定に従って会議が検討し及び承認する勧告を考慮して、技術事務局が作成する。
45	45 技術事務局は、体系的な査察又は訪問のための査察団の貯蔵施設への到着予定期刻の四十八時間前に、当該貯蔵施設の査察又は訪問を行う	45 技術事務局は、体系的な査察又は訪問のための査察団の貯蔵施設への到着予定期刻の四十八時間前に、当該貯蔵施設の査察又は訪問を行う
46	46 被査察締約国は、査察員の到着のために必要な準備を行うものとし、査察員の入国地点から貯蔵施設までの速やかな輸送を確保する。施設協定は、査察員のための管理上の措置を明示する。	46 被査察締約国は、査察員の到着のために必要な準備を行うものとし、査察員の入国地点から貯蔵施設までの速やかな輸送を確保する。施設協定は、査察員のための管理上の措置を明示する。
47	47 被査察締約国は、査察を行つたために貯蔵施設に到着する時に、当該貯蔵施設に関する次の資料を提供する。	47 被査察締約国は、査察を行つたために貯蔵施設に到着する時に、当該貯蔵施設に関する次の資料を提供する。
48	(a) 貯蔵用の建物及び場所の数	(a) 阻害されることなく貯蔵施設のすべての部(当該貯蔵施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その他他の容器を含む)へのアクセスが認められる。
(b) 貯蔵用の各建物及び各場所につき種類及び識別番号又は名称を示した貯蔵施設の図面	(b) 貯蔵施設の冒頭査察及びその後の査察に際して、試料を採取する弾薬類、装置及び容器を指定し並びに独特の目印(除去され又は変更されようとした場合にはそれが明らかになるようなもの)を当該弾薬類、装置及び容器に付すること。試料は、廃棄のための計画に従って実行可能な限り速やかに、いかなる場合にも廃棄作業が終了するまでに、化学兵器の貯蔵施設又は廃棄施設において当該目印が付された物件から採取する。	(b) 阻害されることなく貯蔵施設のすべての部(当該貯蔵施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その他他の容器を含む)へのアクセスが認められる。
(c) 貯蔵施設における貯蔵用の各建物及び各場所につき、化学兵器の具体的な種類」との数及び二成分型弾薬類の一部を構成しない容器について各容器の充填化学物質の実際の量	(c) 貯蔵施設における貯蔵用の各建物及び各場所につき、化学兵器の具体的な種類」との数及び二成分型弾薬類の一部を構成しない容器について各容器の充填化学物質の実際の量	(c) 阻害されることなく貯蔵施設のすべての部(当該貯蔵施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その他他の容器を含む)へのアクセスが認められる。
(d) 査察員は、利用可能な時間内に在庫を確認するに当たり、次のことを有する権利を有すること。	(d) 査察員は、利用可能な時間内に在庫を確認するに当たり、次のことを有する権利を有すること。	(d) 阻害されることなく貯蔵施設のすべての部(当該貯蔵施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その他他の容器を含む)へのアクセスが認められる。
(i) 貯蔵施設において貯蔵されているすべての化学兵器の在庫の確認	(i) 貯蔵施設において貯蔵されているすべての化学兵器の在庫の確認	(i) 阻害されることなく貯蔵施設のすべての部(当該貯蔵施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その他他の容器を含む)へのアクセスが認められる。
(ii) 査察員が選定する貯蔵施設の具体的な建物又は場所において貯蔵されているすべての化学兵器の在庫の確認	(ii) 査察員が選定する貯蔵施設の具体的な建物又は場所において貯蔵されているすべての化学兵器の在庫の確認	(ii) 阻害されることなく貯蔵施設のすべての部(当該貯蔵施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その他他の容器を含む)へのアクセスが認められる。
50	50 化学兵器の廃棄の検証は、次のことを目的とする。	50 化学兵器の廃棄の検証は、次のことを目的とする。
(a) 廃棄されることとなる貯蔵されている化学兵器の識別及び量を確認すること。	(a) 廃棄されることとなる貯蔵されている化学兵器の識別及び量を確認すること。	(a) 阻害されることなく貯蔵施設のすべての部(当該貯蔵施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その他他の容器を含む)へのアクセスが認められる。
(b) (a)の化学兵器が廃棄されたことを確認すること。	(b) (a)の化学兵器が廃棄されたことを確認すること。	(b) 阻害されることなく貯蔵施設のすべての部(当該貯蔵施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その他他の容器を含む)へのアクセスが認められる。
51	51 この条約が効力を生じた後の三百九十日の間の化学兵器の廃棄作業については、検証の経過措置によって規律する。この経過措置(経過的	51 この条約が効力を生じた後の三百九十日の間の化学兵器の廃棄作業については、検証の経過措置によって規律する。この経過措置(経過的
52	52 53から61までの規定は、この条約が効力を生じた後三百九十日を経過した後に開始する化学兵器の廃棄作業が阻害されないように作成する。	52 53から61までの規定は、この条約が効力を生じた後三百九十日を経過した後に開始する化学兵器の廃棄作業が阻害されないように作成する。
53	53 技術事務局は、この条約、廃棄施設の詳細な情報及び場合に応じて従前の査察の経験に基づき、各廃棄施設における化学兵器の廃棄の査察のための計画案を作成する。当該計画案については、この条約に従って廃棄施設が廃棄作業を開始する少なくとも二百七十日前までにその作成を完了するものとし、意見を求めるために被査察締約国に提出する。技術事務局と被査察締約国との間の意見の相違は、協議によって解決されるべきである。解決されない問題は、この条約の完全な実施を促進することを目的として、適切な措置のために執行理事会に送付される。	53 技術事務局は、この条約、廃棄施設の詳細な情報及び場合に応じて従前の査察の経験に基づき、各廃棄施設における化学兵器の廃棄の査察のための計画案を作成する。当該計画案については、この条約に従って廃棄施設が廃棄作業を開始する少なくとも二百七十日前までにその作成を完了するものとし、意見を求めるために被査察締約国に提出する。技術事務局と被査察締約国との間の意見の相違は、協議によって解決されるべきである。解決されない問題は、この条約の完全な実施を促進することを目的として、適切な措置のために執行理事会に送付される。

54 技術事務局は、化学兵器の廃棄施設に精通し及び査察のための計画の妥当性を評価するため、被査察締約国の各廃棄施設がこの条約に従つて廃棄作業を開始する少なくとも二百四十五日前までに当該各廃棄施設に対して冒頭訪問を行う。

55 化学兵器の廃棄作業が既に開始されている既存の施設については、被査察締約国は、技術事務局が冒頭訪問を行う前に当該施設の除染を行うことを必要としない。冒頭訪問の期間は、五日を超えてはならず、また、訪問の要員数は、十五人を超えてはならない。

56 合意された検証のための詳細な計画は、技術事務局による適切な勧告を付して、執行理事会に対し検討のために送付される。執行理事会は、この条約に基づく検証の目的及び義務に従つて承認することを目的として、当該計画を検討する。執行理事会は、また、廃棄の検証のための計画が検証の目的に合致すること及び効果的かつ実際的であることを確認すべきである。この検討は、廃棄期間の開始の少なくとも百八十日前までに完了すべきである。

57 執行理事会の理事国は、検証のための計画の妥当性に関する問題について技術事務局と協議することができる。執行理事会のいづれの理事国も異議を申し立てない場合には、当該計画は、実施に移される。

58 問題がある場合には、執行理事会は、当該問題について調整するために締約国と協議を開始する。問題が解決されない場合には、当該問題は、会議に提起される。

59 化学兵器の廃棄施設に関する詳細な施設協定

は、その廃棄施設の具体的な特性及びその操業の方式を考慮して、次の事項を明示する。

- (a) 現地査察の詳細な手続
- (b) 現地に設置する機器による継続的な監視を通じた検証及び査察員自身による検証のための措置

60 査察員は、この条約に基づく化学兵器の廃棄施設における廃棄の開始の少なくとも六十日前までに各廃棄施設へのアクセスを認められる。当該アクセスは、査察のための装置の設置を監督し、その装置を検査し及びその装置の稼働の試験を行うこと並びに当該廃棄施設についての最終的な工学上の検討を行うことを目的とする。化学兵器の廃棄作業が既に開始されている既存の廃棄施設については、廃棄作業は、査察のための装置の設置及び試験のため、六十日を超えない範囲で必要な最小限度の期間停止する。締約国及び技術事務局は、試験及び検討の結果に基づき、廃棄施設に関する詳細な施設協定への追加又は変更について合意することができる。

61 被査察締約国は、化学兵器の貯蔵施設から廃棄施設への化学兵器の輸送につき、その出発の少なくとも四時間前までに、化学兵器の廃棄施設に所在する査察団長に対し書面により通報する。その通報は、貯蔵施設の名称、出発及び到着の予定期刻、輸送される化学兵器の具体的な種類及び量、目印が付された物件が搬出されているか否か並びに輸送の方法を明示する。その通報には、二以上の輸送の通報を含めることができる。この情報について変更がある場合は、査察団長は、当該変更について書面により

速やかに通報を受ける。

62 化学兵器の廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設と及び当該化学兵器が貯蔵されることを検証する。査察員は、化学兵器の廃棄に先立ち、施設の安全規則に適合する合意された手続を使用して、各輸送についての目録を検証する。査察員は、廃棄に先立ち化学兵器の目録を正確に確認することを容易にするため、適切な場合には、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。

- (a) 当該廃棄施設における化学兵器の受領
- (b) 化学兵器の一時的な保管場所並びにその保管場所に貯蔵される化学兵器の具体的な種類及び量
- (c) 廃棄される化学兵器の具体的な種類及び量
- (d) 廃棄の工程
- (e) 廃棄の最終生成物
- (f) 金属の部分の切断

63 化学兵器の廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設は、化学兵器が当該貯蔵施設に搬入された後直ちに及び当該貯蔵施設において貯蔵されている間、施設協定に従つて体系的な検証の対象とする。

64 査察員は、実際の廃棄作業の終了のたびごとに、廃棄のために貯蔵施設から搬出された化学兵器の目録を作成する。査察員は、62に規定する目録の管理手続を使用して、残存する化学兵器の目録が正確であることを検証する。

65 査察員は、実際の廃棄作業が行われている間を通じて、化学兵器の廃棄施設及び当該廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設のすべての部分(これらの施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、装置)を監視する。

- (a) 阻害されることなく化学兵器の廃棄施設及び廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設のすべての部分(これらの施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、装置)を監視する。
- (b) 査察員は、化学兵器の各廃棄施設において、いかなる化学兵器も転用されていないこと及び廃棄の過程が完了したことを確認するため、当該査察員自身により及び現地に設置する機器による監視を通じ、次の事項について検証する。

66 査察員は、化学兵器の各廃棄施設において、いかなる化学兵器も転用されていないこと及び廃棄の過程が完了したことを確認するため、当該査察員自身により及び現地に設置する機器による監視を通じ、次の事項について検証する。

67 査察員は、実際の廃棄作業が行われている間を通じて、化学兵器の廃棄施設及び当該廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設のすべての部分(これらの施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、装置)を監視する。

68 廃棄施設の日常的な操業に際して得られる情報については、適切な資料の裏付けがある場合には、査察の要請を満たす範囲内で査察の目的のために使用する。

69 技術事務局は、各廃棄期間の満了の後、定められた量の化学兵器の廃棄が完了したことを報告する。

70 査察員は、施設協定に基づき、

(a) 阻害されることなく化学兵器の廃棄施設及び廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設のすべての部分(これらの施設におけるすべての弾薬類、装置、ばらの状態で貯蔵するための容器類、装置)を監視する。

71 査察員は、化学兵器の各廃棄施設において、いかなる化学兵器も転用されていないこと及び廃棄の過程が完了したことを確認するため、当該査察員自身により及び現地に設置する機器による監視を通じ、次の事項について検証する。

(b) 廃棄の過程において、現地における試料の 体系統的な分析を監視する。
(c) 必要な場合には、化学兵器の廃棄施設又は 廃棄施設内の化学兵器の貯蔵施設に存在する 装置、ばらの状態で貯蔵するための容器その 他の容器から当該査察員の要請によって採取 された試料を受領する。
第四部(B) 老朽化した化学兵器及び遺棄 化学兵器
A 総則
1 老朽化した化学兵器については、Bの規定に 従って廃棄する。
2 遺棄化学兵器(第一条5(b)の定義に該当する ものを含む。)については、Cの規定に従って廃 棄する。
3 締約国は、自国の領域内に第一条5(a)に定義 する老朽化した化学兵器を有する場合には、こ の条約が自国について効力を生じた後三十日以 内に、すべての入手可能な関連する情報(可能 な範囲内で、老朽化した化学兵器の所在地、種 類、量及び現状に関する情報を含む。)を技術事 務局に提出する。
4 同条5(b)に定義する老朽化した化学兵器につ いては、締約国は、第三条1(b)(i)の規定に基づ く申告(可能な範囲内で、第四部(A)の1から3 までに規定する情報を含む。)を技術事務局に対 して行う。
5 技術事務局は、3及び4の規定に従って提出 される情報を検証し並びに特に化学兵器が第二 条5の老朽化した化学兵器の定義に該当するか 否かを決定するため、冒頭査察及び必要に応じ てその後の査察を行う。千九百二十五年から千 九百四十六年までの間に生産された化学兵器に ついて化学兵器として使用することができるか 否かを決定するための指針は、第八条21(i)の規 定に従って会議が検討し及び承認する。
6 締約国は、技術事務局が第二条5(a)の定義に 該当すると確認した老朽化した化学兵器につい ては毒性廃棄物として取り扱う。当該締約国 は、自国の法令に従って、当該老朽化した化学 兵器を毒性廃棄物として廃棄又はその他の方 法によって処分するためによる措置を技術事務 局に通報する。
7 3から5までの規定に従うこととを条件とし て、締約国は、技術事務局が第二条5(b)の定義 に該当すると確認した老朽化した化学兵器を第 四条及び第四部(A)の規定に従って廃棄する。た だし、執行理事会は、締約国との要請に基づき、 この条約の趣旨及び目的に危険をもたらさない と認める場合には、当該老朽化した化学兵器の 廃棄の期限及び廃棄の規律に関する規定の適用 を変更することができる。当該要請には、規定 の適用の変更に関する具体的な提案及び変更を 提案する理由についての詳細な説明を含める。
8 自国の領域内に遺棄化学兵器が存在する締約 国(以下「領域締約国」という。)は、この条約が 自国について効力を生じた後三十日以内に、遺 棄化学兵器に関するすべての入手可能な情報を 技術事務局に提出する。
9 締約国は、この条約が自国について効力を生 じた後に老朽化した化学兵器の存在を知った場 合には、その後百八十日以内に、3に規定する 情報を技術事務局に提出する。
技術事務局に提出する。この情報には、可能な 範囲内で、遺棄化学兵器の所在地、種類、量及 び現状並びに遺棄に関する情報を含める。
10 他の締約国の領域内に化学兵器を遺棄した締 約国(以下「遺棄締約国」という。)は、この条約 が自国について効力を生じた後三十日以内に、 遺棄化学兵器に関するすべての入手可能な情報 を技術事務局に提出する。この情報には、可能 な範囲内で、所在地、種類、量、遺棄に関する 情報及び遺棄化学兵器の状態を含める。
11 技術事務局は、8から10までの規定に従って 提出されるすべての利用可能な情報を検証し及 び第四部(A)の41から43までの規定に基づく体系 的な検証が必要であるか否かを決定するため、 冒頭査察及び必要に応じてその後の査察を行 う。技術事務局は、必要な場合には、遺棄化学 兵器の出所を検証し、並びに遺棄に関する証拠 及び遺棄国を特定する証拠を示す。
12 技術事務局の報告は、執行理事会、領域締約 国及び遺棄締約国又は化学兵器を遺棄したこと を領域締約国によって申告され若しくは技術事 務局によって特定された締約国に提出される。 直接関係する締約国のが当該報告に満 足しない場合には、当該締約国は、この条約に 従ってこの問題を解決する権利又は速やかに解 決するためにこの問題を執行理事会に提起する 権利を有する。
13 領域締約国は、第一条3の規定に基づき、8 から12までの規定に従って遺棄締約国として特 定された締約国に対し、当該領域締約国と協力 して遺棄化学兵器を廃棄するために協議を行う よう要請する権利を有する。当該領域締約国 は、その要請を直ちに技術事務局に通報する。
14 相互に合意する廃棄のための計画の作成を目 的とする領域締約国と遺棄締約国との間の協議 については、技術事務局が13に規定する要請に ついて通報を受けた後三十日以内に開始する。 相互に合意した廃棄のための計画については、 技術事務局が13に規定する要請について通報を 受けた後百八十日以内に、技術事務局に送付す る。執行理事会は、遺棄締約国及び領域締約國 の要請に基づき、相互に合意する廃棄のための 計画の送付の期限を延期することができる。
15 遺棄締約国は、遺棄化学兵器の廃棄のため、 すべての必要な資金、技術、専門家、施設その 他の資源を提供する。領域締約国は、適切な協 力をを行う。
16 遺棄国を特定することができない場合又は遺 棄国が締約国でない場合には、領域締約国は、 遺棄化学兵器の廃棄を確保するため、当該遺棄 化学兵器の廃棄について援助を提供するよう機 関及び他の締約国に要請することができる。
17 8から16までの規定に従うこととを条件とし て、第四条及び第四部(A)の規定は、遺棄化学兵 器の廃棄についても適用する。遺棄化学兵器が 第二条5(b)の老朽化した化学兵器の定義に該当 する場合において、執行理事会がこの条約の趣

旨及び目的に危険をもたらさないと認めるときは、執行理事会は、領域締約国の単独の要請又は遺棄締約国との共同の要請に基づき、廃棄に関する規定の適用を変更し又は例外的な状況において停止することができる。遺棄化学兵器が同条5(b)の老朽化した化学兵器の定義に該当しない場合において、執行理事会がこの条約の趣旨及び目的に危険をもたらさないと認めるときは、執行理事会は、領域締約国の単独の要請又は、遺棄締約国との共同の要請に基づき、例外的な状況において廃棄の期限及び廃棄の規律に関する規定の適用を変更することができる。この17に規定する要請には、規定の適用の変更に関する具体的な提案及び変更を提案する理由についての詳細な説明を含める。

締約国は、締約国間で遺棄化学兵器の廃棄に関する協定又は取決めを締結することができます。執行理事会は、当該協定又は取決めが17に規定する遺棄化学兵器の廃棄を確保するものであると認めた場合には、領域締約国の単独の要請又は遺棄締約国との共同の要請に基づき、当該協定又は取決めの特定の規定がこのCの規定に優先することを決定することができる。

### 第五部 生産施設の廃棄及びその検証

#### A 申告

##### 化学兵器生産施設の申告

第三条1(c)(iv)の規定に従って締約国が行う化学兵器生産施設の申告には、各化学兵器生産施設についての次の事項を含める。

- 当該施設の名称、その所有者の名称及び千九百四十六年一月一日以降当該施設を運営し

た又は運営している会社又は企業の名称は、執行理事会は、領域締約国の単独の要請又は遺棄締約国との共同の要請に基づき、廃棄に関する規定の適用を変更し又は例外的な状況において停止することができる。遺棄化学兵器が同条5(b)の老朽化した化学兵器の定義に該当しない場合において、執行理事会がこの条約の趣旨及び目的に危険をもたらさないと認めるときは、執行理事会は、領域締約国の単独の要請又は、遺棄締約国との共同の要請に基づき、例外的な状況において廃棄の期限及び廃棄の規律に関する規定の適用を変更することができる。この17に規定する要請には、規定の適用の変更に関する具体的な提案及び変更を提案する理由についての詳細な説明を含む。)

(c) 化学兵器として定義される化学物質の製造のための施設であるか否か若しくは化学兵器の充填のための施設であるか否か又はその双方であるか否かについての説明

(d) 当該施設の建設が完了した日及び当該施設の生産過程の性質を著しく変更するような変更(新たな設備又は改善された設備の設置を含む)が行われた時期

(e) 当該施設において製造した化学物質であつて化学兵器として定義されるものに関する情報、当該施設において充填した弾薬類、装置

及び容器に関する情報並びにこのようないくつかの充填の開始及び終了の日にに関する情報

(f) 当該施設において製造した化学物質であつて化学兵器として定義されるものに付随する他の物質の具体的な種類(国際純正・応用化学連合の最新の命名法に基づく化学名、構造式及びCAS登録番号が付されている場合は当該番号を表示する)及び各化学物質の量(トンの単位によって表示する重量)によつて明示する。

(g) 当該施設において充填した弾薬類、装置及び容器については、これらの情報は、充填した化学兵器の具体的な種類及び一つ当たりの充填化学物質の重量によつて明示する。

#### (f) 当該施設の生産能力

(i) 当該施設の閉鎖のために締約国がとった措置の詳細及び当該施設の活動を終了させるための技術的工程又は技術的工程が実際に使

用されていない場合には使用が予定されていた技術的工程に基づいて特定の化学物質を一年間に製造し得る量によって明示す

る。

(j) 活動を終了した当該施設における安全及び警備のための通常の活動の説明

(k) 化学兵器の廃棄のために当該施設が転換されるか否かについての説明及び転換される場合にはその転換の日

(l) 化学兵器を充填した施設についてでは、生産能力は、当該施設が化学兵器の具体的な種類ごとに一年間に充填し得る化学物質の量によって明示する。

(m) 廃棄されていない化学兵器生産施設については、次の事項を含む当該施設の説明

(n) 当該施設の図面

(o) 当該施設の工程の流れの図面

(p) 次の事項を含む当該施設の現状

(q) 当該施設における建物、当該施設における特別な設備及びその予備の部品についての目録

された日

(r) 当該施設が廃棄されたか否か(廃棄の日及び廃棄の方法を含む)。

(s) この条約が効力を生ずる前に、当該施設が化学兵器の生産に関係しない活動のため

に使用されたか否か又は当該施設に当該活動のための変更が行われたか否か。使用され又は変更が行われた場合には、当該変更

の内容、化学兵器の生産に関係しない活動が開始された日及び当該活動の性質に関する情報(可能な場合には、生成物の種類を示す)。

#### 示す。

(i) 当該施設の閉鎖のために締約国がとった措置の詳細及び当該施設の活動を終了させるための技術的工程又は技術的工程が実際に使

用されていない場合には使用が予定されていた技術的工程に基づいて特定の化学物質を一年間に製造し得る量によって明示する。

(j) 活動を終了した当該施設における安全及び警備のための通常の活動の説明

(k) 化学兵器の廃棄のために当該施設が転換されるか否かについての説明及び転換される場合にはその転換の日

(l) 第三条1(c)(iv)の規定に基づく化学兵器生産施設の申告には、1に規定するすべての情報を含めることなく、当該施設が存在し又は存在していた締約国は、申告が行われることを確

保するため他の国と適切な措置をとる責任を有する。自國の領域内に当該施設が存在し又は存在していた締約国は、この2の規定に基づく義務を履行することができない場合には、その理由を表明する。

#### 2 第三条1(c)(iv)の規定に基づく化学兵器生産施設の申告

3 千九百四十六年一月一日以降に化学兵器の生産のための設備を移譲し又は受領した締約国は、第三条1(c)(iv)及び5の規定に従ってその移譲及び受領について申告する。締約国は、同日から千九百七十年一月一日までの間における当該設備の移譲及び受領について求められる情報が必ずしもすべて入手可能でない場合には、入手可能なすべての情報を申告し、及び完全な申告を行うことができる理由についての説明を行つ。

官報(号外)

4 3に規定する化学兵器の生産のための設備とは、次のものをいう。	
(a) 特別な設備	(b) 化学兵器の使用に直接関連して使用するよう特別に設計された装置の生産のための設備
(c) 化学兵器である弾薬類の化学物質以外の部分を生産するためにのみ設計され又は使用された設備	(d) 特別な設備の廃棄の方法
(e) 転換された化学兵器生産施設を化学兵器の廃棄のために使用した後に廃棄するための時間的な枠組み	(f) 転換された化学兵器生産施設の廃棄の方法の提出
5 化学兵器の生産のための設備の移譲及び受領に関する申告は、次の事項を明示する。	8 締約国は、各廃棄年の開始の少なくとも九十日前までに廃棄のための年次計画及び廃棄に関する年次報告の提出
(a) 当該設備を受領し又は移譲した者	(b) 締約国は、各廃棄年の終了の後九十日以内に当該年次計画は、次の事項を明示する。
(b) 当該設備の特定	(c) 各施設において廃棄される建物及び設備の一覧表
(c) 移譲又は受領の日	(d) 計画されている廃棄の方法
(d) 判明している場合には当該設備が廃棄されたか否か。	9 締約国は、各廃棄年の終了の後九十日以内に廃棄に関する年次報告を提出する。当該年次報告は、次の事項を明示する。
(e) 判明している場合には現在の所在地	10 第三条1(c)項の規定に従って申告される化学兵器生産施設について次の事項に関する情報と各施設において廃棄された建物及び設備の枠組み
7 締約国は、自國が一時的に化学兵器の廃棄施設に転換することを意図する各化学兵器生産施設について次の事項に関する情報を提供する。	(a) 廃棄のための全般的な計画の提出
(a) とられる措置に関する予定される時間的な枠組み	(b) 廃棄された生産能力
(b) 廃棄の方法	(c) 廃棄が行われた施設の名称及び所在地
(c) 新たな施設の説明	(d) 各施設において廃棄される建物及び設備の
11 締約国は、第五条及びこの部に規定する原則に従い、化学兵器生産施設の廃棄について適用する方法を決定する。	12 化学兵器生産施設の閉鎖は、当該施設の活動を終了させることを目的とする。
14 化学兵器生産施設の廃棄に関する一般原則	13 締約国は、化学兵器生産施設の具体的な性質に十分な考慮を払い、閉鎖のための合意される措置をとる。当該措置には、特に次の事項を含める。
15 締約国は、安全上の理由のためにのみ化学兵器生産施設における標準的な保守活動(目視による検査、予防的な保守及び日常の修理を含む)を行うことができる。	(a) 合意される活動を除くほか、当該施設の特別な建物及び標準的な建物の使用の禁止
16 計画されているすべての保守活動は、廃棄のための全般的及び詳細な計画において明示する。保守活動には、次の事項を含めない。	(b) 化学兵器の生産に直接関係する設備(特に、工程制御設備及び光熱・用水設備を含む)の分離
17 すべての保守活動は、技術事務局による監視の対象とする。	(c) 当該施設の操業上の安全のためにのみ使用する防護機器及び設備の使用の停止
18 化学兵器生産施設の化学兵器の廃棄施設への一時的な転換に関する原則及び方法	(d) 化学兵器として定義される化学物質の合成、分離若しくは精製のための工程用の特別な設備、貯蔵槽若しくは化学兵器の充填のための機器への化学物質の注入又はこれらの設備、貯蔵槽若しくは機器からの化学物質の除去を防止し及びこれらの設備、貯蔵槽又は機器に対する加熱、冷却又は電気その他のエネルギーの供給を防止するための閉そく板その他の装置の設置
19 この条約が効力を生ずる前に化学兵器の廃棄施設に転換された化学兵器生産施設についての制度が転換されていない化学兵器生産施設のための制度と同様に厳重であることを確保するものとする。	(e) 合意される活動のために必要なものを除くほか、当該施設への重量物の輸送のための鉄道、道路その他の輸送路の遮断
た、当該廃棄施設は、査察員による冒頭訪問の対象とするものとし、査察員は、当該廃棄施設についての情報が正確であることを確認する。また、当該廃棄施設への転換が化学兵器生産施設として操業することができないように行われた	化学兵器生産施設が閉鎖されている間、締約

## 官報(号外)

- ことを検証することが必要であり、その検証について、この条約が効力を生じた後九十日以内に操業できないようにすることとされている。
- 施設について規定する措置の枠内で行う。
- 20 化学兵器生産施設の転換を行うことを意図する締約国は、この条約が自國について効力を生じた後又は一時的な転換のための決定を行った後三十日以内に、技術事務局に対し当該施設の転換のための全般的な計画を提出し、その後は年次計画を提出する。
- 21 この条約が自國について効力を生じた後に閉鎖した化学兵器生産施設を追加的に化学兵器の廃棄施設に転換する必要がある場合には、締約国は、その転換の少なくとも百五十日前までに技術事務局にその旨を通報する。技術事務局は、当該締約国と協力して当該廃棄施設がその転換の後に化学兵器生産施設として操業することができないようにするために必要な措置がとられることを確保する。
- 22 化学兵器の廃棄のために転換される施設は、閉鎖中で保守が行われている化学兵器生産施設よりも化学兵器の生産の再開に適したものであつてはならない。当該転換される施設の生産の再開に必要な時間は、閉鎖中で保守が行われている化学兵器生産施設の活動を再開するのに必要な時間以上のものとなるようにしなければならない。
- 23 転換される化学兵器生産施設については、この条約が効力を生じた後十年以内に廃棄する。
- 24 化学兵器生産施設を転換するための措置は、当該施設にとって特有のものであり、当該施設の独自の性質に依存するものとする。
- 25 化学兵器生産施設を化学兵器の廃棄施設に転換するための一連の措置は、この条約が締約国について効力を生じた後九十日以内に他の約国に基づく協議及び査察によつて確認する。
- 26 化学兵器生産施設の廃棄に関する原則及び方法
- (a) 締約国は、化学兵器生産施設の定義に規定する設備及び建物を次のとおり廃棄する。
- (b) すべての特別な建物及び標準的な設備は、物理的に廃棄する。
- (c) 締約国は、充填されていない化学兵器である弾薬類及び化学兵器を使用するための装置を生産する施設を次のとおり廃棄する。
- (d) 化学兵器である弾薬類の化学物質以外の部分又は化学兵器の使用に直接関連して使用するよう設計された装置を生産するためののみ使用される施設を告白し及び廃棄する。廃棄の過程及びその検証については、化学兵器生産施設の廃棄を規律する第五条及びこの部の規定に従つて行う。
- (e) 化学兵器である弾薬類の化学物質以外の部分を生産するためののみ設計され又は使用されるすべての設備について、物理的に廃棄する。特に設計された鋳型及び金属加工金型を含む当該設備については、廃棄のための特別な場所に運ぶことができる。
- (f) 締約国は、この条約が自國について効力を生じた後一年以内に当該施設の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後十年以内に廃棄を完了する。
- 27 締約国は、化学兵器生産施設の廃棄する。
- (a) すべての特別な建物及び標準的な設備は、物理的に廃棄する。
- (b) 締約国は、充填されていない化学兵器である弾薬類及び化学兵器を使用するための装置を生産する施設を次のとおり廃棄する。
- (c) 締約国は、平准化の原則を基礎とするものである。廃棄の初期の段階における信頼の醸成及び化学兵器生産施設を廃棄する過程において漸進的に得られる経験を考慮し、並びに化学兵器生産施設の実際の性質及びその廃棄のために選択される方法のいかんにかかわらず当該廃棄の規律を適用することを考慮したものである。廃棄の規律は、平准化の原則を基礎とするものである。
- (d) 締約国は、化学兵器生産施設の各廃棄期間につき、いずれの化学兵器生産施設を廃棄するかを決定し、並びに各廃棄期間の満了の時に化学兵器生産施設が30及び31に規定するものよりも多く残存しないように廃棄を行う。締約国は、当該施設をより速やかに廃棄することを妨げられないものではない。
- (e) 表1の化学物質を生産する化学兵器生産施設については、次の規定を適用する。
- (f) 締約国は、この条約が自國について効力を生じた後一年以内に、30の規定の対象となつてない化学兵器生産施設の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後五年以内に廃棄を完了する。
- 28 化学兵器生産施設の廃棄の規律は、第一条及び他の条に定める義務(体系的な現地検証に関する義務を含む。)を基礎とするものである。廃棄の規律は、廃棄のための期間中に安全保障が損なわれることについての締約国の利害、廃棄の初期の段階における信頼の醸成及び化学兵器生産施設を廃棄する過程において漸進的に得られる経験を考慮し、並びに化学兵器生産施設の実際の性質及びその廃棄のために選択される方法のいかんにかかわらず当該廃棄の規律を適用することを考慮したものである。廃棄の規律は、平准化の原則を基礎とするものである。
- (b) 当該施設については、生産能力を比較の基礎とする。生産能力については、二成分型化学兵器のために定める規則を考慮して、トンの単位によって表示する化学物質の重量により明示する。
- (c) この条約が効力を生じた後の八番目の年の終了時の生産能力について合意される適当な水準を定める。当該水準を超える生産能力については、最初の二の廃棄期間中均等割合で廃棄する。
- (d) 定められる量の生産能力を廃棄する義務について、当該施設に供給した他のすべての化学兵器生産施設又は当該施設で生産された表1の化学物質を弾薬類若しくは装置に充填した他のすべての化学兵器生産施設にも同様に課する。
- (e) 化学兵器の廃棄のために一時的に転換された化学兵器生産施設については、引き続き、この30の規定に従つて生産能力を廃棄する義務を負う。
- 29 締約国は、化学兵器生産施設の各廃棄期間につき、いずれの化学兵器生産施設を廃棄するかを決定し、並びに各廃棄期間の満了の時に化学兵器生産施設が30及び31に規定するものよりも多く残存しないように廃棄を行う。締約国は、当該施設をより速やかに廃棄することを妨げられないものではない。
- (a) 締約国は、この条約が自國について効力を生じた後一年以内に当該施設の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後十年以内に廃棄を完了する。
- (b) 締約国は、この条約が自國について効力を生じた後一年以内に、30の規定の対象となつてない化学兵器生産施設の廃棄を開始し、この条約が効力を生じた後五年以内に廃棄を完了する。

## 廃棄のための詳細な計画

32 締約国は、化学兵器生産施設の廃棄の開始の少なくとも百八十日前までに、当該施設の廃棄のための詳細な計画を技術事務局に提出する。当該計画には、特に次の事項に関する33(f)に規定する廃棄の検証のための措置についての提案を含める。

- (a) 廃棄する施設において査察員自身が検証を行う時期
- (b) 中告した目録に記載された各物件について実施する措置の検証のための手続
- (c) 化学兵器生産施設の廃棄のための詳細な計画には、次の事項を含める。
- (d) 廃棄の過程の詳細な日程
- (e) 当該施設の配置図
- (f) 工程の流れの図面
- (g) 廃棄する設備、建物その他の物件の詳細な目録
- (h) 目録に記載された各物件について実施する措置
- (i) 検証のために提案する措置
- (j) 当該施設の廃棄が行われている間に遵守されるべき警備上及び安全上の措置
- (k) 査察員に提供する作業及び居住の条件

- 34 締約国は、化学兵器生産施設を一時的に化学兵器の廃棄施設に転換することを意図する場合には、転換のための活動を行う少なくとも百五十日前までに、技術事務局に通報するものとし、その通報には、次の事項を含める。
- (a) 化学兵器生産施設の名称、住所及び位置
  - (b) 化学兵器の廃棄に関係するすべての工作物及び場所を示す施設の図面並びに化学兵器生

## 産施設において一時的に転換するすべての工作物の特定

- (c) 廃棄する化学兵器の種類並びに充填化学物質の種類及び量
- (d) 廃棄の方法
- (e) 生産工程及び特別な設備のいずれの部分を化学兵器の廃棄のために転換するかを示す工程の流れの図面
- (f) 適切な場合には、転換によって影響を受け可能がある封印及び査察のための装置
- (g) 設計、化学兵器生産施設の一時的な転換、設備の設置及び点検、廃棄作業並びに閉鎖に割り当てる時間を明らかにする日程

- 35 化学兵器の廃棄のために一時的に転換した施設の廃棄については、32及び33の規定に従つて情報を提供する。

## 詳細な計画の検討

- 36 技術事務局は、締約国が提出する廃棄のための詳細な計画及び検証のために提案する措置並びに從前の査察の経験に基づき、当該締約国と密接に協議の上、化学兵器生産施設の廃棄の検証のための計画を作成する。適当な措置に関するべき技術事務局と当該締約国との間の意見の相違は、協議によって解決されるべきである。解決されない問題は、この条約の完全な実施を促進することを目的として、適切な措置のために執行理事会に送付される。

- 37 第五条及びこの部の規定の実施を確保するため、廃棄及び検証のための統合された計画が執行理事会と締約国との間で合意される。当該計画は、廃棄の開始の予定の少なくとも六十日前までに合意されるべきである。

## 執行理事会の理事国は、廃棄及び検証のための統合された計画の妥当性に関する問題について技術事務局と協議することができる。執行理事会のいずれの理事国も異議を申し立てない場合には、当該計画は、実施に移される。

- 38 問題がある場合には、執行理事会は、当該問題について調整するために締約国と協議を開始する。問題が解決されない場合には、当該問題は、会議に提起される。廃棄の方法に関する意見の相違の解決は、廃棄のための計画の受け入れ可能な他の部分の実施を遅滞させてはならない。

- (a) 査察員が一時的な封印を施すことができるようにして実施する。
- (b) 査察員が建物及び特別な設備の目録を確認することができるようにして実施する。
- (c) 査察員が一時的な封印を施すことができるようにして実施する。
- (d) 査察員が建物及び特別な設備の目録を確認することができるようにして実施する。
- (e) 化学兵器生産施設における査察の活動(手が触れられないことを示す封印その他のの合意される装置であつて、当該施設に関する詳細な施設協定に従つて設置するものを使用することを含む)を計画するために必要な情報を得ること。

- 40 執行理事会との間で検証について合意されない場合又は承認された検証のための計画を実施することができない場合には、廃棄の検証については、現地に設置する機器による継続的な監視を通じて及び査察員自身によって行う。

## 41 廃棄及び検証については、合意された計画に従つて行う。検証は、廃棄の過程を不当に妨げないものとし、現地において査察員自身によつて行われる。

## 42 必要な検証又は廃棄の活動が計画どおりに行われない場合には、すべての締約国は、その旨の通報を受ける。

## 43 査察

- 43 化学兵器生産施設の申告の現地査察による検証
- 44 査頭査察は、次のことと目的とする。
- (a) この条約に従い化学兵器の生産が停止し及

## び化学兵器生産施設の活動が終了したことを確認すること。

- (b) 化学兵器生産施設において化学兵器の生産の停止のためにとられた措置について技術事務局が精通することができるようにして実施する。
- (c) 査察員が一時的な封印を施すことができるようにして実施する。
- (d) 査察員が建物及び特別な設備の目録を確認することができるようにして実施する。
- (e) 化学兵器生産施設における査察の活動(手が触れられないことを示す封印その他のの合意される装置であつて、当該施設に関する詳細な施設協定に従つて設置するものを使用することを含む)を計画するために必要な情報を得ること。

- 45 査察員は、適当な場合には、各化学兵器生産施設において申告された物件の目録を正確に確認することを容易にするため、定められた封印、標識その他の目録の管理手続を使用する。

## 46 査察員は、化学兵器の生産が再開され又は申告された物件が移動された場合にこれを表示するためるために必要な装置であつて合意されたものを設置する。査察員は、被査察締約国による閉鎖のための活動を妨げないよう必要な注意を払う。査察員は、当該装置を保守し及び当該装置が保全されていることを検証するために訪問することができる。

47	事務局長は、冒頭検査に基づき、この条約に従つて化学兵器生産施設の活動を終了させるための追加の措置が必要であると認める場合は、この条約が被検査締約国について効力を生じた後百八十日以内に当該措置を実施するよう、この条約が当該被検査締約国について効力を生じた後百三十五日以内に当該被検査締約国に要請することができる。当該被検査締約国は、その裁量により、当該要請を満たすことが可能である。当該被検査締約国が当該要請を満たさない場合には、当該被検査締約国及び事務局長は、問題を解決するため協議する。	類、配置及び設置のための措置
(ii)	当該封印その他の合意される装置の保守	(c) その他合意される装置
48	化学兵器生産施設の体系的な検証は、化学兵器生産施設の体系的な検証は、化学兵器の生産の再開又は申告された物件の移動を当該施設において探知することを目的とする。	50 化学兵器生産施設の検査のための措置に関する詳細な協定において規定する封印その他の承認された装置は、この条約が締約国について効力を生じた後二百四十日以内に設置する。検査員は、当該封印その他の承認された装置を設置するため、当該施設を訪問することができる。
49	化学兵器生産施設に関する詳細な施設協定は、次の事項を明示する。 (a) 詳細な現地検査手続(次の事項を含める)とができる。	51 技術事務局は、各化学兵器生産施設について効力を生じた後一百四十日以内に設置する。検査員は、当該封印その他の承認された装置を設置するため、当該施設を訪問することができる。
50	(i) 目視による検査 (ii) 封印その他の合意される装置の点検及び保守 (iii) 試料の採取及び分析	52 事務局長は、体系的な検査又は訪問のための検査団の化学兵器生産施設への到着予定期刻の四十八時間前に、当該施設の検査又は訪問を行いう旨の決定を被検査締約国に通告する。緊急の問題を解決するために検査又は訪問が行われる場合には、この期間を短縮することができる。
51	(b) 探知されることなく当該施設の活動が再開されることを防止するための封印(手が触れられないことを示すもの)その他の合意される装置を使用する手続であって、次の事項を明示するもの	53 検査員は、施設協定に基づき、阻害されることはなく化学兵器生産施設のすべての部分へのアクセスが認められる権利を有する。検査を行う物件は、申告された目録に記載された物件から検査員が選定する。
52	54 体系的な現地検査の頻度を決定するための指針については、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。検査が行われる具体的な化学兵器生産施設については、検査が行われる正確な時期が予知される」とないように技術事務局が選定する。	54 化学兵器生産施設を一時的に転換する意図についての最初の通報の受領の後九十日以内に、検査員は、提案された一時的な転換について精通し及び転換が行われている間必要となる検査のための措置を研究するため、当該施設を訪問する権利を有する。
53	(i) 封印その他の合意される装置の点検及び保守 (ii) 封印その他の合意される装置の点検及び保守 (iii) 試料の採取及び分析	55 技術事務局及び被検査締約国は、58の訪問の後六十日以内に、一時的な転換のための期間における新たな検査のための措置を定める経過協定を締結する。当該経過協定は、転換の過程において化学兵器のいかなる生産も行われていなければ、検査が行われることを確認できるような検査手続(封印及び監視のための機器の使用並びに検査の実施を含む)を明示する。当該経過協定は、一時的な転換のための活動の開始から化学兵器生産施設が
54	(b) 探知されることなく当該施設の活動が再開されることを防止するための封印(手が触れられないことを示すもの)その他の合意される装置を使用する手続であって、次の事項を明示するもの	56 申告された目録に記載されたすべての物件が廃棄された時に、技術事務局は、その旨の締約国に申告を確認する。技術事務局は、その確認の後、化学兵器生産施設の体系的な検証を終了するものとし、検査員が設置したすべての装置及び監視のための機器を速やかに撤去する。
55	当該施設がこの条約に基づく義務に従つて廃棄されること及び申告された目録に記載された物件が合意された廃棄のための詳細な計画に従つて廃棄されることを確認することを目的とする。	57 56の確認が行われた後、締約国は、化学兵器生産施設が廃棄されたことを申告する。
56	60 被検査締約国は、経過協定が締結されるまでの間、化学兵器生産施設のいかなる部分も移動し若しくは転換してはならず、又は封印その他の合意された検査の装置を移動し若しくは変更してはならない。	61 化学兵器生産施設が化学兵器の廃棄施設として操業を開始した後は、当該廃棄施設は、化学兵器の廃棄施設について適用される第四部(A)の規定に従う。操業を開始する前の期間における措置については、経過協定によって規定する。
57	62 検査員は、廃棄作業が行われている間、一時的に転換された化学兵器生産施設のすべての部分(化学兵器の廃棄に直接関係しない部分を含む)へのアクセスを認められる。	62 検査員は、廃棄作業が行われている間、一時的に転換する作業が当該施設において開始される前及び当該施設が化学兵器の廃棄施設としての機能を停止した後は、当該施設は、化学兵器生産施設について適用されるこの部の規定に従う。
58	63 化学兵器の廃棄のための化学兵器生産施設を一時的に転換する意図についての最初の通報の受領の後九十日以内に、検査員は、提案された一時的な転換について精通し及び転換が行われている間必要となる検査のための措置を研究するため、当該施設を訪問する権利を有する。	63 化学兵器の廃棄のための化学兵器生産施設を一時的に転換する作業が当該施設において開始される前及び当該施設が化学兵器の廃棄施設としての機能を停止した後は、当該施設は、化学兵器生産施設について適用されるこの部の規定に従う。
59	D この条約によつて禁止されていない目的のための化学兵器生産施設の転換	64 この条約によつて禁止されていない目的のための化学兵器生産施設についての転換

<p>用している施設又は当該目的のために使用することを計画している施設について行なうことができる。</p> <p>65 この条約が締約国について効力を生ずる時に使用されている化学兵器生産施設については、64の要請は、この条約が当該締約国について効力を生じた後三十日以内に事務局長に提出される。当該要請には、1回の規定に従つて提出する資料のほか、次の事項に関する情報を含める。</p> <p>(a) 当該要請が必要とされる詳細な理由</p> <p>(b) 次の事項を明示する当該施設の転換のための全般的な計画</p> <p>(i) 当該施設において行われる活動の性質</p> <p>(ii) 計画されている活動が化学物質の生産、加工又は消費に関する場合には、化学物質の名称、当該施設の工程の流れの図面及び計画られている年間の生産量、加工量又は消費量</p> <p>(iii) 使用が予定されている建物又は工作物及び変更が予定されている場合には当該変更の内容</p> <p>(iv) 廃棄された建物若しくは工作物又は廃棄が予定されている建物若しくは工作物及び廃棄が予定されている場合には当該廃棄のための計画</p> <p>(v) 移動され若しくは廃棄された設備又は移動若しくは廃棄が予定されている設備及び廃棄が予定されている場合には当該廃棄の</p>
<p>ための計画</p> <p>(vi) 適当な場合には転換のために予定されるる日程</p> <p>(vii) 当該施設が存在する地域において操業している他の施設の活動の性質</p> <p>(viii) (b)に規定する措置及び締約国が予定していその他の措置が当該施設において化学兵器の生産能力が維持されないことをどのように確保するかについての詳細な説明</p> <p>66 この条約が締約国について効力を生ずる時に使用されない化學兵器生産施設については、64の要請は、転換の決定の後三十日以内に、いかなる場合にもこの条約が当該締約国について効力を生じた後四年以内に、事務局長に提出される。当該要請には、次の事項に関する情報を含める。</p> <p>(a) 当該要請が必要とされる詳細な理由(経済的な必要性を含む)</p> <p>(b) 次の事項を明示する当該施設の転換のための全般的な計画</p> <p>(i) 当該施設において行われることが計画されている活動の性質</p> <p>(ii) 計画されている活動が化学物質の生産、加工又は消費に関する場合には、化学物質の名称、当該施設の工程の流れの図面及び計画されている年間の生産量、加工量又は消費量</p>
<p>ための計画</p> <p>(vi) 転換のために予定されている日程</p> <p>(vii) 当該施設が存在する地域において操業している他の施設の活動の性質</p> <p>(viii) (b)に規定する措置及び締約国が予定しているその他の措置が当該施設において化学兵器の生産能力が維持されないことをどのように確保するかについての詳細な説明</p> <p>67 締約国は、その要請の中で、信頼を醸成するために適当と認めるその他の措置を提案することができる。</p> <p>決定が行われるまでの間の措置</p> <p>68 会議によって決定が行われるまでの間、締約国は、この条約が自國について効力を生ずる前にこの条約によって禁止されていない目的のために使用していた化学兵器生産施設を引き続き当該目的のために使用することができる。ただし、当該締約国が、その要請の中で、いかなる特別な設備又は特別な建物も使用していないこと並びに13に規定する方法により特別な設備及び特別な建物の活動を終了させたことを証明する場合に限る。</p> <p>69 要請が行われた施設がこの条約が締約国について効力を生ずる前にこの条約によって禁止されていない目的のために使用されていないかった場合又は68の規定により必要となる証明が行われない場合には、当該締約国は、第五条4の規定に従つてすべての活動を直ちに停止する。当該締約国は、この条約が自國について効力を生じた後九十日以内に、13の規定に従つて当該施設において使用が予定されている廃棄のための計画</p> <p>(iv) 廃棄された建物若しくは工作物及び廃棄が予定されている場合には当該廃棄のための計画</p> <p>(v) 移動又は廃棄が予定されている場合には当該廃棄のための計画</p> <p>(vi) 転換のために予定されている場合には当該廃棄のための計画</p> <p>(vii) 転換のために予定されている場合には当該廃棄のための計画</p> <p>(viii) 転換のために予定されている場合には当該廃棄のための計画</p>
<p>いて効力を生ずる前にこの条約によって禁止されていない目的のために使用されていないかった場合又は68の規定により必要となる証明が行われない場合には、当該締約国は、第五条4の規定に従つてすべての活動を直ちに停止する。当該締約国は、この条約が自國について効力を生じた後九十日以内に、13の規定に従つて当該施設において使用が予定されている廃棄のための計画</p> <p>(iv) 廃棄された建物若しくは工作物及び廃棄が予定されている場合には当該廃棄のための計画</p> <p>(v) 移動又は廃棄が予定されている場合には当該廃棄のための計画</p> <p>(vi) 転換のために予定されている場合には当該廃棄のための計画</p> <p>(vii) 転換のために予定されている場合には当該廃棄のための計画</p> <p>(viii) 転換のために予定されている場合には当該廃棄のための計画</p> <p>70 この条約によって禁止されていない目的のために化学兵器生産施設を転換する条件として、当該施設におけるすべての特別な設備については、廃棄しなければならず、また、この条約によって禁止されていない目的のために通常使用される、かつ表1の化学物質に關係しない建物及び工作物と当該施設の建物及び工作物とを区別する特別な特徴については、除去しなければならない。</p> <p>71 転換された施設は、次の活動のために使用してはならない。</p> <p>(a) 表1又は表2の化学物質の生産、加工又は消費に関係する活動</p> <p>(b) 毒性の高い化学物質毒性の高い有機リン化学物質を含む。の生産又は毒性若しくは腐食性の高い化学物質を取り扱うための特殊な設備を必要とするその他の活動。ただし、執行理事会が、毒性、腐食性及び適当な場合に是その他の技術的な要素のための基準(第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認するもの)を考慮して、このような生産又は活動がこの条約の趣旨及び目的に危険をもたらす</p>

らさないと決定する場合は、この限りでない。

72 化学兵器生産施設の転換は、この条約が効力を生じた後六年以内に完了する。

執行理事会及び会議の決定

73 技術事務局は、事務局長が64の要請を受領した後九十日以内に、化学兵器生産施設の冒頭検察を行う。この検察は、当該要請において提供された情報が正確であることを確認し、転換が予定されている施設の技術的な性質に関する情報を取得し及びこの条約によって禁止されていない目的のための使用を承認するための条件を評価することとする。事務局長は、執行理事会、会議及びすべての締約国に対し、この条約によって禁止されていない目的のために当該施設を転換するために必要な措置及び転換された施設がこの条約によって禁止されない目的のためにのみ使用されることを保証するためには必要な措置に関する事務局長の勧告を含む報告を速やかに提出する。

74 化学兵器生産施設が、この条約が締約国について効力を生ずる前にこの条約によって禁止されていない目的のために使用され、かつ、引き続き操業している場合において、68の規定に従つて証明のために必要となる措置がとられなかつたときは、事務局長は、直ちに執行理事会に通報する。執行理事会は、適切と認める措置の実施、特に、当該施設の活動の停止、特別な設備の移動及び建物又は工作物の変更を要請することができる。執行理事会は、これらの措置の実施のための期限を定めるものとし、これら

の措置が十分に実施されるまでの間、64の要請に関する検討を停止する。当該施設は、これらの措置が実施されたか否かを確認するため、当該期限の満了の後速やかに検査を受ける。これらの措置が実施されなかつた場合には、当該締約国は、当該施設のすべての操業を完全に停止しなければならない。

75 会議は、事務局長の報告の受領の後できる限り速やかに、執行理事会の勧告に基づき、当該報告及び締約国が表明する見解を考慮して、64の要請を承認するか否かを決定し、及び承認のための条件を定める。いずれかの締約国が当該要請の承認及びこれに伴う条件に異議を申し立てた場合には、相互に受け入れ可能な解決を求める場合には、相互に受け入れ可能な解決を求めるため、九十日を限度として関係締約国間で協議を行う。当該要請及びその承認に伴う条件並びにこれらについて提案される変更に関する決定については、実質事項として、当該協議の期間が経過した後できる限り速やかに行う。

76 施設協定は、64の要請が承認される場合には、その承認の決定が行われた後九十日以内に締結する。当該施設協定には、施設の転換及び使用が認められる条件(検証のための措置に関するものを含む)を含める。転換については、

77 締約国は、化学兵器生産施設の転換の開始の予定の少なくとも百八十日前までに、当該施設の転換のための詳細な計画を技術事務局に提出する。当該計画には、特に次の事項に関する転

換の検証のための措置についての提案を含める。

78 化学兵器生産施設の転換のための詳細な計画には、次の事項を含める。

(a) 転換の過程の詳細な日程  
(b) 転換の前ににおける及び転換の後における当該施設の配置図  
(c) 転換の前ににおける及び適当な場合には転換の後における当該施設の工程の流れの図面  
(d) 廃棄する設備、建物、工作物その他の物件並びに変更する建物及び工作物の詳細な日録  
(e) 日録に記載された各物件について措置を実施する場合には当該措置  
(f) 検証のために提案する措置  
(g) 当該施設の転換が行われている間に遵守されるべき警備上及び安全上の措置  
(h) 検査員に提供する作業及び居住の条件

79 技術事務局は、締約国が提出する転換のための詳細な計画の検討

80 第五条及びこの部の規定の実施を確保するため、転換及び検証のための統合された計画が執行理事会と締約国との間で合意される。当該計画については、転換の開始の予定の少なくとも六十日前までに合意する。

81 執行理事会の理事国は、転換及び検証のための統合された計画の妥当性に関する問題について技術事務局と協議することができる。執行理事会のいすれの理事国も異議を申し立てない場合には、当該計画は、実施に移される。

82 問題がある場合には、執行理事会は、当該問題について調整するために締約国と協議を開始すべきである。問題が解決されない場合には、

当該問題は、会議に提起されるべきである。転換の方法に関する意見の相違の解決は、転換のための計画の受け入れ可能な他の部分の実施を遅滞させるべきでない。

83 執行理事会との間で検証について合意されない場合は、現地に設置する機器による継続的な監視を通じて及び検査員自身によって行う。

84 転換及び検証については、合意された計画に従つて行う。検証は、転換の過程を不適に妨げないものとし、転換を確認するために検査員自身によつて行われる。

85 事務局長が転換の完了を確認した後十年間、

締約国は、いかなる時にも、阻害されることなく転換した施設へのアクセスが認められる権利を検査員に与える。検査員は、当該施設におけ

官報 (号外)

るすべての場所、活動及び設備を監視する権利を有する。査察員は、当該施設における活動が執行理事会及び会議がこのDの規定に基づいて定める条件に合致していることを検証する権利を有する。査察員は、表1の化学物質、その安定した副産物及び分解生成物並びに表2の化学物質が存在しないことを検証し並びに当該施設における活動が執行理事会及び会議がこのDの規定に基づいて定める化学に関する活動についての他の条件に合致していることを検証するため、第二部Eの規定に基づき、当該施設のいかなる場所から採取された試料も受領し及び分析する権利を有する。査察員は、また、第十部Cの規定に基づき、当該施設が所在する事業所に対する管理されたアクセスが認められる権利を有する。十年の期間中、締約国は、転換した施設における活動に關し毎年報告する。当該十年の期間の満了の後、執行理事会は、技術事務局の勧告を考慮して、継続する検証措置の性質を決定する。

86 転換した施設の検証の費用は、第五条19の規定に従って分担される。

**第六部 第六条に規定するこの条約によって禁止されていない活動**

(表1の化学物質及びこれに関する施設のための制度)

1 締約国は、この条約の締約国の領域外で表1の化学物質を生産し、取得し、保有し又は使用してはならない。締約国は、また、他の締約国に対して移譲する場合を除くほか、当該化学物

質を自国の領域外に移譲してはならない。

2 締約国は、次の(a)から(d)までの要件が満たされる場合を除くほか、表1の化学物質を生産し、取得し、保有し、移譲し又は使用してはならない。

(a) 化学物質が研究、医療、製薬又は防護の目的に利用されるものであること。

(b) 化学物質の種類及び量が(a)の目的を正当化することのできる種類及び量に厳重に限定されていること。

(c) (a)の目的のための化学物質の総量がいかなる時にも一トン以下であること。

(d) 締約国が生産、貯蔵している化学兵器からの回収及び移譲によって取得する(b)の目的のための総量がいかなる年にも一トン以下であること。

**B 移譲**

3 締約国は、他の締約国に対しても、かつ、2に規定する研究、医療、製薬又は防護の目的に限り、表1の化学物質を自国の領域外に移譲することができる。

4 移譲された化学物質は、第三国に對して再移譲してはならない。

5 他の締約国に対する移譲の少なくとも三十日前までに、締約国及び当該他の締約国は、技術事務局に当該移譲について通報する。

6 締約国は、前年における移譲に關し、詳細な年次申告を行う。当該年次申告については、前年次申告を行った後九十日以内に行うものとし、移譲された表1の各化学物質についての次の事項に關する情報を含める。

(a) 化学名、構造式及びCAS登録番号が付されている場合には当該番号

(b) 他の国から取得した量又は他の締約国に対して移譲した量。個別の移譲について、量、受領者及び目的を含める。

**C 生産**

7 締約国は、8から12までの規定に基づく生産に当たっては、人の安全を確保し及び環境を保護することを最も優先させる。締約国は、安全及び排出に関する自国の基準に従って当該生産を行う。

**D 申告**

8 締約国は、研究、医療、製薬又は防護の目的のために表1の化学物質を生産する場合には、10から12までに規定する場合を除くほか、自分が承認する单一の小規模な施設においてその生産を行う。

9 単一の小規模な施設における生産は、継続的な稼働のために配置されたものでない生産工程の中の反応器内で行う。各反応器の容量は、百リットルを超えてはならず、五リットルを超える容量を有するすべての反応器の総容量は、五百リットルを超えてはならない。

10 防護目的のための表1の化学物質の生産については、单一の小規模な施設以外の一の施設においてその総量が年間十キログラムを超えない範囲内で行うことができる。この施設は、締約国が承認する。

11 研究、医療又は製薬の目的のための施設当たる年間百グラムを超える表1の化学物質の生産については、施設当たりの年間の総量が十キログラムを超えない範囲内で单一の小規模な施設において行うことができる。これらの施設は、締約国が承認する。

り年間百グラムを超える表1の化学物質の生産については、施設当たりの年間の総量が十キログラムを超えない範囲内で单一の小規模な施設において行うことができる。これら

の施設は、締約国が承認する。

12 防護目的のためなく、研究、医療又は製薬の目的のための表1の化学物質の合成であつて施設当たりの年間の総量が百グラム未満のものについては、実験施設において行うことができる。これらの実験施設は、D及びEに規定する申告及び検証に関する義務の対象とならない。

13 締約国は、单一の小規模な施設の操業を計画する場合には、当該施設の正確な所在地に関する情報及び詳細な技術的な説明(設備の目録及び詳細な図面を含む)を技術事務局に提供する。既存の施設については、この条約が当該締約国について効力を生じた後三十日以内に冒頭申告を行う。新たな施設に関する冒頭申告については、操業の開始の少なくとも百八十日前までに行う。

14 締約国は、予定される変更であつて冒頭申告に關係するものについて技術事務局に事前に通報する。その通報については、当該変更が行われる少なくとも百八十日前までに行う。

15 締約国は、单一の小規模な施設において表1の化学物質を生産する場合には、前年における少なくとも百八十日前までに行う。当該施設の活動に関して詳細な年次申告を行う。当該年次申告については、前年の終了の後





平成七年四月二十八日 参議院会議録第二十号(その一) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

四六

	は、次の事項に関する情報を含める。
(a) 化学名、施設において使用されている一般名又は商品名、構造式及びCAS登録番号が付されている場合には当該番号	(a) 化学兵器のための過去における表2の化学物質の生産に関する申告
(b) 冒頭申告については、前三暦年の各年における事業所の生産、加工、消費、輸入及び輸出の総量	9 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三十日以内に、千九百四十六年一月一日以後のいずれかの時に化学兵器のために表2の化学物質を生産した工場を有するすべての事業所を申告する。
(c) 過去の活動に関する年次申告については、前暦年における事業所の生産、加工、消費、輸入及び輸出の総量	10 9の規定に基づく事業所の申告には、次の事項を含める。
(d) 予想される活動に関する年次申告については、翌暦年における事業所の生産、加工又は消費の予想される総量、生産、加工又は消費が行われることが予想される期間を含む。)	(a) 当該事業所の名称、その所有者の名称及び当該事業所を運営する会社又は企業の名称
(e) 次に掲げるもののうちいずれのもの的目的として、化学物質の生産、加工又は消費が行われたか又は行われるか。	(b) 当該事業所内に所在し、かつ、9に定める要件を満たす各工場については、7の(a)から(e)までに規定する事項に関する情報
(i) 現地における加工及び消費(該当する場合には生成物の種類の明示を含む。)	(c) 当該事業所の正確な所在地(住所を含む。)
(ii) 締約国の領域内における又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所への販売又は移譲(該当する場合には他の産業、販売業者又はその他の仕向先のいずれに対する販売又は移譲であるかの明示及び可能な場合には最終生成物の種類の明示を含む。)	(d) 化学兵器のために生産された表2の各化学物質については、
(iii) 直接の輸出(該当する場合には関係国の一明示を含む。)	(i) 化学名、事業所において化学兵器の生産のために使用された一般名又は商品名、構造式及びCAS登録番号が付されている場合には当該番号
(iv) その他の目的(該当する場合には目的の明示を含む。)	(ii) 化学物質が生産された日及び生産量
	(iii) 化学物質が送られた場所及び判明している場合には当該場所において生産された最終生成物
	締約国に対する情報
11 このAの規定に従って申告された事業所の一覧表については、6、7(a)、7(c)、7(d)(i)、7(d)(ii)、8(a)及び10の規定に従って提供された情報と共に、要請に応じ、締約国に対し技術事務局が送付する。	12 第六条4に規定する検証については、申告された事業所であって、次に掲げるいずれかの量を超える化学物質を、前三暦年のいずれかの年に超えて生産し、加工し若しくは消費した(若しくは二以上の)工場又は翌暦年において生産し、加工し若しくは消費することが予想され、一若しくは二以上の工場を有するものにおいて、現地査察を通じて行う。
15 査察は、活動がこの条約に基づく義務に従つて、冒頭査察及びその後の査察を行つて、得られた経験を基礎として検討する。	13 第八条21(a)の規定に従って会議が採択する機関の計画及び予算には、このBの規定に基づく検証のための計画及び予算を別個の項目として含める。第六条の規定に基づく検証のために利用可能な資金の割当てに当たり、技術事務局は、この条約が効力を生じた後の三年間においては、Aの規定に基づく検証のために冒頭査察を優先する。その後、資金の割当てについては、得られた経験を基礎として検討する。
14 技術事務局は、15から22までの規定に従つて冒頭査察及びその後の査察を行つて、得られた経験を基礎として検討する。	16 12の規定に従って査察が行われる事業所については、この条約が効力を生じた後できる限り速やかに、望ましくは三年以内に冒頭査察を行う。この期間が経過した後に申告された後一年以内に冒頭査察を行う。冒頭査察のための事業所の選定については、事業所の査察が行われる正確な時期が予知されることのないように技術事務局が行う。
18 査察員は、冒頭査察に際しては、被査察締約国及び技術事務局が必要としないことを合意する場合を除くほか、事業所に関する施設協定書を作成する。	17 冒頭査察に際しては、被査察締約国及び技術事務局が必要としないことを合意する場合を除くほか、事業所に関する施設協定書を作成する。

官報(号外)

(a) 化学物質に関する附屬書の表に掲げる化学物質の毒性及び当該化学物質を使用して生産される最終生成物がある場合には当該最終生成物の毒性	21 化学物質に関する附屬書の表に掲げる化学物質であって査察が行われる事業所において一般に貯蔵されているものの量	22 化学物質に関する附屬書の表に掲げる化学物質である事業所において一般に貯蔵されているものの量	23 合意される指針、この附屬書の他の関連規定及び秘密扱いに関する附屬書のほか、24から30までの規定を適用する。	24 申告された事業所に関する施設協定は、被査察締約国及び技術事務局がこれを必要としないことを合意する場合を除くほか、冒頭査察の完了の後九十日以内に被査察締約国と機関との間で締結する。当該施設協定は、モデル協定に基づくものとし、申告された事業所における査察の実施について規律する。当該施設協定は、査察の頻度及び程度並びに25から29までの規定に適合する詳細な査察手続を明示する。	25 査察については、申告された事業所内の申告された工場であつて表2の化学物質を扱うものを中心に行う。査察団が当該事業所の他の部分へのアクセスを認めることを要請する場合に	26 記録へのアクセスは、適當な場合には、申告された化学物質が転用されなかつたこと及び生産が申告に合致していたことを保証するために認められる。	27 試料の採取及び分析は、化学物質に関する附屬書の表に掲げる化学物質であつて申告されていかなる事業所も、このBの規定による査察	28 査察が行われる区域には、次のものを含めることができる。	29 査察期間は、九十六時間を超えてはならない。ただし、査察団と被査察締約国との間の合意により延長することができる。	30 締約国は、技術事務局により、査察が行われる事業所に査察団が到着する少なくとも四十八時間前までに査察の通告を受ける。	31 表2の化学物質については、専ら、締約国による移譲	32 締約国は、31の三年の暫定的な期間中、この条約の締約国でない国に対する表2の化学物質の移譲について、以下に規定する最終用途に関する証明書を要請する。締約国は、当該移譲に關し、移譲する化学物質がこの条約によって禁止されていない目的のためにのみ使用されることを確保するため、必要な措置をとる。特に、締約国は、受領国に対し、移譲する化学物質について、次のことを表明する証明書を要請する。
20 技術事務局は、査察のために具体的な事業所を選定し並びに査察の頻度及び程度を決定するに当たり、各施設協定並びに冒頭査察及びその後の査察の結果を踏まえて、化学物質、事業所の性質及び当該事業所において行われる活動の性質がこの条約の趣旨及び目的に対してもたらす危険に十分な考慮を払う。	19 12の規定に従つて査察が行われる事業所は、冒頭査察を受けた後、その後の査察の対象とする。	18 査察	17 行う。	16 いないものが存在しないことを点検するために行う。	15 査察が行われる区域には、次のものを含めることができる。	14 査察が行われる区域には、次のものを含めることができる。	13 査察が行われる区域には、次のものを含めることができる。	12 査察が行われる区域には、次のものを含めることができる。	11 査察が行われる区域には、次のものを含めることができる。	10 査察が行われる区域には、次のものを含めることができる。	9 査察が行われる区域には、次のものを含めることができる。	
8 計算	7 計算	6 計算	5 計算	4 計算	3 計算	2 計算	1 計算	32 計算	31 計算	30 計算	29 計算	
7 計算	6 計算	5 計算	4 計算	3 計算	2 計算	1 計算	32 計算	31 計算	30 計算	29 計算	28 計算	
6 計算	5 計算	4 計算	3 計算	2 計算	1 計算	32 計算	31 計算	30 計算	29 計算	28 計算	27 計算	
5 計算	4 計算	3 計算	2 計算	1 計算	32 計算	31 計算	30 計算	29 計算	28 計算	27 計算	26 計算	
4 計算	3 計算	2 計算	1 計算	32 計算	31 計算	30 計算	29 計算	28 計算	27 計算	26 計算	25 計算	
3 計算	2 計算	1 計算	32 計算	31 計算	30 計算	29 計算	28 計算	27 計算	26 計算	25 計算	24 計算	
2 計算	1 計算	32 計算	31 計算	30 計算	29 計算	28 計算	27 計算	26 計算	25 計算	24 計算	23 計算	
1 計算	32 計算	31 計算	30 計算	29 計算	28 計算	27 計算	26 計算	25 計算	24 計算	23 計算	22 計算	

2 締約国は、次の申告を行う。

(a) この条約が自國について効力を生じた後二

十日以内に1の規定に従つて行う冒頭申告

(b) 冒頭申告を行つた年の翌暦年から開始する  
年次申告(前暦年の終了の後九十日以内に行  
う。)

### 表3の化学物質を生産する事業所の申告

冒頭申告及び年次申告については、三十トンを超える表3の化学物質を前曆年において生産した一若しくは二以上の工場又は翌曆年において生産することが予想される一若しくは二以上の工場を有するすべての事業所について必要とする。

4  
総統国は次の(a)の申告並に上記申告を  
行つた年の翌暦年から開始する(b)及び(c)の申告  
を行う。  
(a) この条約が自國について効力を生じた後三  
十日以内に3の規定に従つて行う冒頭申告  
(b) 前暦年の終了の後九十日以内に行う過去の  
活動に関する年次申告

(c) 予想される活動に関する年次申告(翌暦年の開始の遅くとも六十日前までに行う。)。当該年次申告を行った後に新たに計画する活動については、当該活動の開始の遅くとも五日前までに申告する。

れる場合にのみ、必要とされる。当該指針については、第八条21(1)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。

(c) 下、一萬トン超十万トン以下及び十万トン超  
化学物質の生産がいかなる目的で行われた  
か又は行われるか。

卷三

B 検証の規定に従つて提供された情報と共に、要請に応じ、締約国に対し技術事務局が送付する。

B  
検証

(a) 3-3の規定に基づく事業所の申告には、次の事項を含める。

(b) 当該事業所の名称、その所有者の名称及び当該事業所を運営する会社又は企業の名称。

(c) 当該事業所の正確な所在地(住所を含む)。

当該事業所内の工場であつて第七部の規定に従つて申告するものの数

10 化学物質を生産した工場を有するすべての事業所を申告する。  
9 の規定に基づく事業所の申告には、次の事

13 いて二百トンを超えると予想されるものにおいて、現地調査を通じて行う。  
第八条21(a)の規定に従つて会議が採択する機関の計画及び予算には、第七部13の規定を考慮

(2) 当該工場の名称、その所有者の名称及び当業所内に所在し、かつ、3に定める要件を満たす各工場についての次の事項に関する情報を含める。

(a) 当該事業所の名称、その所有者の名称及び  
当該事業所を運営する会社又は企業の名称

(b) 当該事業所の正確な所在地(住所を含む。)

(c) 当該事業所内に所在し、かつ、<sup>9</sup>に定める

14 して、このBの規定に基づく検証のための計画及び予算を別個の項目として含める。

技術事務局は、このBの規定に基づく査察について、次の考慮すべき要素を基礎として、適当な仕組み(例えば、特別に設計されるコン

(c) 当該工場の主要な活動  
は工作物の具体的な番号がある場合には、( )  
れを含む。)

(d) 化学兵器のために生産された表3の各化学物質については、

(a) を行う事業所を無作為に選定する。  
(b) 査察の公平な地理的配分  
申告された事業所に関する技術事務局が入手可能な情報であって、化学物質、当該事業

申告に関する基準を超える表3の各化学物質についての3の規定に基づく事業所の申告には、次の事項に関する情報を含める。

(a) 化学名、施設において使用されている一般名又は商品名、構造式及びCAS登録番号が

(ii) 造式及びCASS登録番号が付されている場合には当該番号  
化学物質が生産された日及び生産量  
化学物質が送られた場所及び判明してい

所の性質及び当該事業所において行われる活動の性質に関するもの

又は予想される活動に関する申告については翌曆年において予想される生産量を次の範囲で明示するもの。三十トン超二百トン以下、三百トン超千トン以下、千トン超一万トン以

**締約国に対する情報**

16  
技術事務局は、このBの規定に基づく査察を行つ事業所を選定するに当たり、この部及び第九部の規定に従つて締約国が一暦年において受

官報(号外)

ける査察の合計の回数に関する次の制限を遵守する。当該回数は、この部及び第九部の規定に従つて締約国が申告する事業所の総数の五パーセントに三を加えた数又は二十のうちいずれか低い方の数を超えてはならない。

査察の目的

17 Aの規定に従つて申告された事業所においては、査察は、活動が申告において提供された情報に合致していることを検証することを一般的な目的とする。当該査察は、特に、第六部の規定に従つて場合を除くほか表1の化学物質が存在しないこと(特にその生産が行われていないこと)を検証することを目的とする。

査察手続

18 合意される指針、この附属書の他の関連規定及び秘密扱いに関する附属書のほか、19から25までの規定を適用する。

19 施設協定は、被査察締約国が要請する場合を除くほか、締結しない。

20 査察については、申告された事業所内の申告された工場であつて表3の化学物質を扱うものを中心に行う。査察団が第二部51の規定に基づいてあいまいな点を解消するため当該事業所の他の部分へのアクセスを認めることが要請する場合には、当該アクセスの範囲は、査察団と被査察締約国との間で合意する。

21 査察団及び被査察締約国が記録へのアクセスが査察の目的を達成するために役立つことを一致して認める場合には、査察団は、当該アクセスを認められる。

22 試料の採取及び現地における分析は、化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質であつて申告されていないものが存在しないことを点検するため行うことができる。あいまいな点が解消されない場合には、試料については、被査察締約国との合意に従い、指定された現地外の実験施設において分析することができる。

23 査察が行われる区域には、次のものを含めることがある。  
 (a) 原料となる化学物質(反応体)を搬入し又は貯蔵する場所  
 (b) 反応器に注入する前に反応体に対し処理を施す場所  
 (c) 適切な場合には(a)又は(b)の場所から反応器へ通ずる仕込み管(弁類、流量計等)を含む。  
 (d) 反応器の外面及び附属設備  
 (e) 反応器から、長期間若しくは短期間貯蔵するための場所又は申告された表3の化学物質を更に加工するための設備へ通ずる配管  
 (f) (a)から(e)までのいずれかに関連する制御設備  
 (g) 廃棄物及び排水の取扱いのための設備及び場所  
 (h) 規格外の化学物質の処分のための設備及び場所

24 査察期間は、二十四時間を超えてはならない。ただし、査察団と被査察締約国との間の同意により延長することができる。

25 締約国は、技術事務局により、査察が行われる事業所に査察団が到着する少なくとも百二十分前までに査察の通告を受ける。

C この条約の締約国でない国に対する移譲

26 締約国は、この条約の締約国でない国に対して表3の化学物質を移譲する場合には、移譲する化学物質がこの条約によって禁止されていない目的のためにのみ使用されることを確保するため、必要な措置をとる。特に、締約国は、受領国に対し、移譲する化学物質について、次のこととを表明する証明書を要請する。

(a) この条約によって禁止されていない目的のためにのみ使用すること。  
 (b) 再移譲しないこと。

(c) 種類及び量  
 (d) 最終用途  
 (e) 最終使用者の名称及び住所

27 会議は、この条約が効力を生じた後五年を経過した時に、この条約の締約国でない国に対する表3の化学物質の移譲に関して他の措置をとる必要性について検討する。

第九部 第六条に規定するこの条約による禁止されていない活動(他の化学物質を生産する施設のための制度)

A 申告

1 他の化学物質を生産する施設の一覧表

1 第六条7の規定に従つて締約国が行う冒頭申告には、次のいずれかに該当するすべての事業所の一覧表を含める。

(b) 化学物質に関する附属書の表に掲げていな  
い識別可能な有機化学物質であつて、りん、硫黄又はぶつ素の元素を含むもの(以下「P.S.F.化学物質」という。)を前曆年ににおいて三十トンを超えて合成により生産した一又は二以上の工場(以下「P.S.F.工場」という。)を有する事業所

2 1の規定に従つて提出する他の化学物質を生産する施設の一覧表には、火薬類又は炭化水素類のみを生産する事業所を含めない。

3 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三十日以内に、他の化学物質を生産する施設の一覧表を1の規定に従つて自國の冒頭申告の一部として提出するものとし、翌曆年の及びその後の各曆年の開始の後九十日以内に、当該一覧表を改定するため必要な情報を毎年提供する。

4 1の規定に従つて提出する他の化学物質を生産する施設の一覧表には、各事業所についての次の事項に関する情報を含める。

(a) 当該事業所の名称、その所有者の名称及び当該事業所を運営する会社又は企業の名称  
 (b) 当該事業所の正確な所在地(住所を含む)。

(c) 当該事業所の主要な活動  
 (d) 当該事業所において1に規定する化学物質を生産する工場のおよびその数

5 1(a)の規定に従つて掲げる事業所の一覧表には、当該事業所についての化学物質に関する附屬書の表に掲げていない識別可能な有機化学物質の前曆年ににおけるおよその総生産量を次の範囲で明示する情報を含める。千トン未満、千トン以上一万トン以下及び一万トン超

6	1(b)の規定に従って掲げる事業所の一覧表には、当該事業所内のP.S.F.工場の数を明示し、及び各P.S.F.工場が前曆年において生産したP.S.F.化学物質のおよその総量を次の範囲で明示する情報を含める。一百トン未満、二百トン以上一千トン未満、千トン以上一万トン以下及び一万トン超
7	技術事務局は、1の規定に従って化学物質を生産する施設の一覧表を作成するに当たり、事務的な理由により援助を要請することが必要であると認める場合には、援助を提供するよう技術事務局に要請することができる。当該一覧表を完全なものとする」とする)とに関する問題については、その後、当該締約国と技術事務局との間の協議により解決する。
8	締約国に対する情報
9	1の規定に従って提出された他の化学物質を生産する施設の一覧表については、4の規定に従って提供された情報と共に、要請に応じ、締約国に対し技術事務局が送付する。
10	第八条21(a)の規定に従って会議が採択する機関の計画及び予算には、このBの規定に基づく検証のための計画及び予算をその検証の実施が開始された後別個の項目として含める。
11	技術事務局は、このBの規定に基づく検査に付しては、次の考慮すべき要素を基礎として、適切な仕組み(例えば、特別に設計されるコンピュータ・ソフトウェアの利用)により、検査を行う事業所を無作為に選定する。
12	(a) 検査の均衡な地理的配分
13	(b) 他の化学物質を生産する施設の一覧表に掲げられた事業所に関する技術事務局が入手可能な情報であって、当該事業所の性質及び当該事業所において行われる活動に關係するもの
14	(c) 25の規定に従って合意する基準に基づいて締約国が行う提案
15	合意される指針、この附属書の他の関連規定及び秘密扱いに関する附屬書のほか、16から20までの規定を適用する。
16	施設協定は、被検査締約国が要請する場合を除くほか、締結しない。
17	検査については、検査のために選定された事業所において1に規定する化学物質を生産する工場、特に、1(b)の規定に従って一覧表に掲げられたP.S.F.工場を中心に行う。被検査締約国は、第十部Cに規定する管理されたアクセスの規則に従い、これらの工場へのアクセスを管理する権利を有する。検査団が第一部51の規定に基づいてあいまいな点を解消するため当該事業所の他の部分へのアクセスを認めることを要請する場合には、当該アクセスの範囲は、検査団と被検査締約国との間で合意する。
18	検査団及び被検査締約国が記録へのアクセスが検査の目的を達成するために役立つことを一致して認める場合には、検査団は、当該アクセスを認められる。
19	試料の採取及び現地における分析は、化学物質に関する附属書の表に掲げる化学物質であつて申告されていないものが存在しないことを点検するために行うことができる。あいまいな点が解消されない場合には、試料については、被
20	検査締約国との合意に従い、指定された現地外の実験施設において分析することができる。検査期間は、二十四時間を超えてはならない。ただし、検査団と被検査締約国との間の合意により延長することができる。
21	締約国は、技術事務局により、検査が行われる事業所に検査団が到着する少なくとも百二十時間前までに検査の通告を受ける。
22	Bの規定については、会議がこの条約が効力を生じた後の三番目の年における通常会期において別段の決定を行う場合を除くほか、この条約が効力を生じた後の四番目の年の開始の時から実施する。
23	事務局長は、この条約が効力を生じた後の三番目の年ににおける会議の通常会期のため、第七部、第八部及びこの部のAの規定の実施に当たって得られた技術事務局の経験の概要を記載した報告を作成する。
24	会議は、この条約が効力を生じた後の三番目の年における通常会期において、事務局長の報告に基づき、Bの規定に基づく検査のために利用可能な資金をP.S.F.工場と他の化学物質を生産する施設との間にどのように配分するかについて決定することができる。会議がその決定を行わない場合には、この配分は、技術事務局の専門的意見にゆだねられるものとし、11の考慮すべき要素に加えられる。
25	会議は、この条約が効力を生じた後の三番目の年における通常会期において、執行理事会の

- (b) 1(b)の規定に従って一覧表に掲げられた事業所であって、P.S.F.化学物質を前曆年において二百トンを超えて生産した一又は二以上
- のP.S.F.工場を有するもの

助言により、11に規定する選定の過程における考慮すべき要素として締約国がいかなる基準（例えは、地域）に基づいて査察についての提案を行なうべきであるかを決定する。

26 この部の規定については、第八条22の規定に従って開催される会議の第一回特別会期において、得られた経験を基礎として、化学産業の検証制度全般（第六条の規定及び第七部からこの部までの規定）の広範な検討に照らして再検討する。会議は、その後、検証制度をより効果的なものにするため勧告を行う。

第十部 第九条の規定に基づく申立てによる査察

A 査察員及び査察補の指名及び選定

1 第九条の規定に基づく申立てによる査察は、この任務のために特に指名される査察員及び査察補のみによって行われる。事務局長は、同条の規定に基づく申立てによる査察のための査察員及び査察補を指名するため、通常の査察活動のための査察員及び査察補の中から査察員及び査察補を選定することにより、提案する査察員及び査察補の名簿を作成する。当該名簿は、査察員及び査察補の利用可能性並びにこれらの交替が必要であることを考慮して、査察員の選定を柔軟に行なうことができるよう必要な資格、経験、技術及び訓練を有する十分な数の査察員及び査察補によって構成する。できる限り広範な地理的基礎に基づいて査察員及び査察補を選定することが重要であることについても、十分な考慮を払う。査察員及び査察補の指名については、第二部Aに規定する手続に従う。

2 事務局長は、具体的な要請の事情を考慮して、査察団の規模を決定し、及びその構成員を選定する。査察団の規模については、査察命令を適正に遂行するために必要な最小限度に保つ。要請締約国又は被査察締約国の国民は、査察団の構成員となることはできない。

B 査察の事前の活動

3 締約国は、申立てによる査察のための査察の要請を行う前に、技術事務局が当該要請に応じて直ちに措置をとることができることの確認をする。会議は、その後、検証制度をより効果的なものにするため勧告を行う。

4 第十部 第九条の規定に基づく申立てによる査察

A 査察員及び査察補の指名及び選定

1 第九条の規定に基づく申立てによる査察は、この任務のために特に指名される査察員及び査察補のみによって行われる。事務局長は、同条の規定に基づく申立てによる査察のための査察員及び査察補を指名するため、通常の査察活動のための査察員及び査察補の中から査察員及び査察補を選定することにより、提案する査察員及び査察補の名簿を作成する。当該名簿は、査察員及び査察補の利用可能性並びにこれらの交替が必要であることを考慮して、査察員の選定を柔軟に行なうことができるよう必要な資格、経験、技術及び訓練を有する十分な数の査察員及び査察補によって構成する。できる限り広範な地理的基礎に基づいて査察員及び査察補を選定することが重要であることについても、十分な考慮を払う。査察員及び査察補の指名については、第二部Aに規定する手続に従う。

並びに当該懸念を引き起こす基礎となつたすべての適当な情報を含む。)

(e) 要請締約国のオブザーバーの氏名

6 要請締約国は、査察団の入国情地への到着予定期刻の少なくとも十二時間前までに事務局長が被査察締約国に対し査察施設の所在地に関する情報を探査することができる。

5 事務局長は、一時間以内に要請締約国に対しその要請の受領を確認する。

7 査察施設については、地理上の座標（可能な限り具体的に指定する）。要請締約国ができる限り具体的に指定する。要請締約国は、また、可能な場合には、査察施設の概略を付した地図及び査察施設の要請外縁をできる限り正確に明示する図面を提供する。

8 要請外縁は、建物又はその他の工作物から外側に少なくとも十メートルの距離を置くものとする。

(a) 建物又はその他の工作物から外側に少なくとも十メートルの距離を置くものとする。

(b) 既存の警備用の囲いを横切つてはならない。

(c) 要請締約国が要請外縁の中に含めることを意図する既存の警備用の囲いから外側に少なくとも十メートルの距離を置くものとする。

9 要請外縁が8の規定に適合しない場合には、

10 事務局長は、査察団の入国情地への到着予定期刻の少なくとも十一時間前までに、7に規定

する査察施設の所在地について執行理事会に通報する。

11 事務局長は、10の規定に従って執行理事会に通報すると同時に、査察の要請（7に規定する査察施設の所在地を含む。）を被査察締約国に伝達する。この通告には、第二部32に規定する情報も含める。

12 査察団の入国情地への到着時に、被査察締約国は、査察団により査察命令について通報を受ける。

13 事務局長は、第九条の13から18までの規定に従い、査察の要請を受領した後でできる限り速やかに査察団を派遣する。査察団は、10及び11の規定に適合して、かつ、最小限度の時間内に、査察の要請に明示される入国情地に到着する。

14 被査察締約国が要請外縁を受け入れることが可能の場合は、要請外縁は、できる限り速やかに、いかなる場合にも査察団の入国情地への到着の後二十四時間以内に、最終外縁として指定される。被査察締約国は、査察団を査察施設の最終外縁に輸送する。被査察締約国が必要と認める場合には、その輸送の開始の時刻については、最終外縁の指定のためにこの14に定める期限の十二時間前を限度として早めることができる。その輸送については、いかなる場合にも輸送に完了する。

15 すべての申告された施設については、次の(a)及び(b)の手続を適用する（この部の規定の適用上、「申告された施設」とは、第三条から第五条までの規定に従って申告されたすべての施設を

(a) 査察施設の規模及び種類

(b) 使用される入国情地

(c) 査察が行われる締約国及び適当な場合には、接受国

(d) この条約の違反の可能性についての懸念（当該懸念に関係するこの条約の規定の明示示、可能性のある違反の性質及び状況の明示

いう。第六条の規定に関しては、「申告された施設」とは、第六部の規定に従って申告された施設並びに第七部の7及び10(c)の規定並びに第八部の7及び10(c)の規定による申告によって明示された工場のみをいう。」。

(a) 要請外縁が申告外縁に含まれ又は一致する場合には、申告外縁を要請外縁と認める。た

だし、最終外縁は、被査察締約国が合意する場合には、要請締約国の要請する外縁に一致するよう縮小することができる。

(b) 被査察締約国は、実行可能な限り速やかに最終外縁に査察団を輸送するものとし、いかなる場合にも査察団の入国情地點への到着の後二十四時間以内に当該査察団が最終外縁に到着することを確保する。

#### 最終外縁の代替的な決定

16 被査察締約国は、要請外縁を受け入れることができない場合には、入国情地點において、できる限り速やかに、いかなる場合にも査察団の入国情地點への到着の後二十四時間以内に、代替外縁を提案する。意見の相違がある場合には、被査察締約国及び査察団は、最終外縁に関して合意に達するため交渉を行う。

17 代替外縁は、8の規定に従ってできる限り具体的に指定されるべきである。代替外縁は、要請外縁の全体を包含するものとし、自然の地形の特徴及び人工の境界を考慮して、原則として要請外縁と密接な関係を有するものとすべきである。代替外縁については、周囲に警備用障壁が存在する場合には、通常、これに近接するものとすべきである。被査察締約国は、次に掲げる要件のうち少なくとも二のものを満たすこと

により、これらの外縁の間にこの17に定める関係を確立することに努めるべきである。

(a) 代替外縁を要請外縁の区域より著しく大きい区域に拡大しないこと。

(b) 代替外縁を要請外縁から短い一樣の距離に保つこと。

(c) 要請外縁の少なくとも一部が代替外縁から目で見えるものとする。

18 査察団が代替外縁を受け入れることができる場合には、代替外縁は、最終外縁となるものとし、査察団は、入国情地點から最終外縁に輸送されれる。被査察締約国が必要と認める場合には、その輸送の開始の時刻については、代替外縁の提案のために16に定める期限の十二時間前を限度として早めることができる。その輸送につい

ては、いかなる場合にも査察団の入国情地點への到着の後三十六時間以内に完了する。

19 最終外縁について合意されない場合には、外縁についての交渉は、できる限り速やかに完了するものとし、いかなる場合にも査察団の入国情地點への到着の後二十四時間を超えて継続してはならない。合意に達しない場合には、被査察

締約国は、査察団を代替外縁上の地点に輸送する。当該被査察締約国が必要と認める場合には、その輸送の開始の時刻については、代替外

縁の提案のために16に定める期限の十二時間前を限度として早めることができる。その輸送につい

ては、いかなる場合にも査察団の入国情地點への

到着の後三十六時間以内に完了する。

20 19の代替外縁上の地点への査察団の到着の後七十二時間以内に合意に達しない場合には、当該代替外縁が最終外縁として指定される。

21 19の代替外縁上の地点への査察団の到着の後七十二時間以内に合意に達しない場合には、当該代替外縁への速やかなアクセスを査察団に認め

る。

22 査察団は、査察団が輸送された査察施設が要請締約国が指定する査察施設に一致することを確かめるため、所在地の確認のための装置であつて承認されたものを使用し及び自己の指示により当該装置を設置させる権利を有する。査察団は、地図上において識別される地域的な目標によって査察施設の所在地を検証することができる。被査察締約国は、この作業において査察団を援助する。

23 被査察締約国は、査察団の入国情地點への到着の後十二時間以内に、要請外縁のすべての出口（陸路、空路及び水路）を利用して輸送機関による退去について事実関係の情報の収集を開始する。被査察締約国は、査察団が代替外縁又は最終外縁のうち最初に到着する外縁への到着の時に査察団に対しこの情報を提供する。

24 23に規定する義務については、輸送の記録、写真撮影若しくはビデオ録画又は査察団が退去を監視するために提供する化学的証拠の検知用装置によって得られる資料によって事実関係の情報を収集することにより、履行することができる。これに代えて、被査察締約国は、査察団の一又は二以上の構成員が独自に、輸送の記録を作成し、写真を撮影し、退去のための輸送の

ビデオ録画を作成し若しくは化学的証拠の検知用装置を使用すること又は当該被査察締約国と査察団との間で合意する他の活動を行ふことを認めることによつても、当該義務を履行することができる。

25 査察団が代替外縁又は最終外縁のうち最初に到着する外縁への到着の時に、査察施設の保全（査察団による退去の監視の手続）を開始する。査察団による輸送機関のための装置の特定並びに、当該出口及びそれを利用する輸送に関し、査察団による記録の作成、写真撮影及びビデオ録画の作成を行うことを含むものとする。査察団は、査察施設から退去するための輸送が他に行われないことを点検するため同行員を伴い外縁の他のいかなる場所にも赴く権利を有する。

26 25の手続は、査察団による輸送機関のための装置の特定並びに、当該出口及びそれを利用する輸送に関し、査察団による記録の作成、写真撮影及びビデオ録画の作成を行うことを含むものとする。査察団は、査察施設から退去するための輸送が他に行われないことを点検するため同行員を伴い外縁の他のいかなる場所にも赴く権利を有する。

27 退去の監視のための追加的な手続であつて査察団及び被査察締約国が合意するものには、特に、次の事項を含めることができる。

(a) 感知器の使用

(b) 無作為の選定によるアクセス

(c) 試料の分析

28 査察施設の保全及び退去の監視は、すべて、外縁から外側五十メートルを超えない幅の地帯内で行う。

29 査察団は、管理されたアクセスの範囲内で、査察施設からの輸送機関による退去について査察を行う権利を有する。被査察締約国は、査察の対象となる輸送機関であつて査察団が十分なアクセスを認められないものが、査察の要請において提起されたこの条約の違反の可能性についての懸念と関係する目的のために使用され

いなことを査察団に対し証明するため、あらゆる合理的な努力を払う。

30 査察施設に入る施設の要員及び輸送機関並びに査察施設を退去する施設の要員及び個人の乗用の輸送機関は、査察の対象とならない。

31 退去の監視の手続については、査察が行われている間繼續することができる。ただし、査察施設の正常な操業を不当に妨げ又は運営させてはならない。

32 査察の事前の説明及び査察のための計画

33 査察のための計画の作成を容易にするため、被査察締約国は、査察団にアクセスを認めるのに先立ち、安全上の措置及び受け入れに関する措置についての説明を当該査察団に対して行う。

34 査察の事前の説明は、第二部37の規定に従つて行う。被査察締約国は、査察の事前の説明において、査察団に対し、機微に係るものでありかつ申立てによる査察の目的に關係しないと認められる設備、文書又は場所を示すことができる。

更に、査察施設について責任を有する要員は、当該申立てによる査察の目的に關係しないと認められる設備、文書又は場所を示すことができる。

35 査察の事前の説明は、第二部37の規定に従つて行う。被査察締約国は、査察の事前の説明において、査察団に対し、機微に係るものでありかつ申立てによる査察の目的に關係しないと認められる設備、文書又は場所を示すことができる。

36 査察団は、外縁における活動を行つたたり、次のことを行う権利を有する。

(a) 第二部の27から30までの規定に従つて監視のための機器を使用すること。

(b) ふき取りにより試料を採取すること及び空気、土壤又は排水の試料を採取すること。

(c) 自己と被査察締約国との間で合意する追加的な活動を行うこと。

37 査察団の外縁における活動は、外縁から外側五十メートルを限度とする幅の地帯内で行つてはなるべく、最大限度のアクセスを認める義務を負う。被査察締約国は、管理されたアクセスにより、國家の安全保障を保護するために必要な措置をとる権利を有する。この41の規定は、この条約によって禁止されている活動を行つてはならないとの義務の回避を隠すために被査察締約国が援用することはできない。

38 被査察締約国は、場所、活動又は情報への十分なアクセスを認めない場合には、申立てによる査察を引き起こしたこの条約の違反の可能性についての懸念を解消するための代替的な手段を提供するため、あらゆる合理的な努力を払う義務を負う。

39 第四条から第六条までの規定に従つて申告された施設の最終外縁への到着の後、査察の事前の説明及び査察のための計画についての討議に引き続いてアクセスが認められる。この場合において、当該説明及び討議は、必要な最小限度に限られるものとし、いかなる場合にも三時間を超えてはならない。第三条1(d)の規定に従つて申告された施設については、最終外縁への到着の後十二時間以内に、交渉を行い、及び管理されたアクセスを開始する。

該計画については、被査察締約国及び査察施設の代表者に提供する。当該計画の実施は、Cの規定(アクセス及び活動に関する規定を含む)に適合したものとする。

39 被査察締約国は、査察の要請において提起されたこの条約の違反の可能性についての懸念を解消するため、できる限り速やかに、いかなる場合にも査察団の入国情点への到着の後百八時間以内に、要請外縁内でのアクセスを認める。

40 被査察締約国は、査察団の要請に応じ、査察施設への空中からのアクセスを認めることができる。

41 被査察締約国は、38に規定するアクセスを認めるに当たり、財産権又は搜索及び押収に関して当該被査察締約国が有する憲法上の義務を考慮して、最大限度のアクセスを認める義務を負う。被査察締約国は、管理されたアクセスにより、國家の安全保障を保護するために必要な措置をとる権利を有する。この41の規定は、この条約によって禁止されている活動を行つてはならないとの義務の回避を隠すために被査察締約国が援用することはできない。

42 被査察締約国は、場所、活動又は情報への十分なアクセスを認めない場合には、申立てによる査察を引き起こしたこの条約の違反の可能性についての懸念を解消するための代替的な手段を提供するため、あらゆる合理的な努力を払う義務を負う。

43 第四条から第六条までの規定に従つて申告された施設の最終外縁への到着の後、査察の事前の説明及び査察のための計画についての討議に引き続いてアクセスが認められる。この場合において、当該説明及び討議は、必要な最小限度に限られるものとし、自分が必要と認める場合のみ、より干渉の程度が高い手続に移行する。

44 査察団は、査察の要請に従つて申立てによる査察を行つてはならない。査察を行つてはならないとの懸念を解消するのに十分な関連する事実を提供するために必要な方法のみを使用するものとし、当該懸念の解消に関連しない活動を慎む。査察団は、被査察締約国によるこの条約の違反の可能性に關係する事実を収集し及び記録するものとし、被査察締約国が明示的に要請する場合を除くほか、明らかに關係のない情報求め又は記録してはならない。収集された資料であつて収集後に関連しないことが判明したものについては、保有してはならない。

45 査察団は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、任務の効果的な及び適時の遂行に合致する方法で申立てによる査察を行つとの原則を指針とする。査察団は、できる限り、自己が受け入れ可能なと認める手続のうち最も干渉の程度が低い手続からとるものとし、自分が必要と認める場合のみ、より干渉の程度が高い手続に移行する。

46 査察団は、化学兵器に關係しない機微に係る設備、情報又は場所の保護を確保するため、被査察締約国が行う査察のための計画の変更の提案その他の提案(事前の説明の段階を含め査察のいとなる段階で行われるかを問わない)を考慮する。

る外縁に出入りするための地点を指定する。査察団及び被査察締約国は、48の規定による最終外縁内及び要請外縁内の具体的な場所へのアクセスの程度、査察団が行う具体的な査察活動(試料の採取を含む)、被査察締約国による具体的な活動の実施並びに被査察締約国による具体的な情報の提供について交渉する。

48 被査察締約国は、秘密扱いに関する附属書の規定に従い、化学兵器に關係しない機械に係る設備を保護し並びに化学兵器に關係しない秘密の情報及び資料の開示を防止するための措置をとる権利を有する。当該措置には、特に、次のことを含めることができる。

(a) 機械に係る文書を事務所内から撤去すること。

(b) 機械に係る表示、貯蔵品及び設備を覆うこと。

(c) 設備の機械に係る部品(例えば、コンピュータ又は電子系統)を覆うこと。

(d) コンピュータ・システムのオンライン接続を終了し及びデータ表示装置の使用を終了すること。

(e) 化学物質に関する附屬書の表1から表3までに掲げる化学物質又は適当な分解生成物が存在するか否かについての試料の分析を制限すること。

(f) 無作為の選定に基づくアクセスの方法を採用すること。当該方法を採用する場合には、査察員は、査察を行う特定の割合又は数の建物を任意に選定することを要請される。同様の場合は、機械に係る建物の内部及び当該建物内にある物について適用することができ

る。

(g) 例外的な場合には、査察施設の特定の場所へのアクセスを個々の査察員にのみ与えること。

49 被査察締約国は、査察団が十分なアクセスを認められず又は48の規定に従って保護された物件、建物、工作物、容器又は輸送機関が、査察の要請において提起されたこの条約の違反の可能性についての懸念と関係する目的のために使用されないことを査察団に対しても証明するため、あらゆる合理的な努力を払う。

50 49の規定については、特に、覆い又は環境を保護するための遮蔽物を被査察締約国の裁量により部分的に撤去する方法、囲われている場所の入口からその内部を目視によって査察する方法その他の方法により、達成することができる。

51 第四条から第六条までの規定に従って申告された施設については、次の規定を適用する。

(a) 施設協定を締結した施設については、最終外縁内のアクセス及び活動は、当該施設協定によって定められる境界内において阻害されない。

(b) 施設協定を締結していない施設について

53 要請締約国は、申立てによる査察におけるオブザーバーの参加に関する第九条12の規定に従い、オブザーバーが査察団の到着の時から合理的な期間内に査察団と同一の入国情地點に到着するよう調整するため、技術事務局と連絡を保つ。オブザーバーは、査察期間中、被査察締約国若しくは接受国に所在する要請締約国の大使館又は大使館が存在しない場合には要請締約国と連絡を取る権利を有する。被査察締約国は、オブザーバーに対し通信手段を提供する。

54 オブザーバーは、査察施設の代替外縁又は最終外縁のうち査察団が最初に到着する外縁に到着する権利及び被査察締約国により当該査察施設へのアクセスが認められる権利を有する。オブザーバーは、査察団に対し勧告を行つ権利を有するものとし、査察団は、適当と認める範囲内でその勧告を考慮する。査察団は、査察が行われている間を通じて査察の実施及び調査結果についてオブザーバーに常時通報する。

56 国内滞在期間を通じて、被査察締約国は、オブザーバーが必要とする便宜(例えば、通信手段、通訳、輸送、作業場所、宿泊、食事、医療)を提供し又はそのための措置をとる。被査察

ついては、被査察締約国は、47及び48に規定する手続により、化学兵器に關係しない場所又は工作物への十分なアクセスを認めなかつた場合には、当該場所又は工作物が査察の要請において提起されたこの条約の違反の可能性についての懸念と関係する目的のために使用されないことを査察団に対しても証明するため、あらゆる合理的な努力を払う。

#### D 査察の事後の活動

##### 出因

58 査察団及び要請締約国のオブザーバーは、査察施設における査察の事後の手続が完了した後速やかに入国情地點に赴くものとし、最小限度の時間内に被査察締約国領域から退去する。

##### 報告

59 査察の報告については、査察団が行った活動及び査察による事実関係の調査結果(特に、申立てによる査察の要請において示されたこの条約の違反の可能性についての懸念に関するもの)を概括的に要約するものとし、この条約に直接関係する情報のみを含める。当該報告には、また、査察員に対して認められたアクセス及び協力の程度及び性質並びに当該アクセス及び協力を査察団が査察命令を遂行することによる評価を含める。申立てによる査察の要請において示されたこの条約の違反の可能性についての懸念に関係する詳細な情報は、最終報告の附属として提出され、及び機械に係る情報を保護するための適切な保護措置の下で技術事務局内で保有される。

60 査察団は、その主要な勤務地に戻った後七十

寮締約国又は接受国領域内におけるオブザーバーの滞在に係るすべての費用については、要請締約国が負担する。

#### 査察期間

17の規定を考慮し、査察のとりあえずの報告を事務局長に提出する。事務局長は、当該報告を要請締約国、被査察締約国及び執行理事会に速やかに送付する。

61 査察の最終報告案については、申立てによる査察の完了の後二十日以内に被査察締約国に提供する。被査察締約国は、化学兵器に関する情報及び資料であって、その秘密性のため技術事務局の外部に送付されるべきでないと認められたものを特定する権利を有する。技術事務局は、当該報告案の変更について被査察締約国が行う提案を検討し、及び裁量により、可能な限り当該提案を採用する。その後、査察の最終報告については、申立てによる査察の完了の後三十日以内に、第九条の21から25までの規定に従つて行われる配布及び検討のため、事務局長に提出する。

## 第十一部 化学兵器の使用の疑いがある場合における調査

### A 総則

- 1 化学兵器の使用又は戦争の方法としての暴動鎮圧剤の使用の疑いがある場合に第九条又は第十条の規定に従つて開始される調査については、この附属書及び事務局長が定める詳細な手続に従つて行う。
- 2 化学兵器の使用の疑いがある場合に必要な具体的な手続は、次の追加的な規定によるものとする。
- 3 事務局長に提出する化学兵器の使用の疑いがある場合の調査の要請には、可能な範囲内で、

次の事項に関する情報を含めるべきである。

(a) その領域内で化学兵器が使用された疑いのある締約国

(b) 入国情地又はアクセスのための他の安全な経路についての提案

(c) 化学兵器が使用された疑いのある場所の所在地及び性質

(d) 化学兵器が使用された疑いのある時期

(e) 使用されたと思われる化学兵器の種類

(f) 疑いのある化学兵器の使用の程度

(g) 使用された可能性のある毒性化学物質の性質

(h) 人、動物及び植物に対する影響

(i) 適当な場合には具体的な援助の要請

(j) 調査を要請した締約国は、必要と認める追加の情報をいつでも提出することができる。

通告

5 事務局長は、調査を要請した締約国に対しその要請の受領を直ちに確認し、並びに執行理事會及びすべての締約国に通報する。

6 事務局長は、適当な場合には、その領域内において調査を行うことが要請された締約国に通告する。事務局長は、また、調査が行われていない他の締約国の領域へのアクセスが必要となる可能性がある場合には、当該他の締約国に通知する。

7 事務局長は、資格を有する専門家であつて特定の分野におけるその専門的知識が化学兵器の使用の疑いがある場合の調査において必要となるものの名簿を作成し及びこれを常時改定する。

- 8 事務局長に提出する化学兵器の使用の疑いがある場合の調査の要請には、可能な範囲内で、
- 9 事務局長は、査察團に対する説明に際し、査察が最も効果的かつ速やかに行われることを確保するため、調査を要請した締約国又はその他の者が提供した追加の情報を当該説明に含める。
- 10 事務局長は、化学兵器の使用の疑いがある場合の調査の要請を受領した後直ちに、関係締約国との連絡を通じ、査察團の安全な受け入れための措置を要請し及び確認する。
- 11 事務局長は、査察團の安全を考慮して、できる限り早い機会に当該査察團を派遣する。
- 12 調査の要請の受領の後二十四時間以内に査察團が派遣されなかつた場合には、事務局長は、その遅延の理由について執行理事会及び関係締約国に通報する。
- 13 査察團は、到着の時に及び査察が行われてい

じた後三十日以内及び当該名簿が改定される」とに、各締約国に対し書面により通報する。当該名簿に掲げる資格を有する専門家は、各締約国が当該名簿の受領の後三十日以内に書面により受け入れない旨を宣言する場合を除くほか、指名されたものとみなす。

8 事務局長は、具体的な要請の事情及び特性を考慮して、申立てによる査察のために既に指名されている査察員及び査察補の中から査察團長及び査察團の構成員を選定する。更に、具体的な調査の適切な実施のために必要とされる専門的知識が既に指名されている査察員からは得られないと事務局長が認める場合には、査察團の構成員は、資格を有する専門家の名簿の中から選定することができる。

9 事務局長は、査察團に対する説明に際し、査察が最も効果的かつ速やかに行われることを確保するため、調査を要請した締約国又はその他の者が提供した追加の情報を当該説明に含める。

10 事務局長は、査察團の派遣

11 事務局長は、査察團は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察團が必要と認め、かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査

12 試料の採取

13 査察團は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察團が必要と認め、かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査

14 査察團は、査察の開始の前に、特に事務的な措置及び安全上の措置の基礎となる査察のための計画を作成する。当該査察のための計画については、必要に応じて改定する。

15 査察團は、使用された疑いのある化学兵器により影響を受ける可能性のあるすべての場所へ

16 査察團は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察團が必要と認め、かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査

17 試料の採取

18 査察團は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察團が必要と認め、かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査

る間はいつでも、被査察締約国の代表者から説明を受ける権利を有する。

19 査察團は、査察の開始の前に、特に事務的な措置及び安全上の措置の基礎となる査察のための計画を作成する。当該査察のための計画については、必要に応じて改定する。

20 査察團は、被査察締約国と協議する。

21 査察團は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察團が必要と認め、かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査

22 試料の採取

23 査察團は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察團が必要と認め、かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査

24 試料の採取

25 査察團は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察團が必要と認め、かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査

26 試料の採取

27 査察團は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察團が必要と認め、かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査

28 試料の採取

29 査察團は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察團が必要と認め、かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査

30 試料の採取

31 査察團は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察團が必要と認め、かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査

32 試料の採取

33 査察團は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察團が必要と認め、かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査

34 試料の採取

35 査察團は、必要と認める種類及び量の試料を採取する権利を有する。査察團が必要と認め、かつ、要請する場合には、被査察締約国は、査

18 採取された試料と同一のものを入手すること

ができず、かつ、試料の分析が現地外の実験施

設において実施される場合において、要請があ

るときは、その分析の完了の後、残りの試料

はすべて被査察締約国に返還される。

#### 査察施設の拡大

19 査察団が査察が行われている間に隣接する締

約国に調査を拡大する必要があると認める場合

には、事務局長は、当該締約国に対し、その領

域へのアクセスの必要性について通告し、並び

に査察団の安全な受け入れのための措置を要請し

及び確認する。

#### 査察期間の延長

20 査察団が調査に関連する具体的な場所への安

全なアクセスが可能でないと認める場合には、

調査を要請した締約国に直ちに通報する。必要

な場合には、安全なアクセスが認められ及び査

察団がその任務を完了するまで査察期間を延長

する。

#### 面談

21 査察団は、使用された疑いのある化学兵器に

より影響を受けた可能性のある者と面談し及び

当該者を検査する権利を有する。査察団は、ま

た、当該化学兵器の使用の目撃者及び当該化学

兵器の使用により影響を受けた可能性のある者

を治療した又は当該者と接触した医療要員その

他の者と面談する権利を有する。査察団は、利

用可能な場合には、当該化学兵器の使用により

影響を受けた可能性のある者の医療歴へのアク

セスを認められ、及び適宜検死に参加すること

を許可される。

#### D 報告

##### 手続

##### 22 内容

23 査察団は、その主要な勤務地に戻った後七十

二時間以内に、とりあえずの報告を事務局長に

提出する。最終報告については、査察団がその

主要な勤務地に戻った後三十日以内に事務局長

に提出する。事務局長は、執行理事会及びすべ

ての締約国に対し、とりあえずの報告及び最終

報告を速やかに送付する。

#### E この条約の締約国でない国

24 内容

25 最終報告には、援助を緊急に必要としている

ことその他の関連する情報を記載する。経過報

告には、援助が更に必要であることが調査の過

程において明らかになった場合には、その旨を

記載する。

最終報告は、特に調査の要請において示され

た使用された疑いのある化学兵器の使用につい

ての事実関係の調査結果を要約したものとす

る。更に、当該使用に関する調査報告には、調

査の過程についての説明(調査の各種の段階に

応じたもの)であって特に次の事項に言及した

ものを含める。

(a) 試料の採取及び現地における分析が行われ

た場所及び時期

(b) 裏付けとなる証拠(例えば、面談の記録、

医療上の検査及び科学的な分析の結果、査察

団が調査した文書)

査察団が、その調査の過程において、特に、

実験施設における採取した試料の分析を通じて

不純物その他の物質を識別することによって、

使用された化学兵器の出所を識別するために役

立つ可能性のある情報を得た場合には、当該情

報を報告に含める。

27 化学兵器がこの条約の締約国でない国に関係

して又は締約国の管理の下にない領域内におい

て使用された疑いがある場合には、機関は、国

際連合事務総長と密接に協力する。機関は、要

請がある場合には、その資源を同事務総長の利

用に供する。

高水準の能率、能力及び誠実性を満たすこと

を確保するために必要な措置をとること。

(c) この条約を実施するために協定及び規則を

作成し並びに締約国により機関に対してアクセ

スが認められる情報をできる限り正確に明

示すること。

2 事務局長は、秘密情報の保護を確保すること

について主要な責任を負う。事務局長は、次の

指針に従って、技術事務局による秘密情報の取

扱いを規律する厳重な制度を確立する。

(a) 情報は、次のいずれかの場合には、秘密情

報と認める。

(i) 当該情報を提供した締約国であって当該

情報に関係するものが秘密情報として指定

する場合

(ii) 認められていない情報の開示が、当該情

報に関係する締約国又はこの条約の実施の

枠組みに対し、損害を引き起こすことが合

理的に予想されると事務局長が判断する場

合

(b) 技術事務局が取得したすべての資料及び文

書については、秘密情報を含むか否かを判断

するため、技術事務局の適当な組織が評価す

る。締約国が他の締約国によるこの条約の繼

続的な遵守を確認するために必要であるとし

て要請する資料については、定期的に当該締

約国に提供する。当該資料は、次のものを含

む。

(i) 第三条から第六条までの規定及び検証附

属書に従って締約国が行う冒頭報告、冒頭申告、年次報告及び年次申告

(ii) 検証活動の結果及びその実効性について

## の一般的な報告

(b) この条約に従つてすべての締約国に提供される情報

(c) この条約の実施に関連して機関が取得したいかなる情報も、次のいずれかに該当する場合を除くほか、公表してはならず、又はその他の方で提供してはならない。

(d) この条約の実施に関する一般的な情報については、会議又は執行理事会の決定に従い、取りまとめ、公開することができる。

(e) いかなる情報も、当該情報に関する締約国の明示の同意を得て提供することができない。

(f) 秘密情報として分類された情報については、当該情報がこの条約の必要とするところに完全に一致する場合に限つて提供されることを確保する手続によってのみ、機関が提供する。当該手続について、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。

(g) 秘密の資料又は文書に係る機微の水準については、当該資料又は文書の適切な取扱い及び保護を確保するために一律に適用される基準に基づいて定める。このため、この条約の作成過程における関連する作業を考慮して、情報を秘密の程度に関する適当な区分に分類すること及び情報の秘密性が維持される正当な期間を定めることを確保するための明確な基準を有する分類制度を導入する。当該分類制度は、その実施に当たつて必要な柔軟性を維持しつつ、秘密情報を提供する締約国の権利を保護するものとする。当該分類制度につ

いては、第八条21(i)の規定に従つて会議が検討し及び承認する。

(e) 秘密情報は、機関の構内で確實に保管する。資料又は文書の一部は、締約国の国内当局に保管することもできる。具体的な施設の査察のためにのみ必要となる機微に係る情報(特に、写真、図面その他の文書)について

は、当該施設において施錠の上、保管することができる。

(f) 情報については、技術事務局が、この条約の検証に関する規定の効果的な実施に最大限度適合するようにして、当該情報が関係する施設を直接特定することができない方法を取り扱い及び保管する。

(g) 施設から持ち出す秘密情報の量について

(h) 秘密情報へのアクセスについては、当該秘密情報の分類に従つて規律する。機関内の秘密情報の配布については、知る必要がある場合にのみ配布するとの基準に厳重に従う。

3 事務局長は、技術事務局による秘密情報の取扱いを規律する制度の実施状況について、毎年、会議に報告する。

4 締約国は、機関から受領する情報をその情報に関して定められた秘密の水準に従つて取り扱う。締約国は、要請に応じ、機関が締約国に提供する情報の取扱いの詳細を提供する。

B 技術事務局の職員の雇用及び行為

5 職員の雇用条件については、秘密情報へのアクセス及び秘密情報の取扱いがAの規定に従つ

て事務局長が定める手続に適合することを確保するようなものとする。

6 技術事務局における職務上の地位に基づき秘密情報へのアクセスが必要である場合には、当該地位については、アクセスが認められる範囲を明示した正式の職務規則によって規律する。

7 事務局長及び査察員その他の職員は、その職を退いた後も、その公的任務の遂行に際して知るに至つた秘密情報を権限のない者に開示してはならない。事務局長及び査察員その他の職員は、いずれかの締約国に關係する自己の活動に関連してアクセスが認められた情報を、いかなる国若しくは団体に対しても又は技術事務局外のいかなる個人に対しても提供してはならない。

8 査察員は、その任務を遂行するに当たり、その査察命令を遂行するため必要な情報及び資料のみを要請する。査察員は、随伴的に収集した情報であつて、この条約の遵守についての検証に関係しないものの記録は作成しない。

9 職員は、個々に、その雇用期間中及び雇用期間の終了の後五年間に適用される秘密の保護に関する契約を技術事務局と締結する。

10 査察員その他の職員は、不当な開示を避けるため、警備上考慮すべきことにつき適切に助言を受け、及び不当に開示した場合に課される制裁につき適切に注意を喚起される。

11 締約国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所における活動に関する秘密情報へのアクセスが職員に対して認められる

いて通報を受ける。ただし、査察員についてもって足りるものとする。

12 査察員その他の技術事務局の職員の任務の遂行を評価するに当たっては、秘密情報の保護に関する当該職員の記録について特別の注意を払う。

C 現地における検証活動を行うに際して機微に係る設備を保護し及び秘密の資料の開示を防止するための措置

13 締約国は、秘密を保護するために必要と認められる措置をとることができる。ただし、この条約の本文及び検証附属書に従いこの条約を遵守していることを証明する義務を履行することを条件とする。締約国は、査察を受ける時に、査察団に対し、機微に係るものでありかつ査察の目的に関係ないと認める設備、文書又は場所を示すことができる。

14 査察団は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、任務の効果的な及び適時の遂行に合致する方法で現地査察を行つとの原則を指針とする。査察団は、化学兵器に關係しない機微に係る設備又は情報の保護を確保するため、査察を受けられるかを問わない。)を考慮する。

15 査察団は、査察の実施を規律するこの条約の開示を防止するための手続を十分に尊重する。

16 検証に係る措置及び施設協定を作成するに當たり、秘密情報を保護する必要に十分な考慮を

平成七年四月二十八日 参議院会議録第二十号(その二) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求める件

海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

五八

- 払う。個々の施設のための検査手続に関する協定には、施設において検査員がアクセスを認められる場所の確定、現地における秘密情報の保管、合意される区域における検査活動の範囲、試料の採取及びその分析、記録へのアクセス並びに機器及び継続的な監視のための設備の使用に関する具体的かつ詳細な措置を含める。
- 17 検査の後に作成する報告には、この条約の遵守に関連する事実のみを含める。当該報告については、機関が定める秘密情報の取扱いを規定する規則に従って取り扱う。必要な場合には、報告に含まれる情報については、技術事務局及び被検査締約国外部に送付する前に、機微の程度の低いものとするための処理をする。
- D 秘密の扱いに関する違反又は当該違反の疑いがある場合の手続
- 18 事務局長は、第八条21(i)の規定に従って会議が検討し及び承認する勧告を考慮して、秘密の扱いに関する違反又は当該違反の疑いがある場合にとられる必要な手続を定める。
- 19 事務局長は、秘密の保護に関する個々の契約の実施を監督する。事務局長は、秘密情報の保護に関する義務の違反が生じたとの十分な根拠があると判断する場合には、速やかに調査を開始する。事務局長は、締約国が秘密の扱いに関する違反を申し立てる場合にも、速やかに調査を開始する。
- 20 事務局長は、秘密情報を保護する義務に違反した職員に対し、適切な懲戒処分を行う。重大な違反の場合には、事務局長は、裁判権からの免除を放棄することができる。
- 21 締約国は、事務局長が秘密の扱いに関する違

反又は当該違反の疑いを調査し及び違反が確かめられた場合に適当な措置をとるに当たり、可能な範囲内で協力し及び支援する。

22 機関は、技術事務局の構成員による秘密の扱いに関する違反について損害賠償責任を負わない。

- 23 締約国及び機関の双方に関係する違反については、会議の補助機関として設置する「秘密の扱いに関する紛争の解決のための委員会」が検討する。同委員会は、会議が設置する。同委員会の構成及び運営手続を規律する規則については、第一回会期において会議が採択する。

参議院議長 土井たか子  
参議院議長 原 文兵衛殿  
運輸委員長 大久保直彦

#### 審査報告書

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年四月二十七日

参議院議長 原 文兵衛殿

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の実施に伴い、油保管施設等に油漏れ緊急措置手引書の備置き等を義務付け、及び海洋施設等から大量の油の排出のおそれがある場合等における通報に関する規定を整備するとともに、海上災害防止センターの業務に海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を追加する

等の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

##### 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

##### 二、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年四月十三日

参議院議長 土井たか子  
第三十五条中「第二十五条、」を削る。

第三十八条第三項中「含む。」の下に「以下「海洋施設等」という。」を加え、「大量の特定油の排出」を「第一項第一号又は第一号に掲げる油の排出(以下この条において「大量の油の排出」という。)」に、「当該施設」を「当該海洋施設等」に、「特定油が」を「油が」に、「ひろがる」を「広がる」に改め、

同条第六項中「特定油」を「油」に、「ひろがつてい

る」を「広がっている」に、「海上保安庁の事務所」

を「海上保安機関」に改め、同項を同条第七項と

は「に、「第三項の施設」を「第三項若しくは第四項

の海洋施設等」に、「第三項まで」を「第四項まで

に改め、「海難」の下に「若しくは異常な現象」を加

え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「大量

の特定油の排出」を「大量の油の排出」に、「前項の

施設」を「第三項の海洋施設等」に、「前項の規定

を「第三項の規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 海洋施設等の損傷その他の海洋施設等に係る異常な現象が発生した場合において、当該海洋

の事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

第七条の二第三項中「以下」を「第三章の二」において「に改める。

##### 第二十五条を次のように改める。

##### 第二十五条 削除

第二十六条第一項中「廃油処理事業者」の下に、「第二十条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。」

を加える。

施設等から大量の油の排出のおそれがあるときは、当該海洋施設等の管理者は、運輸省令で定めるところにより、当該異常な現象が発生した日時及び場所、異常な現象の状況、油の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。

ただし、油の排出が生じた場合に当該排出された油が第一項ただし書の運輸省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと予想されるとき、又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をしたときは、この限りでない。

第三十九条第一項中「ひろがり」を「広がり」に、「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改め、同条第二項及び第四項中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

第四十条の次に次の二条を加える。

(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書)

第四十一条の二第一次の各号に掲げる者は、運輸省令で定める技術上の基準に従い、当該各号の施設又は当該係留施設を利用する船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該施設内にある者その他の者が直ちにるべき措置に関する事項について、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内(当該施設内に備え置き、又は掲示することができる場合にあつては、当該施設の管理者の事務所内)に備え置き、又は掲示しておかな

ければならない。

一 船舶から陸揚げし、又は船舶に積載する油で運輸省令で定める量以上の量のものを保管することができる施設の設置者

二 運輸省令で定める船舶を保留することができる係留施設(専ら当該運輸省令で定める船舶以外の船舶を係留させる係留施設を除く。)の管理者

三 海上保安庁長官は、前項各号に掲げる者が、同項の技術上の基準に従つて同項の油濁防止緊急措置手引書の作成又は備置き若しくは掲示をしないと認めるときは、その者に対し、同項の技術上の基準に従つて同項の油濁防止緊急措置手引書を作成し、又は備え置き、若しくは掲示すべきことを命ずることができる。

四 第二項各号の施設の管理者は、同項の油濁防除緊急措置手引書に定められた事項を、当該施設の従業者及び当該従業者である者以外の者で当該施設に係る業務を行う者のうち油の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

五 第二項各号の二及び第三十九条の二(見出しを含む。)中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

六 海上防災のための措置に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 船舶所有者その他の者の委託により、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うこと。

八 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うこと。

九 第二項各号の二第一項中「前項第七号」を「前項第十号」に改める。

十 第二項各号の三十七中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

十一 第二項各号の三十八第一項中「海洋施設その他の施設」を「海洋施設等」に改める。

十二 第二項各号の三十九中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

十三 第二項各号の四十中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

十四 第二項各号の四十一中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

十五 第二項各号の四十二中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

十六 第二項各号の四十三中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

十七 第二項各号の四十四中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

十八 第二項各号の四十五中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

十九 第二項各号の四十六中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

二十 第二項各号の四十七中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

第四十二条の十三中「訓練等の業務」の下に「並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務」を加え、「国民の生命、身体及び」を「人

の生命及び身体並びに」に改める。

第四十三条の二第一項中「東京湾その他の」を

「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

第四十三条の三の見出しを「(排出油の防除)に

中「委託により」の下に「、排出された油の広がり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去(第四十二条の三及び第四十三条の三において「排出油の防除」という。)」を加え、同項第三号中「船舶所有者」の下に「その他の者」を加え、同項中第七号を第十号とし、第八号を第九号とし、第五号の次に次の二号を加える。

第五号の次に次の二号を加える。

第六号の次に次の二号を加える。

第七号の次に次の二号を加える。

第八号の次に次の二号を加える。

第九号の次に次の二号を加える。

第十号の次に次の二号を加える。

第十一号の次に次の二号を加える。

第十二号の次に次の二号を加える。

第十三号の次に次の二号を加える。

第十四号の次に次の二号を加える。

第十五号の次に次の二号を加える。

第十六号の次に次の二号を加える。

第十七号の次に次の二号を加える。

第十八号の次に次の二号を加える。

第十九号の次に次の二号を加える。

第二十号の次に次の二号を加える。

第四十二条の四十三に次の二項を加える。

三 センターは、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならぬ。

四 海上保安管区の区域その他の事情を考慮して「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

五 第二項第一号中「東京湾その他の」を

「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

六 第二項第一号中「東京湾その他の」を

「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

七 第二項第一号中「東京湾その他の」を

「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

八 第二項第一号中「東京湾その他の」を

「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

九 第二項第一号中「東京湾その他の」を

「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

十 第二項第一号中「東京湾その他の」を

「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

十一 第二項第一号中「東京湾その他の」を

「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

十二 第二項第一号中「東京湾その他の」を

「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

十三 第二項第一号中「東京湾その他の」を

「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

十四 第二項第一号中「東京湾その他の」を

「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

平成七年四月二十八日 参議院会議録第一十号(その二) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

六〇

## (国際協力の推進)

第五十一条の二 国は、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第五十七条第七号中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第十一号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

第十条 第四十条の二第二項の規定による命令に違反した者

第五十八条第六号中「第二十五条」を削り、同条第十六号中「第三十八条第六項に規定する事実」を削り、同号を同条第十七号とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六条 海上保安機関に対し、第三十八条第七項に規定する事実を発見した旨の虚偽の通報をした者

第六十三条第二号中「第三項」を「第四項」に、及び第十一号を「第十号及び第十三号」に改め、同条第三号中「第四十八条第二項」の下に及び第三項を加え、「並びに第十四号」を、「第十四号」に「の罪」を「並びに第十六号の罪」に改める。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二十五条、第二十六条第一項及

## び第三十五条の改正規定、第五十八条の改正規定(第六号に係る部分に限る)並びに次条の規定

定は、公布の日から施行する。

## (罰則に関する経過措置)

第一条 この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (港則法の一部改正)

第三条 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第四項」を「第五項」に改める。

## (海上交通安全法の一部改正)

第四条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

## (審査報告書)

刑法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年四月二十七日

参議院議長 原 文丘衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、刑法を国民に理解しやすいものとするため、その表記を現代用語化し、あわせて刑罰の適正化を図るため、最高裁判所の違憲判決を受けている尊属殺人に関する規定及び

れと関連するその他の尊属加重規定、並びにいんある者の行為に関する規定を削除しようとするものであり、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 第九章 併合罪(第四十五条—第五十五条)

第十章 累犯(第五十六条—第五十九条)

第十一章 共犯(第六十条—第六十五条)

第十二章 酗量減輕(第六十六条—第六十七

条)

## 第十三章 加重減輕の方法(第六十八条—第七十二条)

## 第二編 罰

## 第一章 削除

第二章 内乱に関する罪(第七十七条—第八十条)

第三章 外患に関する罪(第八十一条—第八十七条)

第四章 国交に関する罪(第九十条—第九十四条)

第五章 公務の執行を妨害する罪(第九十五条—第九十六条の三)

第六章 逃走の罪(第九十七条—第一百一条)

第七章 犯人藏匿及び証拠隠滅の罪(第一百二十九条—第一百五十五条の二)

第八章 騒乱の罪(第一百六条—第一百七条)

第九章 放火及び失火の罪(第一百八条—第一百八十八条)

第十章 出水及び水利に関する罪(第一百十九条—第一百二十三条)

第十一章 往來を妨害する罪(第一百二十四条—第一百二十九条)

第十二章 住居を侵す罪(第一百三十条—第一百三十二条)

第十三章 秘密を侵す罪(第一百三十三条—第一百三十五条)

第八章 未遂罪(第四十三条—第四十四条)

百三十五条)

第十四章 あへん煙に関する罪(第二百三十六 条・第一百四十二条)	第三十章 遺棄の罪(第一百十七条・第一百 十九条)
第十五章 飲料水に関する罪(第一百四十二 条・第一百四十七条)	第二十一章 逮捕及び監禁の罪(第一百二十 条・第二百二十二条)
第十六章 通貨偽造の罪(第一百四十八条・第一 百五十三条)	第二十二章 脅迫の罪(第一百二十一条・第 一百二十三条)
第十七章 文書偽造の罪(第一百五十四条・第一 百六十二条)	第二十三章 略取及び誘拐の罪(第一百二十 条・第二百二十二条)
第十八章 有価証券偽造の罪(第一百六十二 条・第一百六十三条)	第二十四章 名誉に対する罪(第一百三十 条・第二百三十二条)
第十九章 印章偽造の罪(第一百六十四条・第一 百六十八条)	第二十五章 信用及び業務に対する罪(第一 百三十三条・第一百三十四条の二)
第二十章 偽証の罪(第一百六十九条・第一百七 十一条)	第二十六章 窃盜及び強盗の罪(第一百三十 条・第一百七十三条)
第二十一章 虚偽告訴の罪(第一百七十二条・ 五百八十五条)	第二十七章 詐欺及び恐喝の罪(第一百四十 条・第一百五十五条)
第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪 (第二百七十四条・第二百八十四条)	第二十八章 横領の罪(第一百五十二条・第一 百五十五条)
第二十三章 賭博及び富くじに関する罪(第一 百八十五条・第一百八十七条)	第二十九章 盗品等に関する罪(第一百五十 条・第一百五十七条)
第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪(第一 百八十八条・第一百九十二条)	第三十条 殺人・殺傷の罪(第一百五十九 条・第一百六十四条)
第二十五章 汚職の罪(第一百九十三条・第一 九十八条)	第三十一条 第二編第一章を次のように改める。
第二十六章 殺人の罪(第一百九十九条・第一 百三十三条)	第一章 通則
第二十七章 傷害の罪(第二百四条・第二百 八条の二)	(国内犯)
第二十八章 過失傷害の罪(第二百九条・第一 二百一十二条)	第一条 この法律は、日本国内において罪を犯し たすべての者に適用する。
第二十九章 埋葬の罪(第二百十二条・第一 百二十六条)	2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内に おいて罪を犯した者についても、前項と同様と する。
	第三条 この法律は、日本国外において次に掲げ る罪を犯した日本国民に適用する。
	一 第百八条(現住建造物等放火)及び第二百九 条の例により処断すべき罪並びにこれらの 規定の例により処断すべき罪並びにこれらの 罪の未遂罪
	二 第百五十九条(現住建造物等浸害)の罪 書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等 の行為及び前条第五号に規定する電磁的記録 以外の電磁的記録に係る第二百六十二条の二の 罪
	三 第百五十九条から第二百六十一条まで(私文 書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等 の行為)及び同条第一項の罪の未遂罪
	四 第百六十七条(私印偽造及び不正使用等)の 罪及び同条第一項の罪の未遂罪
	五 第百七十六条から第二百七十九条まで(強制 殺死)及び第二百八十四条(重婚)の罪
	六 第百九十九条(殺人)の罪及びその未遂罪 わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強 姦、未遂罪)、第二百八十二条(強制わいせつ及 びその未遂罪
	七 第二百四条(傷害)及び第二百五条(傷害致 死)の罪
	八 第二百十四条から第二百十六条まで(業務 上墮胎及び同致死傷、不同意墮胎、不同意堕 胎致死傷)の罪
	九 第二百十八条(保護責任者遺棄等)の罪及び 同条の罪に係る第二百十九条(遺棄等致死傷) の罪
	十 第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二百二 十二条(逮捕等致死傷)の罪
	十一 第二百二十四条から第二百四十四条まで (未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及 び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的 略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪
	十二 第二百三十条(名譽毀損)の罪
	十三 第二百三十五条から第二百三十六条まで (窃盜、不動産侵奪、強盜)、第二百三十八条 から第二百四十二条まで(事後強盜、昏醉強 盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)及び

## 第二百四十二条(未遂罪)の罪

(刑の変更)

十四 第二百四十六条から第二百五十条まで  
(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐

欺、恐喝、未遂罪)の罪

(定義)

十五 第二百五十三条(業務上横領)の罪

十六 第二百五十六条第一項(盗品譲受け等)の

罪

(公務員の国外犯)

第四条 この法律は、日本国外において次に掲げ

る罪を犯した日本国の公務員に適用する。

一 第百一条(看守者等による逃走援助)の罪及

びその未遂罪

二 第百五十六条(虚偽公文書作成等)の罪

三 第百九十二条(公務員職権濫用)、第百九十

五条第二項(特別公務員暴行凌虐)及び第百九

十七条から第二百九十七条の四まで(収賄、受

託收賄及び事前收賄、第三者供賄、加重收賄

及び事後收賄、あっせん收賄)の罪並びに第

百九十五条第二項の罪に係る第二百九十六条

(特別公務員職権濫用等致死傷)の罪

(条約による国外犯)

第四条の二 前二条に規定するものほか、この

法律は、日本国外において、第二編の罪であつ

て条約により日本国外において犯したときで

あつても罰すべきものとされているものを犯し

たすべての者に適用する。

(外国判決の効力)

第五条 外国において確定裁判を受けた者であつても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。

重い刑とする。

(労役場留置)

三 一個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短

期若しくは寡額が同じである同種の刑は、犯情

によってその輕重を定める。

四 一日以上二年以下の期間、労役場に留置する。

五 上三十日以下の期間、労役場に留置する。

六 罰金を完納することのできない者は、一日以

第七条 この法律において「公務員」とは、國又は

地方公共團體の職員その他法令により公務に從

事する議員、委員その他の職員をいう。

八 死刑は、監獄内において、絞首して執

行する。

九 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至る

まで監獄に拘置する。

十 懲役は、監獄に拘置して所定の作業を行わせ

(懲役)

十一 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役

は、一月以上十五年以下とする。

十二 懲役は、監獄に拘置する。

(禁錮)

十三 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮

は、一月以上十五年以下とする。

十四 禁錮は、監獄に拘置する。

(有期徒刑の加減の限度)

十五 犯罪は、有期の懲役又は禁錮を加重する場合に

おいては二十年にまで上げることができ、これ

を減輕する場合においては一月未満に下げるこ

とができる。

(罰金)

十六 罰金は、一万円以上とする。ただし、これ

を減輕する場合においては、一万円未満に

下げることができる。

(拘留)

十七 罰金は、一日以上三十日未満とし、拘

(科料)

十八 罰金を完納することのできない者は、

一日以上二年以下の期間、労役場に留置する。

十九

二十 罰金を完納することのできない者は、一日以

二十一 罰金を完納することのできない者は、一日以

二十二 罰金を完納することのできない者は、一日以

二十三 罰金を完納することのできない者は、一日以

二十四 罰金を完納することのできない者は、一日以

二十五 罰金を完納することのできない者は、一日以

二十六 罰金を完納することのできない者は、一日以

二十七 罰金を完納することのできない者は、一日以

二十八 罰金を完納することのできない者は、一日以

二十九 罰金を完納することのできない者は、一日以

三十 罰金を完納することのできない者は、一日以

三十一 罰金を完納することのできない者は、一日以

三十二 罰金を完納することのできない者は、一日以

三十三 罰金を完納することのできない者は、一日以

三十四 罰金を完納することのできない者は、一日以

三十五 罰金を完納することのできない者は、一日以

三十六 罰金を完納することのできない者は、一日以

三十七 罰金を完納することのできない者は、一日以

三十八 罰金を完納することのできない者は、一日以

三十九 罰金を完納することのできない者は、一日以

四十 罰金を完納することのできない者は、一日以

四十一 罰金を完納することのできない者は、一日以

四十二 罰金を完納することのできない者は、一日以

四十三 罰金を完納することのできない者は、一日以

四十四 罰金を完納することのできない者は、一日以

四十五 罰金を完納することのできない者は、一日以

四十六 罰金を完納することのできない者は、一日以

四十七 罰金を完納することのできない者は、一日以

四十八 罰金を完納することのできない者は、一日以

四十九 罰金を完納することのできない者は、一日以

五十 罰金を完納することのできない者は、一日以

五十一 罰金を完納することのできない者は、一日以

五十二 罰金を完納することのできない者は、一日以

五十三 罰金を完納することのできない者は、一日以

五十四 罰金を完納することのできない者は、一日以

五十五 罰金を完納することのできない者は、一日以

五十六 罰金を完納することのできない者は、一日以

二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物

三 犯罪行為によって生じ、若しくはこれによつて得た物又は犯罪行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

2 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができる。ただし、犯人以外の者が属する物であつても、犯罪の後にその者が情報を知つて取得したものであるときは、これを没収することができる。

(追徴)

第十九条の二 前条第一項第三号又は第四号に掲げる物の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(没収の制限)

第二十条 拘留又は科料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することができない。ただし、第十九条第一項第一号に掲げる物の没収については、この限りでない。

(未決勾留日数の本刑算入)

第二十一条 未決勾留の日数は、その全部又は一部を本刑に算入することができる。

(期間の計算)

第二十二条 月又は年によつて期間を定めたときは、暦に従つて計算する。

(刑期の計算)

第二十三条 刑期は、裁判が確定した日から起算する。

2 拘禁されていない日数は、裁判が確定した後

であつても、刑期に算入しない。

(受刑等の初日及び釈放)

第二十四条 受刑の初日は、時間にかかわらず、一日として計算する。時効期間の初日についても、同様とする。

四 前号に掲げる物の対価として得た物

2 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができる。ただし、犯人以外の者が属する物であつても、犯罪の後にその者が情報を知つて取得したものであるときは、これを没収することができる。

2 刑期が終了した場合における釈放は、その終了の日の翌日に行う。

第一編第四章を次のように改める。

#### 第四章 刑の執行猶予

##### (執行猶予)

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあるが、その執行を終わつた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

三 犯罪の行いが軽微な場合に該当する者

四 前に禁錮以上の刑に処せられた者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

五 前に禁錮以上の刑に処せられた者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

六 前に禁錮以上の刑に処せられた者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

七 前に禁錮以上の刑に処せられた者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

八 前に禁錮以上の刑に処せられた者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

九 前に禁錮以上の刑に処せられた者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

十 前に禁錮以上の刑に処せられた者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

十一 前に禁錮以上の刑に処せられた者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

十二 前に禁錮以上の刑に処せられた者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

十三 前に禁錮以上の刑に処せられた者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

2 保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。

3 保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

(執行猶予の必要的取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。

一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがないとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがないとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

(執行猶予の裁量的取消し)

第二十七条 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることはなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。

第二十八条 第二十九条から第三十条までを次のように改めること。

一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられた者が一年以下の懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に出獄を許すことができる。

(仮出獄)

第二十九条 次に掲げる場合には、仮出獄の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に出獄を許すことができる。

一 仮出獄中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

二 仮出獄前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき。

三 仮出獄前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。

(執行猶予の言渡し)

第二十九条 次に掲げる場合には、仮出獄の処分を取り消すことができる。

一 仮出獄中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

二 仮出獄前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき。

三 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に対し、その刑の執行をすべきとき。

四 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

の刑に処せられ、その執行を猶予されたこと

が発覚したとき。

(他の刑の執行猶予の取消し)

第二十六条の三 前二条の規定により禁錮以上の刑の執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その終了の日より執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その終了の日より

猶予の言渡しを取り消さなければならない。

(猶予期間経過の効果)

第二十七条 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることはなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。

第二十八条 第二十九条から第三十条までを次のように改めること。

一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられた者が一年以下の懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に出獄を許すことができる。

(仮出獄の取消し)

第二十九条 次に掲げる場合には、仮出獄の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に出獄を許すことができる。

一 仮出獄中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

二 仮出獄前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき。

三 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に対し、その刑の執行をすべきとき。

四 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

2 仮出獄の処分を取り消したときは、出獄中の

日数は、刑期に算入しない。

(仮出場)

第三十条 拘留に処せられた者は、情状により、

いつでも、行政官庁の処分によって仮に出場を

許すことができる。

2 罰金又は科料を完納することができないため

留置された者も、前項と同様とする。

第一編第六章及び第七章を次のように改める。

(第六章 刑の時効及び刑の消滅)

第三十一条 刑の言渡しを受けた者は、時効によ

りその執行の免除を得る。

(時効の期間)

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、

次の期間その執行を受けないことによって完成

する。

(刑の時効)

第三十三条 刑の言渡しを受けた者は、時効によ

りその執行の免除を得る。

(時効の期間)

第三十四条 刑の時効及び刑の消滅

は、罰金以下の刑の執行を終わり又

はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処

せられないで十年を経過したときは、刑の言渡

しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わ

り又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑

に処せられないで五年を経過したときも、同様

とする。

(刑の時効)

第三十五条 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡し

が確定した後、罰金以上の刑に処せられないで

二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、

効力を失う。

(第七章 犯罪の不成立及び刑の減免)

(正当行為)

2 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡し

が確定した後、罰金以上の刑に処せられないで

二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、

効力を失う。

(正當防衛)

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、

罰しない。

(正当防衛)

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は

他人の権利を防衛するため、やむを得ずにして

行為は、罰しない。

(心神喪失及び心神耗弱)

第三十七条 心神喪失者の行為は、罰しない。

(心神喪失及び心神耗弱)

第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。

(責任年齢)

第三十九条 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

(第四十条 削除)

第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。

(自首等)

第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

(併合罪の制限)

第四十三条 併合罪のうちの一個の罪について死刑に処するときは、他の刑を科さない。ただし、没収は、この限りでない。

(第四十四条 未遂)

第四十五条 確定裁判を経てない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があつたときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

(未遂罪)

第四十六条 併合罪のうちの一個の罪について死刑に処するときは、他の刑を科さない。ただし、没収は、この限りでない。

(第四十七条 併合罪のうちの二個以上の罪について有期徒刑の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。

することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかつた者は、その重い罪によって処断することとはできない。

第三十九条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。

2 心神耗弱者の行為は、罰しない。

第四十条 削除

第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。

第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

(併合罪の制限)

第四十三条 併合罪のうちの二個以上の罪について死刑に処するときは、他の刑を科さない。ただし、没収は、この限りでない。

第四十四条 未遂

第四十五条 併合罪のうちの二個以上の罪について有期徒刑の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の长期にその二分の一を加えたものを长期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の长期の合計を超えることはできない。

(未遂犯)

第四十三条 犯罪の実行に着手してこれを遂げた者は、その刑を減輕することができる。

ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかつた者は、その重い罪によって処断することとはできない。

第三十九条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。

2 心神耗弱者の行為は、罰しない。

第四十条 削除

第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。

第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

(併合罪の制限)

第四十三条 併合罪のうちの二個以上の罪について死刑に処するときは、他の刑を科さない。ただし、没収は、この限りでない。

第四十四条 未遂

第四十五条 併合罪のうちの二個以上の罪について有期徒刑の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の长期にその二分の一を加えたものを长期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の长期の合計を超えることはできない。

## (罰金の併科等)

第四十八条 罰金と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条第一項の場合には、この限りでない。

2 併合罪のうちの二個以上の罪について罰金に処するときは、それぞれの罪について定めた罰金の多額の合計以下で処断する。

## (没収の付加)

第四十九条 併合罪のうちの重い罪について没収を科さない場合であっても、他の罪について没収の事由があるときは、これを付加することがができる。

## 2 一個以上の没収は、併科する。

## (余罪の処理)

第五十条 併合罪のうちに既に確定裁判を経た罪とまだ確定裁判を経ていない罪とがあるときは、確定裁判を経ていない罪について更に処断する。

## (併合罪に係る二個以上の刑の執行)

第五十一条 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。

2 前項の場合における有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一をえたものを超えることができない。

## (一部に大赦があった場合の措置)

第五十二条 併合罪について処断された者がその一部の罪につき大赦を受けたときは、他の罪に

ついて改めて刑を定める。

## (拘留及び科料の併科)

第五十三条 拘留又は科料と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条の場合には、この限りでない。

## 2 一個以上の拘留又は科料は、併科する。

## (一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合等の処理)

第五十四条 一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

2 第四十九条第二項の規定は、前項の場合にも、適用する。

## 第五十六条及び第五十七条を次のように改める。

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

## (教唆)

第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者は、正犯の刑を科する。

## 2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。

## (幇助)

第六十二条 正犯を幇助した者は、従犯とする。

## 2 徒犯を教唆した者には、徒犯の刑を科する。

## (従犯減輕)

第六十三条 徒犯の刑は、正犯の刑を減輕する。

## (教唆及び幇助の処罰の制限)

第六十四条 拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。

## 3 併合罪について処断された者が、その併合罪のうちに懲役に処すべき罪があつたのに、その役に処するときも、前項と同様とする。

## (身分犯の共犯)

第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であつても、共犯とする。

## (法律上の減輕と刑の選択)

第六十九条 法律上刑を減輕すべき場合において、各本条に二個以上の刑名があるときは、ま

なす。

## (再犯加重)

第五十七条 再犯の刑は、その罪について定めた懲役の長期の二倍以下とする。

## (三犯以上の累犯)

第五十九条 三犯以上の者についても、再犯の例による。

## 第六十条から第六十五条までを次のように改める。

第六十一条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

## (共同正犯)

第六十二条 法律上刑を加重し、又は減輕する場合であつても、酌量減輕をすることができる。

第六十六条 犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減輕することができる。

(酌量減輕)

第六十七条 法律上刑を加重し、又は減輕する場合であつても、酌量減輕をすることができる。

第六十八条 法律上刑を減輕すべき二個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。

一 死刑を減輕するときは、無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とする。

第六十九条 法律上刑を加重減輕の方法

第六十条 法律上刑を減輕するときは、次の例による。

第六十一条 法律上刑を減輕すべき二個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。

一 死刑を減輕するときは、無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とする。

第六十二条 法律上刑を減輕するときは、その多額及び募額の二分の一を減ずる。

三 有期徒刑又は禁錮を減輕するときは、その长期及び短期の二分の一を減ずる。

四 罰金を減輕するときは、その多額及び募額の二分の一を減ずる。

五 拘留を減輕するときは、その長期の二分の一を減ずる。

六 科料を減輕するときは、その多額の二分の一を減ずる。

分のない者には通常の刑を科する。

第六十六条及び第六十七条を次のように改める。

第六十七条 法律上刑を加重するため懲役に処せられたものであるときは、再犯に関する規定の適用については、懲役に処せられたものとみなす。

第六十八条 犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減輕することができる。

第六十九条 法律上刑を減輕すべき場合において、各本条に二個以上の刑名があるときは、ま

ず適用する刑を定めて、その刑を減輕する。

平成七年四月二十八日 参議院会議録第二十号(その二) 刑法の一部を改正する法律案

六五

(端数の切捨て)

第七十条 獻役、禁錮又は拘留を減輕することに

より一日に満たない端数が生じたときは、これ

を切り捨てる。

(酌量減輕の方法)

第七十一条 酌量減輕をするときも、第六十八条

及び前条の例による。

(加重減輕の順序)

第七十二条 同時に刑を加重し、又は減輕すると

ときは、次の順序による。

一 再犯加重

二 法律上の減輕

三 併合罪の加重

四 酌量減輕

第七十三条から第七十六条までを次のように改

める。

第七十三条から第七十六条まで 削除

第二章 内乱に関する罪

第七十三条から第七十六条までを次のように改

める。

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領

土において國權を排除して権力を行使し、その

他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱すること

を目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、

次の区別に従つて処断する。

一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。

二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無

期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の

職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮

に処する。

三 付和隨行し、その他單に暴動に參加した者は、

三年以下の禁錮に処する。

第八十八条 第八十九条又は第八十二条の罪の予

2 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第

三号に規定する者については、この限りでな

い。

(予備及び陰謀)

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一

年以上十年以下の禁錮に処する。

(内乱等帮助)

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、

又はその他の行為により、前一条の罪を幫助し

た者は、七年以下の禁錮に処する。

(自首による刑の免除)

第八十条 前一条の罪を犯した者であっても、暴

動に至る前に自首したときは、その刑を免除す

る。

第二編第三章の章名及び第八十九条から第八十

八条までを次のように改める。

第三章 外患に関する罪

第七十三条から第七十六条までを次のように改

(外患説教)

第八十二条 外国と通謀して日本国に対し武力を

行使させた者は、死刑に処する。

(外患援助)

第八十二条 日本国に対し武力を行使

があったときに、これに加担して、その軍務に

服し、その他これに軍事上の利益を与えた者

は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処

する。

第八十三条から第八十六条まで 削除

(未遂罪)

第八十七条 第八十九条 第八十二条の罪の未

遂は、罰する。

(予備及び陰謀)

第九十六条の二 強制執行を免れる目的で、財産

備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲

役に処する。

第一編第四章から第十一章までを次のように改

める。

第四章 国交に関する罪

第九十条及び第九十一条 削除

(外国國章損壊等)

第九十二条 外国に対して侮辱を加える目的で、

その國の国旗その他の國章を損壊し、除去し、

又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万

円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、外國政府の請求がなければ公訴

提起することができない。

(私戦予備及び陰謀)

第九十三条 外国に対して私的に戰闘行為をする

目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以

上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した

者は、その刑を免除する。

(中立命令違反)

第九十四条 外国が交戦している際に、局外中立

に関する命令に違反した者は、三年以下の禁錮

又は五十万円以下の罰金に処する。

(第五章 公務の執行妨害する罪)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、

これに對して暴行又は脅迫を加えた者は、三年

以下の懲役又は禁錮に処する。

(加重逃走)

第九十六条 前条に規定する者又は勾引状の執行

を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具

を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は一人以

上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以

下の懲役に処する。

(強制執行妨害)

第九十六条の二 強制執行を免れる目的で、財産

を隠匿し、損壊し、若しくは仮装譲渡し、又は

仮装の債務を負担した者は、二年以下の懲役又

は五十万円以下の罰金に処する。

(競売等妨害)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、公の競

売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、

二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に

処する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的

で、談合した者も、前項と同様とする。

第六章 逃走の罪

第九十七条 裁判の執行により拘禁された既決又

は未決の者が逃走したときは、一年以下の懲役

に処する。

(逃走)

第九十八条 前条に規定する者又は勾引状の執行

を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具

を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は一人以

上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以

下の懲役に処する。

(被拘禁者奪取)

第九十九条 法令により拘禁された者を奪取した

者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(逃走援助)

第一百条 法令により拘禁された者を逃走させる目

的で、器具を提供し、その他逃走を容易にする目

き行為をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三

月以上五年以下の懲役に処する。

(看守者等による逃走援助)

第一百一条 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第一百二条 この章の罪の未遂は、罰する。

第七章 犯人藏匿及び証拠隠滅の罪

(犯人藏匿等)

第一百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者は拘禁中に逃走した者を藏匿し、又は隠避させた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(証拠隠滅等)

は拘禁中に逃走した者を藏匿し、又は隠避させた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(親族による犯罪に関する特例)

第一百四条 他人の刑事案件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(親族による犯罪に関する特例)

第一百五条 前一条の罪については、犯人又は逃走した者の親族がこれらの者の利益のために犯したときは、その刑を免除することができる。

(証人等威迫)

第一百六条 自己若しくは他人の刑事案件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関し正当な理由がないのに面会を強請し、又は強説威迫の行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

## 第八章 騒乱の罪

(騒乱)

第一百六条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

2 前項の物が自己的所有に係るときは、一年以

月以上五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3 犯人藏匿等による

一 首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 付和隨行した者は、十万円以下の罰金に処する。

(多衆不解散)

第一百七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を二回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかつたときは、首謀者は三年以下の懲役又は禁錮に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。

(現住建造物等放火)

第一百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を燃焼した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消火妨害)

第一百九条 火災の際に、消防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他的方法により、消防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第一百十条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を燃焼した者は、一年以上の有期懲役に処する。

(ガス漏出等及び同致死傷)

第一百十一条 第百八条及び第一百九条第一項の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

(未遂)

(現住建造物等放火)

第一百十二条 第百八条及び第一百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消火妨害)

第一百十三条 第百八条及び第一百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(業務上失火等)

(建造物等以外放火)

第一百十四条 放火して、前二条に規定する物以外の物を燃損し、よって公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の物が自己的所有に係るときは、一年以

月以上五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3 犯人藏匿等による

一 首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 付和隨行した者は、十万円以下の罰金に処する。

(激發物破裂)

第一百十七条 火薬、ボイラーリーその他の激發すべき物を破裂させて、第百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

(激發物破裂)

第一百十八条 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。

(ガス漏出等及び同致死傷)

第一百十九条 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。

(差押え等に係る日[日]の物に関する特例)

第一百十五条 第百九条第一項及び第一百十条第一項に規定する物が自己的所有に係るものであつても、差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又

は保険に付したものである場合において、これ

を燃損したときは、他人の物を燃損した者の例による。

2 失火により、第百八条に規定する物であつて又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を燃損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 失火により、第百九条に規定する物であつて又は他人の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を燃損し、よって公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

2 失火により、第百九条に規定する物であつて又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を燃損したときは、他人の物を燃損した者の例による。

3 失火により、第百九条に規定する物であつて又は他人の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を燃損し、よって公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

2 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、

又は遮断し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(現住建造物等浸害)

第百十九条 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等浸害)

第百二十条 出水させて、前条に規定する物以外の物を浸害し、よって公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 浸害した物が自己的の所有に係るときは、その物が差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合に限り、前項の例による。

(水防妨害)

第百二十二条 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(過失建造物等浸害)

第百二十二条 過失により出水させて、第百十九条に規定する物を浸害した者又は第百二十条に規定する物を浸害し、よって公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。

(水利妨害及び出水危険)

第百二十三条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為又は出水せざるべき行為をした者は、一年以下の懲役若しく

は禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第十一章 往來を妨害する罪  
(往来妨害及び同致死傷)

第百二十四条 陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞して往来の妨害を生じさせた者は、一年以下

下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(往来危険)

第百二十五条 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じさせた者は、一年以上の有期懲役

に処する。

(汽船転覆等及び同致死)

第百二十六条 現に人がいる汽船又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 現に人がいる汽船を転覆させ、沈没させ、又

は破壊した者も、前項と同様とする。

(往来危険による汽船転覆等)

第百二十七条 第百二十五条の罪を犯し、よって人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

3 前二項の罪を犯し、よって人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

2 現に人がいる汽船を転覆させ、沈没させ、又

は破壊した者も、前項と同様とする。

(過失建造物等浸害)

第百二十八条 第百二十五条の罪を犯し、よって人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

3 前二項の罪を犯し、よって人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

2 正當な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの人間から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百三十一条 第百二十九条の罪の未遂は、罰する。第百三十二条 第百三十条の罪の未遂は、罰する。

(未遂罪)

第百三十三条 第百二十九条から第二十二章までを次のように改める。

第十三章 秘密を侵す罪  
(信書開封)

第百三十三条 正當な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏泄)

第百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正當な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈禱若しくは祭祀の職にある者又はこれらの人間があつた者が、正當な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

3 業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈禱若しくは祭祀の職にある者又はこれらの人間があつた者が、正當な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

官報(号外)

2 あへん煙の吸食のため建物又は室を提供して利益を図った者は、六月以上七年以下の懲役に処する。
（あへん煙等所持）
第一百四十二条 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の懲役に処する。
（未遂罪）
第一百四十三条 この章の罪の未遂は、罰する。
第十五章 飲料水に関する罪
（浄水汚染）
第一百四十四条 人の飲料に供する净水を汚染し、よって使用することができないようにした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
（水道汚染）
第一百四十五条 水道により公衆に供給する飲料の净水又はその水源を汚染し、よって使用することができないようにした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。
（浄水毒物等混入）
第一百四十六条 人の飲料に供する净水に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下の懲役に処する。
（净水汚染等致死傷）
第一百四十七条 前三条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。
（水道毒物等混入及び同致死）
第一百四十八条 公衆の飲料に供する净水の水道を損壊し、又は閉塞した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
（水道損壊及び閉塞）
第十六章 通貨偽造の罪
（通貨偽造及び行使等）
第一百四十九条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。
（外國通貨偽造及び行使等）
第一百五十条 行使の目的で、日本国内に流通している外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、二年以上の有期懲役に処する。
（詔書偽造等）
第一百五十二条 行使の目的で、御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。
（公文書偽造等）
第一百五十三条 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、二月以上五年以下の懲役に処する。
（通貨偽造等準備）
第一百五十四条 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、二月以上五年以下の懲役に処する。
（虚偽公文書作成等）
第一百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
（公文書偽造）
第一百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を作成したときは、印鑑又は署名の有無により区別して、前一条の例による。
（公正証書原本不実記載等）
第一百五十七条 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
（公正証書原本不実記載等）
第一百五十八条 第百五十四条から前条までの文書若しくは図画を使用し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
（偽造公文書行使等）
第一百五十九条 第百五十四条から前条までの文書若しくは図画を使用し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。
（前項の罪の未遂は、罰する。）

## (私文書偽造等)

第百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、

義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(虚偽診断書等作成)

第百六十条 医師が公務所に提出すべき診断書、検査書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(偽造私文書等行使)

第百六十一条 前二条の文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同一の刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(電磁的記録不正作出及び供用)

第百六十二条 一人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作った者と同一の刑に処する。

## 4 前項の罪の未遂は、罰する。

## 第十八章 有価証券偽造の罪

## (有価証券偽造等)

第百六十二条 行使の目的で、公債証書、官庁の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

(偽造有価証券行使等)

2 行使の目的で、有価証券に虚偽の記入をした者も、前項と同様とする。

(偽造有価証券行使等)

2 行使の目的で、有価証券に虚偽の記入をした者はも、前項と同様とする。

刑を減輕し、又は免除することができる。

## (虚偽鑑定等)

第百七十二条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせた者は、三年以下の懲役に処する。

2 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

3 人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたときは、前二条の例による。

## 第二十一章 虚偽告訴の罪

(公記号偽造及び不正使用等)

第百六十六条 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 公務所の記号を不正に使用し、又は偽造した公務所の記号を使用した者も、前項と同様とする。

(私印偽造及び不正使用等)

第百六十七条 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 他人の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

(私印偽造及び不正使用等)

第百六十八条 第百六十四条第一項、第一百六十五条第一項、第一百六十六条第二項及び前条第二項の罪の未遂は、罰する。

2 第二十章 偽証の罪

(偽証)

第百六十九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

(わいせつ物頒布等)

第百七十一条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、

二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

(強制わいせつ)

第百七十二条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六

月以上七年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第一百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、二年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強姦)

第一百七八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二条の例による。

(未遂罪)

第一百七十九条 前二条の罪の未遂は、罰する。

(親告罪)

第一百八十条 第百七十八条から前条までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第一百七十六条から前条までの罪については、適用しない。

(強制わいせつ等致死傷)

第一百八十二条 第百七十六条から前条までの罪は、無期懲役に処する。

(淫行勧誘)

第一百八十三条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百八十四条 次のように改める。

(重婚)

第一百八十四条 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。

第二編第二十三章から第四十章までを次のように改める。

### 第二十三章 賭博及び富くじに関する罪

(賭博)

第一百八十五条 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたこととなるときは、この限りでない。

(常習賭博及び賭博場開張等凶利)

第一百八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を

以下に改める。

図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(富くじ発売等)

第一百八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処す。

(淫行勧誘)

第一百八十二条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

### 墳墓発掘

第一百八十九条 墳墓を発掘した者は、二年以下の懲役に処する。

(死体損壊等)

第一百九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

(墳墓発掘死体損壊等)

第一百九十二条 第百八十九条の罪を犯して、死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(変死者密葬)

第一百九十三条 検視を経ないで変死者を葬った者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

(公務員職権濫用)

第一百九十四条 公務員がその職権を濫用して、人

に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 特別公務員職権濫用

第一百九十四条 裁判、検察若しくは警察の職務を行ふ者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員暴行陵虐)

第一百九十五条 裁判、検察若しくは警察の職務を行ふ者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行つに当たり、被告人、被疑者その他の者に対する暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

(公務員職権濫用)

2 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対する暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

(特別公務員職権濫用等致死傷)

第一百九十六条 前二条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第一百九十七条 公務員又は仲裁人が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員又は仲裁人になるとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員又は仲裁人となつた場合において、五年以下の懲役に処する。

2 第百九十七条の二 公務員又は仲裁人が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 第百九十七条の二 公務員又は仲裁人が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

## (加重収賄及び事後収賄)

第一百九十七条の三 公務員又は仲裁人が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 公務員又は仲裁人が、その職務上不正な行為をしたこと又は第三者にこれを供与させ、若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員又は仲裁人であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(あつせん収賄)  
第一百九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相當の行為をさせないようにあつせんをする」と又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(没収及び追徴)  
第一百九十七条の五 犯人又は情を知った第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

## (贈賄)

第一百九十八条 第一百九十七条から第一百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込

み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

## 第二十六章 殺人の罪

第一百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

## 第二百条 削除

## (予備)

第二百一条 第一百九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

## (自殺閑亭及び同意殺人)

第二百二条 人を教唆し若しくは帮助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

## (未遂罪)

第二百三条 第一百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。

## 第二十七章 傷害の罪

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは料料に処する。

## (傷害)

第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

## (傷害致死)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害

## (現場助勢)

第一百六十二条 第一百九十七条から第一百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込

しなくとも、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは料料に処する。

## (同時傷害の特例)

第二百七条 一人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の輕重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくとも、共犯の例による。

## (暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは料料に処する。

## (凶器準備集合及び結集)

第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して事を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて集合させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

## 第二十八章 過失傷害の罪

## (過失傷害)

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は料料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

## (過失致死)

第二百十条 過失により人を死亡させた者は、五

(業務上過失致死傷等)  
第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

## 第二十九章 培育の罪

第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、一年以下の懲役に処する。

## (同意墮胎及び同致死傷)

第二百十三条 女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

## (業務上墮胎及び同致死傷)

第二百十四条 医師、助産婦、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させたときは、六年以上七年以下の懲役に処する。

## (不不同意墮胎)

第二百十五条 女子の囑託を受けないで、又はその承諾を得ないので墮胎させた者は、二年以下の懲役に処する。

## (不不同意墮胎致死傷)

第二百十六条 前条の罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。



示することによってした場合でなければ、罰しない。

(公共の利害に関する場合の特例)

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に關係する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事實の真否を判断し、真実であるとの証明があつたときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であるとの証明があつたときは、これを罰しない。

(侮辱)

第二百三十二条 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

(親告罪)

第二百三十二条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(強盗)

2 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行つ。

第三十五章 信用及び業務に対する罪  
(信用毀損及び業務妨害)

第一百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第二百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

(電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与える、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下

の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六章 窃盜及び強盗の罪  
(窃盜)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盜の罪とし、十年以下の懲役に処する。

(不動産侵奪)

第二百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する。

(強盗)

第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(強盗予備)

第二百三十七条 強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二百三十八条 (事後強盗)

2 前項に規定する親族以外の親族との間で犯し

返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。

(昏酔強盗)

第二百三十九条 人を昏酔させてその財物を盗取した者は、強盗として論ずる。

(昏酔致死傷)

第二百四十条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は七年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

(強盜強姦及び同致死)

第二百四十二条 強盗が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よつて女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

た同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 前二項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

(電気)

第二百四十五条 この章の罪については、電気は、財物とみなす。

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

(詐欺)

第二百四十七条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

(電子計算機使用詐欺)

第二百四十六条の二 前条に規定するもののかか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得

失若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の喪失若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は

本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、

五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(准詐欺)	第一百四十八条 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乘じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。
(恐嚇)	第一百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。
(盜品譲受け等)	2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
(未遂罪)	第二百五十五条 第二百四十四条の規定は、この章の罪について準用する。
(準用)	第二百五十六条 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。
(親族等の間の犯罪に関する特例)	2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあつせんをした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。
(横領)	第二百五十七条 配偶者との間又は直系血族、同居の親族若しくはこれららの者の配偶者との間で前項の規定は、この章の罪について準用する。
(横領)	第二百五十九条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。
(業務上横領)	2 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。
(業務上横領)	第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。
(遺失物等横領)	第二百五十四条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは料料に処する。
(公用文書等毀棄)	第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。
(建造物等損壊及び同致死傷)	第二百六十条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。
(経過措置)	第二条 この法律の施行前にした行為の処罰並びに施行前に確定した裁判の効力及びその執行について、なお從前の例による。ただし、この法律による改正前の刑法第二百条、第二百五条第二項、第二百十八条第二項及び第二百二十条
(器物損壊等)	第二百六十二条 自己の物であっても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したもの損壊し、又は傷害したときは、前二条の例による。
(自己の物の損壊等)	第二百六十二条 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
(信書隠匿)	第二百六十三条 他人の信書を隠匿した者は、六年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金若しくは料料に処する。
(親告罪)	2 前項の規定により同項に規定する新法の規定を適用した後の刑の加重減輕、刑の執行の猶予その他の主刑の適用に関する処理については、新法の規定を適用する。
(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)	3 前項の規定により同項に規定する新法の規定を適用した後、刑法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
(鉄道営業法の一部改正)	第四条 鉄道営業法(明治三十二年法律第六十五条)の一部を次のように改正する。
	二「を「第四条の二」に改める。
	第三条 刑法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

## (工場抵当法等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「告訴ヲ待テ之ヲ論ズ」を「告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ」に改める。

## 一 工場抵当法(明治二十八年法律第五十四号)

第二十五条  
二 弁理士法(大正十年法律第二百号)第二十二条  
第三項

## 三 農業動産信用法(昭和八年法律第二十号)第六十条

三 農業動産信用法(昭和八年法律第二十号)第二十二条  
二 十一条

## (鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)

## 四 特許法(昭和二十四年法律第二百二十一号)第四百九十六条第三項

## 五 意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)第六十九条第二項

## 六 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第一百一十三条第一項

## 七 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第二百四十四条)第三十五条第一項

## 八 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十二号)第五十一条第一項

## 九 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第二百二十七号)第二十二条第二項

## 十 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二条)

第十一條第一項  
〔告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ〕に改める。第十二條第一項  
〔告訴ヲ待テ之ヲ論ズ〕を「法律第三十二号の一部を次のように改正する。」第十三條第一項  
〔暴力行為等処罰に関する法律等の一部改正〕第十四條第一項  
〔暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第二十二条)〕に改める。第十五條第一項  
〔第七条 次に掲げる法律の規定中「第四条ノ二」を「第四条の二」に改める。〕第十六條第一項  
〔暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第二十二条)〕に改める。第十七條第一項  
〔人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)〕第五条第十八條第一項  
〔種苗法等の一部改正〕第十九條第一項  
〔第八条 次に掲げる法律の規定中「告訴をまつて論する」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。〕

## 五 税理士法(昭和二十六年法律第二百二十七号)第六十条第二項

## 六 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)第二十二条

## 七 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十八号)第二十二条

## 八 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第五十六条第一項

## 九 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第二百二十七号)第二十二条第二項

## 十 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二条)

第十一條第一項  
〔号〕第五十六条第一項

## 十一 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第二十六条第一項

## 十二 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十号)第二十二条第一項

## 十三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第五十九条第二項

## 十四 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第六十七条第一項

## 十五 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第七条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第十九条第一項

## 十六 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十一年法律第三十号)第五十条第一項

## 十七 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第四十五条第一項

## 十八 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十号)第四十五条第一項

第一号)第四十五条第一項  
(公認会計士法の一部改正)

## 第十条 公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

## 第五十二条第二項中「告訴を待つて、これを論する」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

## 第十二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

## 第十二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「から第四十一条まで」を「又は第四十一条」に改める。

## 第十三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「言渡」を「言渡し」に、「第二百二十二条第一項中「言渡」を「言渡し」に改める。

## 第十四条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条第二項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」を「第二十五条の二第一項」に改める。

## 第十五条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十六条の二第一号」に、「言渡」を「言渡し」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

## 第十六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十六条の二第一号」に、「言渡」を「言渡し」に、「取消」を「取消し」に改める。

## 第十七条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」を「第二十五条の二第一項」に改める。

## 第十八条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。

## 第十九条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。

## 第二十条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。

## 第二十一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。

## 第二十二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。

## 第二十三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。

## 第二十四条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。

## 第二十五条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。

## 第二十六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。

## 第二十七条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。

## 第二十八条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。

## 第二十九条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。

## 第三十条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三号)第一項中「第二百四十九条の二第一項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十五条ノ二第一項」に改める。





において「練習射撃指導員」という。」を、「第九条の十第一項の射撃練習」の下に「(以下)の号及び第三条の三第一項第八号において「射撃練習」といいう。」を加え、「同項の」を削り、「練習用備付け銃」の下に「(第四号の五及び第三条の三第一項第八号において「練習用備付け銃」という。)」を加え、同項第四号の四中「第九条の六第一項の」を削り、同項第七号中「、獵銃等製造事業者」を「若しくは獵銃等製造事業者」に改める。

第一章中第三条の八を第三条の十一とし、同条の次に次の二条を加える。

第三条の十一 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り受けなければならない。

第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し銃実包を譲り受けける場合

二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、同号第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者又は火薬類譲受け許可者等に当該けん銃実包を譲り渡す場合

第三条の十三 何人も、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に向かつて、又はこれらの場所銃砲で射撃を行なう施設(以下「射撃場」という)であつて総理府令で定めるものを除く。)若しくはこれらの乗物においてけん銃等を発射してはならない。ただし、法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該けん銃等を発射する場合は、この限りでない。

第三条の七の前の見出しを削り、同条を第三条の十とし、同条の前に見出しとして「(譲受け等の禁止)」を付し、第三条の六を第三条の八とし、同条の次に次の二条を加える。

第三条の九 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り渡してはならない。

一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、その職務を所持することができる者が、同号第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し銃実包を譲り受けける場合

二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、同号第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者又は火薬類譲渡し銃実包を譲り受けける場合

第三条の十三 何人も、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に向かつて、又はこれらの場所銃砲で射撃を行なう施設(以下「射撃場」という)であつて総理府令で定めるものを除く。)若しくはこれらの乗物においてけん銃等を発射してはならない。ただし、法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該けん銃等を発射する場合は、この限りでない。

第三条の七の前の見出しを削り、同条を第三条の十とし、同条の前に見出しとして「(譲受け等の禁止)」を付し、第三条の六を第三条の八とし、同条の次に次の二条を加える。

第三条の九 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り渡してはならない。

一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、その職務を所持することができる者が、同号第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し銃実包を譲り受けける場合

二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、同号第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し銃実包を譲り受けける場合

第三条の十三 何人も、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に向かつて、又はこれらの場所銃砲で射撃を行なう施設(以下「射撃場」という)であつて総理府令で定めるものを除く。)若しくはこれらの乗物においてけん銃等を発射してはならない。ただし、法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該けん銃等を発射する場合は、この限りでない。

第三条の七の前の見出しを削り、同条を第三条の十とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の四を第三条の五とし、同条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の一の次に次の二条を加える。

第三条の五の前の見出しを削り、同条中「第三条の七」を「第三条の十」に改め、同条を第三条の七とし、同条の前に見出しとして「(譲渡し等の禁止)」を付し、第三条の四を第三条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

第三条の六 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を輸入してはならない。

一 国又は地方公共団体が第三条の三第一項第一号、第二号又は第十一号の所持に供するたために必要なけん銃実包を輸入する場合

二 試験若しくは研究のため又は技能検定の用に供するため銃砲に適合するけん銃実包をその職務のため所持する場合



官 報 (号外)

		二 第三十一条の四第一項又は第二項の罪を犯 す意思をもつて、物品をけん銃等として譲り 渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若 しくは借り受けた者	受けた者
		三 第三十一条の七第一項又は第二項の罪を犯 す意思をもつて、けん銃実包として交付を受 けた物品又はけん銃実包として取得した物品 を輸入した者	第三十一条の十八 次の各号のいずれかに該当す る者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰 金に処する。
	3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以 下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。	一 第三十一条の九及び第三条の十一の規定により 禁止されるけん銃実包の譲渡しと譲受けの周 旋をした者	一 第三十条第一項又は第二項(第二十一条にお いて準用する場合を含む。)の規定に違反した 者
	一 第三十一条の八の罪を犯す意思をもつて、 けん銃実包として交付を受けた物品又はけん 銃実包として取得した物品を所持した者	二 第三十一条の六第一号を同条第三号とし、同条 に、「第三条の七」を「第三条の十」に改め、同条を 第三十一条の十五とする。	二 第三十一条の六に次の二項を加える。
	二 第三十一条の九第一項又は第二項の罪を犯 す意思をもつて、物品をけん銃実包として譲 り渡し、又は譲り受けた者	第三十一条の九中「第三条の五」を「第三条の七」 に、「第三条の七」を「第三条の十」に改め、同条を 第三十一条の二第一項に、「違反行為」を「罪に当たる 行為」に改め、「航空機」の下に「(以下この条にお いて「資金等」という。)」を加え、同条に次のただ し書きを加える。	三 前項第一号の未遂罪は、罰する。
	三 第三十一条の十一第一項第二号の罪を犯す 意思をもつて、けん銃部品として交付を受け た物品又はけん銃部品として取得した物品を 輸入した者	第三十一条の二第二項に、「第三条の六」を「第三 条の七」に、「第三条の七」を「第三条の十」に改 め、同条第二項中「二百万円」を「五百万円」に改 め、同条第二項中「二百万円」を「五百万円」に改 め、同条を第三十一条の四とし、第三十一条の二 を第三十一条の三とする。	三 第三十一条の三第一項中「第三条の五」を「第三 条の七」に、「第三条の七」を「第三条の十」に改 め、同条を第三十一条の五とす る。
	4 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以 下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	2 嘗利の目的で前項の違反行為をした者は、十 年以下の懲役又は十年以下の懲役及び二百万円 以下の罰金に処する。	三 第三十一条の三第一項中「第三条の五」を「第三 条の七」に、「第三条の七」を「第三条の十」に改 め、同条第二項中「二百万円」を「五百万円」に改 め、同条を第三十一条の四とし、第三十一条の二 を第三十一条の三とする。
	一 前条第一項第二号の罪を犯す意思をもつ て、けん銃部品として交付を受けた物品又は けん銃部品として取得した物品を所持した者	3 前二項の未遂罪は、罰する。	三 第三十一条の三第一項中「第三条の五」を「第三 条の七」に、「第三条の七」を「第三条の十」に改 め、同条第二項中「二百万円」を「五百万円」に改 め、同条を第三十一条の四とし、第三十一条の二 を第三十一条の三とする。
	二 前条第一項第三号の罪を犯す意思をもつ て、物品をけん銃部品として譲り渡し、若し くは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り	第三十一条の九 第三条の九又は第三条の十二の 規定に違反した者は、五年以下の懲役又は百万 円以下の罰金に処する。	三 第三十一条の三第一項中「第三条の五」を「第三 条の七」に、「第三条の七」を「第三条の十」に改 め、同条第二項中「二百万円」を「五百万円」に改 め、同条を第三十一条の四とし、第三十一条の二 を第三十一条の三とする。
	第三十一条の八を削る。	第三十一条 第二条の十三の規定に違反した者 は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。	三 第三十一条 第二条の十三の規定に違反した者 は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。
	第三十一条の七中「第三条第一項」を「第三 条の二」とし、第五章中同条の前に次の二項を 加える。	第四号までを「二号」に改め、同条に第一号から して次の二項を加える。	三 第三十一条 第二条の十三の規定に違反した者 は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。
	第三十一条の八を削る。	一 第三十一条の八及び第三条の十一の規定により 規定に違反した者は、五年以下の懲役又は一百万 円以下の罰金に処する。	一 第三十一条の八及び第三条の十一の規定により 規定に違反した者は、五年以下の懲役又は一百万 円以下の罰金に処する。

禁止されるけん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者

第三十二条中第一号を削り、第一号を第一号とし、第二号を第一号とする。

第三十四条中「第三十一条の五から第三十一条の七まで、第三十一条の九又は第三十一条の十一を第三十一条の六、第三十一条の八、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで又は第三十一条の十六」に改める。

第三十五条第一号中「第三十二条第三号」を「第三十三条第二号」に改める。

第三十六条第一号中「第三十二条第一号」を「第三十二条第三号」に改める。

第三十七条第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条の二第二項」に、「第三十一条の三第二項」を「第三十一条の四第二項」に、「第三十一条の五から第三十一条の七まで、第三十一条の九」を「第三十一条の六から第三十一条の九まで」に、「第三十一条の十一第一号若しくは第二号」を「から第三十一条の十三まで、第三十一条の十号」に、「第一号、第四号若しくは第五号」を「から第三号まで、第五号若しくは第六号」に改め、同条第二項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十九条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十一条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十二条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十三条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十四条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十五条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十六条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十七条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十八条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十九条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十一条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第三十二条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかるわらず、改正後の第三十一条の十二ただし書及び第三十一条の十三ただし書の規定は、この法律の施行前に自首した者及びこの法律の施行前にした行為についてこの法律の施行後に自首した者についても、適用する。

第三十一条の十二ただし書及び第三十一条の十三ただし書の規定は、この法律の施行前に自首した者及びこの法律の施行前にした行為についてこの法律の施行後に自首した者についても、適用する。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

衆議院議長 土井たか子  
参議院議長 原 文兵衛殿

平成七年四月十四日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

放送法の一部を改正する法律案

2 改正後の第四条第一項(有線ラジオ放送業務の運用に関する法律)(昭和二十六年法律

の運用に関する法律)により送付する。

よって国会法第八十三条により送付する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超える範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

官 報 (号 外)

第一百三十五号)第四条第二項及び有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後にされた放送、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送(以下「放送等」という。)について適用し、この法律の施行前にされた放送等については、なお従前の例による。

3 改正後の第五条の規定は、この法律の施行後にされた放送について適用し、この法律の施行前にされた放送については、なお従前の例による。

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる放送等に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

官報(号外)

平成七年四月一十八日 参議院会議録第二十号(その1)

第明治二十二年三月三十日  
便物認可

発行所	〒105
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目 東京都港区
電話	03(3587)4294
定価	(配税)本号一部 送九円を三〇九円 料を含む 別